

日本における世界史教育の歴史（I-3）

— 「文明史型万国史」の時代 2. —

History of World History as a Subject of School Education (I-3) — On an Age when World History was taught by Textbook modelled after a pattern of Enlightenment 2. —

岡崎 勝 世*

OKAZAKI, Katsuyo

〈 目 次 〉

はじめに

第1章 近代教育体制確立期における世界史教育
(1886、明治19～1893、明治26)

1. 中学校令(1886、明治19)と世界史教育
2. 帝国大学と史学科の発足
3. 天野為之『萬國歴史』(1887、明治20) —
初期文明史型万国史—
4. スウィントン『世界史概説』と木村一步『萬
國歴史』(1891、明治24)
5. 文明史型万国史教科書の二つのタイプ
6. 中国史の革新 (以上、前号)

第2章 近代教育体制整備期における世界史教育
(1894、明治27～1902、明治35)

1. 「完成期文明史型万国史」
2. 国史・東洋史・西洋史「三分科制」の提起
3. 「官学アカデミズム史学」の形成とドイツ近
代歴史学
4. 万国史教科書の消滅と東洋史教科書、西洋史
教科書の分立へ (本号)

おわりに*

第2章 近代教育体制整備期における世界史教育
(1894、明治27～1902、明治35)

近代教育体制の整備

1894(明治27)年に発生した日清戦争(8月1日～明治28年4月17日講和)に勝利したことは、以後の日本の社会・経済に大きな変化をもたらした。教育制度の整備もその一環であるが、本稿では、明治27年から明治35年までを、『日本近代教育百年史』の用語によって「近代教育体制整備期」と呼んでおきたい^①。文部大臣井上毅が開始したその整備では、まず「高等学校令」(明治27)によって既設の「高等中学」が「高等学校」と改称され、高等学校には高等中学以来の医学部などの「学部」と「大学予科」とが置かれた。このうち「学部」はその後徐々に廃止されていき、「大学予科」のほうは、「一高」など、いわゆる「ナンバーズクール」に転換していくことになる。他方、「尋常中学」には、進学者のための「本科」と、卒業後社会に出る者のための「実科」とが置かれた。明治32年には「中学校令」によって「尋常中学」が「中学校」と改称され、中学校から実業教育を分離する「実業学校令」と「高等女学校

* おかざき・かつよ
埼玉大学名誉教授

令」も制定された。こうして教育体制の整備が
 結し、以後 1947 (昭和 22) 年の「学校教育法」制
 定まで、基本的にはこの教育体制が維持されてい
 った (表 3・1)。

表 3・1 中等教育完成期の学制 (明治 32, 33)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
尋常小学校				高等小学校				高等学校 (学部)				帝国大学					
				中学校				(大学予科)									
				高等女学校				工科大学・農科大学・商業学校									
				実業学校				農科大学・実業補習学校									

※高等学校令 (明治 27)、中学校令・実業学校令・高等女学校令 (明治 32)
 小学校令 (明治 33) → 明治 40 年、尋常小学校での 6 年間の義務教育へ
 大学進学へのルート; 中学校 → 高等学校 (大学予科) → 帝国大学

歴史教育と世界史教育

歴史教育一般については、教育勅語の発布後、
 「小学校校則大綱」(明治 24) が歴史教育の任務
 を「国体の大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養
 フ」ことと規定した。この規定は、前稿で述べた
 ように、直ちには教科書の変化をもたらさなかつ
 たものの、その後のナショナリズムの勃興と共に
 次第に実効性を獲得していくようになる。この動
 きの結果であり、同時に一つの画期となったのは、
 「歴史ヲ教授スルニハ…忠君愛国ノ念ヲ篤カラシ
 メ、内外本末ノ弁ヲ誤ラザラシム」との原則を掲
 げた文部省訓令 (明治 27) であった。

世界史教育は尋常中学 (中学校) で行われたが、
 その内容についても、1894 (明治 27) 年が画期と
 なった。日清戦争以後のナショナリズムの高揚が
 教科書づくりにも大きな影響を与え、また井
 上毅が開始した「中学校令」改正作業の過程で、
 明治 27 年に「尋常中学校歴史科ノ要旨」(以下で
 は「要旨」) が公表され、「万国史」の解体と、
 歴史を国史・東洋史・西洋史に三区区分する、「三
 分科制」への移行が提案されたからである。

ただし教科書の世界では、近代教育体制整備期
 の前半は「完成期文明史型万国史」の時代であり、
 三分科制への移行が実質的に行われたのは、「尋
 常中学校教科教授細目」(以下では「細目」) が
 作成された明治 31 年であった。そこで、本章では、
 明治 30 年一杯までと 31 年以後との二期に分けて

考えていくことにしたい⁽²⁾。また、本章の終わり
 を明治 35 (1902) 年としたのは、この三分科制へ
 の移行を法的に確定した「中学校教授要目」が、
 この年に制定されたからである。

1. 「完成期文明史型万国史」

「完成期文明史型万国史」への転換点もまた、
 明治 27 年あたりと見てよいだろう。「完成期文明
 史型万国史」の契機となったのが前稿で見た木村
 一步『萬國歴史』だったことから言えば、その出
 版の明治 24 年、あるいはこれに基づく教科書が出
 版され始める明治 25 年に置くこともできよう。だ
 がそれらの諸教科書が「検定済」となり始めるの
 は明治 28 年 6 月 (辰巳小次郎、小川銀治郎『萬國
 史要』) 以後だったからである (表 3・2)。

全体的特徴

表は一部明治 30 年後にも及んでいるが、そのう
 ち 30 年までに出版された教科書は、24 種である。
 これをタイトルで区別すると、万国史が 8 点、西
 洋 (歴) 史 4 点、世界歴史 1 点、支那史 4 点、東
 洋史 (含、東洋分国史) が 7 点となる。

この期間は、実質 4 年間と、大変に短い期間で
 ある。それにも拘わらずこの期間を一つの時期と
 したのは、第一に、これを「完成期文明史型万国
 史」の時代とすることができるからである。

とはいえ、表の下段を見ると、これまでにはな
 かった、「西洋史」、「東洋史」というタイトルの
 教科書が登場している。これは、明治 27 年に那
 珂通世によって三分科制が提唱されたことに、い
 ち早く対応した例と考えられる。しかも、下段の
 みでタイトルを比較すると、万国史 5 点と西洋史
 4 点とが拮抗している。支那史は 3 名で 3 点に対
 し東洋史は複数回「検定不認可」となった例があ
 るため、4 名で 7 点となっている。結局これらの
 西洋史、東洋史はいずれも「検定済」とはならな
 かったが、こうしてこの表は、第二に、次の「西

表3・2 明治27年～明治30年に検定・出版された外国史教科書

「検定済」となった中学校用教科書（文部省『検定済教科用圖書表』による）				
執筆者	生没年	教科書名	種類	共著者、改題、初版など
市村瓊次郎	1864-1497	支那史要	2 (27, 32)	■ 東洋史要 (明 32)
小川銀次郎	1867-	萬國史要	15 (万1) (28-大5)	万国史要は辰巳小次郎と共著、初版、明 26 (→ 西洋史要、明 31, 西洋史略、明 34)
磯田 良	1867-1924	世界歴史	16 (29-大13)	初版、明 25
敬業社		萬國小歴史	2 (29, 32)	初版、明 22
同時期に出版された外国史教科書				
著 作 者 ・ 生 没 年 ・ 図 書 名 ・ 出 版 社 ・ 発 行 年				
大和田建樹	1857-1910	新編 萬國歴史 (上下)、博文館、明治 27		
岡田辰次郎		中等教育 支那歴史、松栄堂書店、明治 27		
× 西村 豊		支那史綱 (上下)、敬業社、明治 27		
菊池熊太郎	1864-1908	普通 萬國歴史、敬業社、明治 28		
児島献吉郎	1866-1931	東洋史綱 (上)、八尾書店、明治 28		
前島 操		中等教育 萬國史記 (前編)、丸善、明治 28		
× 宮本 正貫		東洋歴史 (上下)、富山房、明治 28 → × 東洋歴史 (上下)、富山房、明治 30		
× 大槻 如電	1845-1931	東洋分国史 (上下)、内田老鶴園、明治 29		
關藤 成緒	1845-	新編 支那小史、教育書房、明治 29 (→ 明治 31 年、訂正第 4 版が「検定済」に)		
× 原 勇六		中等教科 西洋史 明治 29 (→ × 同、訂正新版 明治 31 → × 同、訂正再版 明治 32)		
× 石田新太郎	1870-1927	西洋歴史 (上下)、普及社、明治 29		
× 大原 貞馬		萬國小史、三木佐助、明治 29 → × 萬國小史 訂正再版、明治 30		
× 藤田 豊八	1869-1929	中等教科 東洋史 2 卷、文學社、明治 29 → × 中等教科 東洋史 2 卷、文學社、明治 30 → × 中等教科 東洋小史、明 30		
松島 剛	1854-1940	中学 西洋歴史、春陽堂、明治 30		
木村鷹太郎	1870-1931	萬國史、松栄堂、明治 30		
白鳥 庫吉	1865-1942	西洋歴史、富山房、明治 30		

・ 上段の「種類」の欄は茨木智志「戦前の中等外国史教科書の執筆者に関する一考察」『総合歴史教育』(第 35 号、1999) による (一部を改)。なおこの欄の例えば「15 (万 1) (28-大 5)」は、明治 28 年より大正 5 年までに検定に付された教科書が 15 種類 (うち一種は万国史) に及んでいることを示す。
 ・ × 印；東書文庫所収で、「検定不認可」、「検定願無効」などの印が押されているもの。

洋史」と「東洋史」の時代への動きが、はやくも「完成期文明史型万国史」の時代開始と同時に始まったことを示している。

また第三に、検定についても、新たな時代が始まりつつあるように見える。一方でまだ検定との関係が不明なものが、關藤成緒の場合も含め⁽³⁾、9 点ある。だが、「検定済」となった 4 点に加え、「検定不認可」、「検定願無効」などと判定されたものが 11 点、合計 15 点が検定を受けている。なかには藤田豊八のように 3 種類の教科書が全て不認可になっているものもあり、不認可の数が「検定済」の 4 倍近くになる。前稿では、明治 19 年から 26 年までの検定についてゆるやかだったのではないかと述べた。だがこの期に入ると、出版された教科書全てを覆ってはいないものの、検定を受けているものが 6 割を超え、検定が次第に強力

になりつつあるように見える。

さらに、表では見えないが、第四に、日本と中国の歴史的位置付けに変化が見え始め、そこに日清戦争の影響が窺える教科書が登場してくる。

そして第五に、まだ部分的ではあるが、リースの影響が確認できるようになってきている。

「完成期文明史型万国史」

さて、まず、この期に「検定済」となった諸教科書のうち、前稿で述べた敬業者『萬國小歴史』は除き、他の二点から見ていくことにしたい。

小川銀次郎と辰巳小次郎による『萬國史要』は、前稿の表 2・2 の下段で中原貞七、長沢市蔵、今井恒郎らとともに登場しているものである。それは、本書もそれらと同時代の明治 26 年に初版が出版されているからであった。だが検定との関係から見れば、「検定済」となったのは明治 28 年、そ

の訂正再版であった。本書の規模は新書一冊程度で、前稿で紹介したものうち最も字数が少ない中原貞七のものに比べても、その半分にも満たない。どうやらここらあたりが、教科書として適正な規模と考えられていたようだ。

著者の一人小川銀次郎(1867、慶応3-?)は帝国大学の第二期入学生であるから、リースの弟子ということになる。白鳥庫吉の一学年下で、明治24年に史学科を卒業し、第二高等中学校などを経て東京高等女学校で教鞭をとり、その校長も勤めた。また史学会の幹事も長く務めている。

共著者の辰巳小次郎については、前稿で紹介した。彼の単著『萬國小史』については、内容をスウィントンに依拠している点は木村一步『萬國歴史』と共通だが、「日本支那朝鮮三國」をアジアの文明国とする点で木村一步の人種論と相違があるので「完成期文明史型万国史」とはせず、完成期を準備したものと位置づけておいた。

『萬國史要』は「辰巳小次郎・小川銀次郎合著」となっており、また、参考文献については一切触れていない。この形式を重視すれば、「翻訳教科書」ではなく日本人独自の著作だということを示したいのかとも受け取れる。また、その背後には、リースの存在も垣間見える。というのは、例えば万国史の発端について、「甲乙兩種以上の國民初めて相接し、或は好を通し或は戦いを宣したるの時」(2)がそれだとしている。リースは、古代エジプトへの異民族ヒュクソスの侵入の歴史的位置づけに際して、「今日の我々の[全世界的結合が実現した]普遍的生活(universal life)の基礎は、こうしてアジアとアフリカの結合の上に打ち立てられた」(4)とし、これを民族間、国家間の関係の発生であり彼の「普遍史」の出発点だとしていた。上の文章は、これに対応している。即ち本書は、リースの「普遍史」観がその基礎にあるとも言えるところがあるのである。

だが、リースよりはスウィントンとフッシャーへの依拠の方が、様々な点で目に付く。両者のいずれが大きな影響を与えたかは微妙だが(5)、「古代」、「中世」、「近世」のどの時代でも、文明史を重視している。例えば、近世を五期に分け、各期の最後に「文明」という節を置いて説明を加えている。近世の五期への区分もフィッシャーに拠っているが、その「第五期文明」(=19世紀の文化)の記述も、彼の記述の要約といってよいほどである(6)。とはいえ、例えばエジプト文明の記述のほうは、スウィントンに依拠している。エジプトの政体に関する二つの文章を並べてみよう。

埃及の國体は世襲王政なり。王は政治上専制なりと云へども、信教修身の上に於て僧侶の爲めに制せらるゝ事少なしとせず(12)。

政体については、エジプトは世襲王政であった。だが、僧侶階級の卓越した力によって、王の統治は特殊な形態をとっていた。他の東洋の政体と違い、エジプトのファラオは彼自身の行動の疑いない主人公ということからは遙かに遠かった。彼の公的諸義務や日々の生活習慣が宗教的規則によって規定されており、そのため、僧侶階級が“王權の裏に隠れた権力”を形成していたのである(20)。

前者は『萬國史要』、後者はもちろんスウィントン『世界史概観』である。もっとも、バビロニア史の記述では、本書はスウィントンに従っていない。だが他でも、ギリシア人、ラテン人について「進取の氣象に富み、民權の思想發達せり」(7)とする一方、インドのアーリア人について土着民との混血によって「全く本来の良質を失ふに至れり」(25)とするところは、スウィントンの議論そのままである。こうして本書は、基礎にはリー

スを置いた面があるものの、多くをスウィントンとフィッシャーに依拠しているといえよう。

前稿では「文明史型万国史」にはその初期形態と完成形態の二種があること、両者を分かつのは木村一步『萬國歴史』が示した「ガイドライン」であること、つまりスウィントンのチュートン人種至上主義と歴史を民主主義の進歩とする観点との修正がともに見られるのが完成形態であり、民主主義の観点の修正は行っても、その人種主義は受け入れているのが初期的形態だとした。

この「ガイドライン」と本書の関係を見ると以下ようになる。まず人種論については、本書は「東洋の人民即ち亜細亞非利加に國をなしたるものは、大に文明の域にすすみたれども、皆な保守の氣象多くして、永く専制の下に呻吟せり」(7)と言う。アジアでも文明段階(専制君主政)への進歩があったがそこで停滞したという立場であり、ここまでは、スウィントンを継承している。リースもインド、メソポタミア、エジプトに加えて中国と中央アメリカも文明発祥の地としているから、これも受け継いでいるかもしれない。だがここからはスウィントンと異なる主張へと進み、「亜細亞古来の大國にして今尚ほ眞の独立を享有するを得る者は獨り、日本支那の二國なり」(329頁以下)と述べている。つまり一方で現今の「一大國係」(＝ヘーレンの *Staatensystem* ないしリースの「諸國家共同体」となっている世界での「白人種」の優位という状況は認めるにしても、他方で、その世界において日本と中国が占める特別な地位を強調しているのである。そしてこの点で天野為之の『萬國歴史』での「劣亜論」＝「チュートン人種至上主義」の立場ではなく、木村一步の『萬國歴史』の人種論に与している。

次に民主主義については、ギリシア史ではソロン、クレイステネス等の改革について「是等民権的の憲法改良は大に國人愛國の心を振起し、頓に

國家隆盛の基を開發す」(44)とスウィントンの表現は借用している⁽⁷⁾。だがそれはアテネの特殊な動きとされ、ギリシア史と民主主義の関係は論じられていない。フランス革命の記述では、革命の一因としての啓蒙主義に触れてはいるが、これを「破壊の論」(266)として、民主主義との関係で高く評価するスウィントンとは距離を置いている⁽⁸⁾。フランス革命とナポレオンを「二大事件」と言い、一方で、「佛國大革命は歐洲諸國の人民をして固く民權の思想を抱かしめ、那翁の霸業は歐洲諸國の人民をして大に國粹の念慮を發せしむ」としてはいる。だが、最終的には、「要するに此二大事件は中世的國家を滅して近世的國家を興す」(262)ことが、その意義だとしている。そして「中世的國家とは貴賤の別を立てるもの、近世的國家とは貴賤の別をやぶるもの」(同)の謂であると説明している。そこでは民主主義の発展よりは國家形態の轉換という観点からの評価が中心となっており、これもまた、スウィントンの基本的観点を修正しての議論となっている。

さらにこの「修正」は明治維新への評価にもつながっていくことになる。

今上天皇位に即き封建の制を廢して郡縣の制を布き、輿論を重んじ、憲法を定め、國會を開く。歐洲諸國の如く革命の慘毒に罹らずして、憲法を有し大政に參するを得るに至りたるは、實に日本人民の大幸なりと云うふべし(333)

この評価は、木村一步の新たな人種論を踏まえつつフランス革命を「近世的國家」への轉換の事件として評価したうえで、その轉換を「革命の慘毒」によらず実現した例として、明治維新の高い評価にまで結びつけたものと言えよう。さらに言えば、世界史におけるこの明治維新に対する高い評価には、リースのフランス革命論に現れていた

ドイツ的近代化の道に対する自信と高い評価も、間接的に影響を与えたかもしれない。

リースの影響は筆者の推量に過ぎないとしても、本書はこのように、木村一步の開拓した路線上で、極端な人種主義と民主主義の発展を柱とするスウィントンの歴史像とを修正している。だが本書の最大の特徴は、そこからさらに一步進んで、明治維新以来の日本を西欧諸国同様に進歩を実現し、その結果先進国の一員に連なった国として世界史に組み込んでいることである。そしてこうした特徴こそは、本書が新型の万国史教科書のうちで最も早く検定済となったことの原因なのかもしれない。また、以後小川銀次郎の教科書が度重なる改訂を経つつ長く刊行され続けていくのも、同じ理由からであろう。筆者は本書を「完成期文明史型万国史」の「典型」と考えるが、それは、本書のこのような特質を重視するからである。

もう一点、磯田良『世界歴史』についても見ておこう。磯田良（1867、慶応3-1924）は白鳥庫吉とともに帝国大学文科大学史学科の最初の二名の入学生の一入である。明治23年に卒業して大学院に進み、帝大講師、ドイツ・オーストリア留学の後、東京高等師範学校教授となっている。

本書も参考文献を一切挙げていない。だが、細かく見ると、スウィントン、フィッシャー、さらにはリースの枠組みや議論も取り入れられている。明らかにリースの『普遍史概説』と一致しているのは、全体の構成である。「上古」を太古から西ローマ帝国の滅亡する476年まで、「中世」をアメリカが発見される1492年まで、「近世」を1789年のフランス大革命まで、「現世」をフランス大革命以後としているからである。具体的内容でも、例えばスパルタ史ではリースにそっくりな文章が出てくる。ヘロットについて「其人口二十万ありて『らこにや』の全人口の二分の一を占めたり」（61）はリースの文章（69頁）の訳文と言

えるし、スパルタ市民の数を九千名とするなどの数値でも、リースと同じ記述がある。だが、どの時代でも文化を重視していることやその文化の記述自体、さらに各時代の構成になると、例えばギリシア史を（1）ペルシア戦争以前、（2）ペルシア戦争からカイロネアの戦いまで（前500年-338年）、（3）ヘレニズム期からローマの支配下に入るまで（～前146年）の三期に区分して記述しているのは、スウィントンと同じである⁽⁶⁾。またクレステネスの改革に関する以下の文章は、スウィントンの翻訳文に他ならない⁽⁷⁾。

クリステネスの功業に由り「あてん」ハ純然たる民主政體となり此の自由政府の制度によりて「あてん」人の元氣ハ速に發達し自国の名譽と繁榮に對する熱心勃々として奮興し遂に中央「ぎりしや」の首國たるに至れり（68）

但し第三期で使用する「ヘレニスチック」という用語は、スウィントンではなく、リース、またはフィッシャーの用語を採用している。

人種論については、「アリヤン」人種、「チュウトン」人種、「チュラニアン」人種など、人種名は種々挙げている。だが彼は、人種の優劣などについて声高に議論することはない。というのも、彼は東洋でもヨーロッパでもそれぞれ文明化が行われたと考えているからである。但し文明化の時期を比較しつつ、「上古東洋の開明せし頃に在りてハ歐洲全土ハだだ蠻民の棲息する所なりしか今や形成一變し歐洲諸國反て東洋を吞噬せんとす東洋の人士たる者今昔の感なき能ハす」（465以下）と慨嘆している。もともとヴォルテールも中国を文明国とし、その古さも承認していた。リースも、人種については述べても、人種主義的立場とは無縁であった。この意味では、人種論と文明史とを結びつけているスウィントンのほうが特殊だとも

いえる。そしてヨーロッパ人も東洋人も文明形成を行った人種ということになってしまえば、ことさらに人種の優劣について声高に議論する必要もなくなる。また、ヴォルテールがそうだったように、人種主義から離れた啓蒙主義的世界史も、十分に可能なのである。もっとも、磯田のこの立場は、ヴォルテールに戻ったというよりは、日本（と中国）を文明国としている「ガイドライン」の立場であり、木村一步（とリース）の人種論がもたらした一結果であると言えよう。そしてそこでは、人種に関する議論がもはや「劣亜論」と結びつくことが無くなっているのである。

民主主義の扱いについてみると、スウィントンもフィッシャーもリースもアテネの民主政やペリクレスについて詳述しているのに対し、彼は、ペルシア戦争後アテネでは政治改革が行われ、「貴賤の懸隔を廢し何れの市民にも等しく政権を与えたり」（78）と、一行で済ませている。フランス革命の記述にしてもまた、スウィントンのような民主主義との関係を重視した言説は見られない。例えば啓蒙主義については、革命の原因論等ごく簡単に紹介するのみである⁽¹⁰⁾。ギリシア史でもフランス革命の場所でも、もっぱら客觀的事実の記述に努力を傾注しているのである。もともと彼は、「例言」で、「理論は事實に通曉せる後始めて解し得べきものなれば此書は専ら興亡盛衰の跡を叙し高遠なる史論を説くことを務めす」（1）としていた。この態度は、客觀的歴史記述を目指したランケ学派（リース）の影響とも考えられるが、しかし他方では、結果としてであれ、彼の民主主義の記述もやはり木村一步（＝文部省）の示した「ガイドライン」の範囲内に治まるということになっている。

磯田良の『世界歴史』は、初めて「世界史」を名乗った教科書である。その事情について、万国史というありきたりのタイトルを避けるため「書

肆」の請いにより“World History”の訳語を使用したのだ述べ、「深意あるにあらず」と説明している（「例言」）。しかしこれは、スウィントンがそうだったように、啓蒙主義的世界史が伝統的な「普遍史（Universal History）」というタイトルにかえて“World History”という言葉を使用し始めたことの反映でもあったろう。

以上の諸側面を総合すると、そこにはリースの影響が見え隠れしてはいるが、記述の内容から言えば、彼の教科書はやはり「完成期文明史型万国史」と位置づけることができよう。

「万国史」教科書

次に表3・2の下段の諸教科書の検討に移ろう。この時代に入ると、もはや、中国史も内に組み込んだ形態の「万国史」はなくなっている。つまり「万国史」を名乗る西洋史と、直接「西洋史」を名乗るものの二種類のみとなっている。そのうち、まず、「万国史」を書名に冠している五点から見て行く。

まず大和田建樹『新躰 萬國歴史』についてだが、大和田建樹（1857、安政4-1910）は宇和島藩士の家に生まれ、明治9年に広島外国語学校に入学した。その後退学、上京して国文学を独習し、帝国大学文科大学講師や東京高等師範学校教授を歴任したが、明治24年からは教職を辞して在野の学者となった。「汽笛一声新橋を」で始まる『鉄道唱歌』の作詞者として名高く、国文学者、詩人として多方面な著述活動を行っている。

本書の場合、新書一冊程度だから分量としては問題がないが、検定との関係は、「検定済」のリストに挙がっていないこと以外は、不明である。

「緒言」でスウィントンとフィッシャーを挙げ、この「二史の長處を取り、傍ら他の諸書を参考して」編んだと述べている。構成はほとんどスウィントンそのままである。太古、中世（ただし期間は375年～1453年）と近世に三区分別していること

は勿論、近世の歴史を、世紀毎に分けて記述したり、エジプト以後の文明史を語るという構成も同じである。木村一步の「ガイドライン」との関係を見ると、まずスウィントンの人種主義を退け、「我東洋にありては、日本、支那等二三の國々を除くの外、その國民としての歴史の發達はめて不完全」（上、6）と述べて、「ガイドライン」同様に、日本と中国の特別な位置を主張している。民主主義の扱いについては、本書の最も大きな特徴が絡んでくる。彼は万国史の任務を「歐洲の文明なるものは、如何なる程度まで尊重すべきものなるかを明らかにせしむること」（下、114）にあるとしている。つまり、ヨーロッパ文明の普遍的価値に疑義を呈しているのである。そして、ヨーロッパ人が東洋の政体を「専制主義」の名に於いて批判することに対して、西欧でも専制主義が行われたことがあったのだから、アジアのみの特質とするのは偏見に過ぎないとしている。また政体は風土や人情の相違によって異なっていてよい筈だとして、「總意主義」（民主主義）はヨーロッパ人には適当だが「東洋人に取りては却って専制主義を以てする方適せしが如し」（上、10）とまで言い、「今日以後の歴史は蓋し此二主義の勝敗を證するに足るべきか」（同）と述べている。「ガイドライン」が求めているのは、スウィントンの民主主義絶対化を修正することであった。だがここでは、民主主義の普遍妥当性に疑義を提出しているのである。もっとも、結局は東洋文明の停滞性を認め、その原因を専制政治下での「嚴重なる束縛的規範」（上、45）に求めているから、この議論は、彼がいわば意図的に極論として述べていると考えられる。だがこうした極論まで述べるのは、ヨーロッパ人のそれとは異なる自らの価値観を強く意識しているからである。その価値観については彼自身が執筆した日本史教科書、『新躰 日本歴史』（博文館、明治27）を参照するように求

めているが、そこでは、日本人は「地球上優等人種」（上、4）とされ、また結語では、「實に神武天皇の皇基を定め給ひしより茲に二千五百五十年、皇統連綿萬世一日の如し。上に此宇内無比なる一系の聖天子を戴き、今また此優渥仁慈なる聖詔の下に議會の開設に遇ふ。我等臣民たるもの豊賀するのみにして止むべけんや。抑も亦奮勵蹶起して立憲國の臣民たる勉を盡さざるべからざるなり」（下、201 以下）と述べている。つまり大和田建樹『新躰 萬國歴史』は、万国史の記述内容から言えば「完成期文明史型万国史」だが、しかし、その基礎となっている考え方は、もはや西欧啓蒙主義的世界史のそれではないのである。

前稿でも見たように、木村一步（文部省）のガイドラインの基礎となっていたのは、まだ啓蒙主義的文明史観との親和的關係を許容する、勃興期のナショナリズムであった。これに対し本書は、具体的記述の面ではさして相違がないように見えながら、しかし、その基礎が変化しつつあることを示している。つまり、同じく基礎にはナショナリズムがあったとはいっても、それは、日清戦争以後の、国体論、皇国主義、さらには西洋的価値観に対する挑戦までを含む、高揚期のナショナリズムに通じているのである。

次に菊池熊太郎『普通 萬國歴史』を見よう。菊池熊太郎（1864、元治2-1908）は岩手県出身で、明治18年に札幌農学校を卒業した後は東京英語学校や東京法学院（現、中央大学）などで教鞭を執り、明治27年以後は実業界（勸業銀行など）に転身した。この間、明治21年には札幌農学校以来の友人で「国粹主義」という言葉の使用を開始した志賀重昂（1863、文久3-1927）⁽¹¹⁾とともに「政教社」の結成に参加し、国体論者として発言している。他方、農学者として自然科学関係の教科書を執筆し、また、地理の教科書なども出版している。

『普通 萬國歴史』は、規模は新書一冊を少し超える程度のものである。この点では問題は無いはずだが、検定済とはなっていない。一方、本書の性格については、多言は要しない。その特徴については、第一に、時代区分をはじめとする構成も、また記述内容も、ほぼ、スウィントンに近いと言ってよい。だがここで「ほぼ」という語を加えたのは、第二の特徴として、スウィントンの世界史を二つの側面で修正しているからである。即ち、民主主義に関しては客観的な、ないしは西欧に於ける出来事としての記述はあっても、民主主義の進歩を世界史全体の柱にするという色彩はないこと、人種論では、世界史には、「かうかしあ人種」だけでなく、「もんごりあ人種」のうち「日本、支那、蒙古、韃靼等ノ數民族」(3)も、最大の関係を有したと主張しているからである。一言で言えば、それは「完成期文明史型万国史」である。こうして、内容的にも「検定済」となって不思議はないのだが、ならなかった事情は、よく分からない。本書は東書文庫には収蔵されていないから、ひょっとして、検定に付されることがなかったのかもしれない。

前島操『中等教育 萬國史記』については、不明なことが多い。検定との関係も、著者自身についてもわからない。また、本書は前編しか残っておらず、全体像もはっきりしない。わかる限りで言えば、まず依拠した文献は、「主トシテ獨逸國博言學士ぐる一と氏ガ嘗テ大學豫備門ニ於テ口述セシ筆記ニ據」(凡例)るとし、傍ら「うゝあべる氏」、「あんどれ一氏」、「すあんとん氏」などの万国史その他数書も参照したと述べている。グロト(Adolf Groth, 1855-1934)が東京大学予備門でドイツ語教師を務めたのは明治13年から2年間で、その後東京大学文学部ドイツ文学科教授となり、19年には帰国している⁽¹²⁾。この間のどこかで、彼はグロトの歴史の講義に接したのか

もしれない。だが、その講義内容は一切不明である。スウィントンについては紹介する必要は無いだろうし、ヴェルター、アンドレーについては前稿で紹介しているから、この二人の教科書は「19世紀的普遍史」であったことを指摘しておくだけでよいだろう。

『中等教育 萬國史記』の内容では、特徴的と思えるのは、歴史時代以前の人類について放浪生活から文明形成までを述べ、「少々信憑を措くに足らんか」(2以下)として天地創造からノアの大洪水、バベルの塔以後の人類の拡散の物語を紹介していることである。こうした聖書記述の扱いはスウィントンにも「19世紀的普遍史」にもないから、グロトの議論だったのかもしれない。但し、これは先史時代に関する人類学的な記述の中で行われていて、この意味で、付随的な記述である。勿論、本書の対象はあくまで歴史時代＝文明史である。また文明を生み出した人種については、コーカサス人種のほか蒙古種では「尤も文明を致せるものは日本人及支那人とす」(11)として、日本人と中国人に特別の位置を与えている。こうして、本書も「完成期文明史型万国史」の一例に加えて差し支えないと考えられる。

以上三点は明治28年までに出版されており、日清戦争(明治27-28)の直接的影響は見られない。また記述内容からは、「完成期文明史型万国史」とできるものであった。しかし以下の二点は明治29年以後に出版された教科書であり、日清戦争以後の日本の状況を反映している。そしてその結果、同じく万国史を名乗ってはいても、いわゆる「『アジアの盟主』型への転換」⁽¹³⁾に於いて、その先駆と言える教科書となっている。

大原貞馬『萬國小史』はその末尾でヨーロッパ諸国と日本、中国との関係を論じているが、まずは「日本は支那と共に古來より文明の域に進み、優に其一中心を為し、西洋史に相對立すべき國史

を持つものなり」(182)とする。ここまでは、木村一步(文部省)の「ガイドライン」(「完成期文明史型万国史」)の枠内である。しかし彼は、さらに歩を進めている。即ち、19世紀に於ける西欧との接触の中で「支那は…左ほどは進歩を為さず、…数々外國の為に屈辱せられ、東洋固有の大帝国たるの価値を損ぜしこと幾度なるを知らざりし…」という状況であった。これに対し、「日本にいたりては然らず。…[日本は]交通三十年にしていずれの點より見るも、歐洲列國と相對すべき位置」(181)を獲得した。さらにそれに加え、日清戦争の勝利によって、日本は「文明史上特筆すべき能力を得た」(184)のである。

日本帝國全勝を得て、優に東洋の覇權を握れり。上下三千年の文物を維持し、東方文明の中心を占め、其歴史を以て西洋文明の歴史に對立すべきもの、日本帝國にあらずして何ぞや(184以下)。

本書はこのように日清戦争以後の新たな段階を迎えたナショナリズムをいち早く世界史教科書の基礎に持ち込み、この結果、「アジアの盟主型」教科書の先駆けとなっている。

次に本書の内容に関してであるが、まず全体の構成(時代区分)から見ていくと、それは、以下のようなものである(「總論」)。

- ・上古史；X～476；「幾多の國民羅馬帝國に混入す」(6)
- ・中古史；476～1492；「チョートン人種文明社會に入る」(7)
- ・近世史；1492～1789；「文明社會歐洲より亜米利加に擴がる」(7)
- ・現世史；1789～現今；「文明社會の統一」(7)

この時代区分は、前稿で示した、リース『普遍史概観』(明治32)のそれと年号も用語も、全く同一である。『東京帝国大学卒業生氏名録』⁽¹⁴⁾には、明治28年7月の国史科の卒業生に、大原貞馬の名が記載されている。リースの講義録が公刊されるのはもっと後だが、多分、在学中に聴講した講義を利用したのであろう。一方、本書自身は、その目的を「今日に於ける社会文明の因つて來るところをたづね、…万国進歩の大勢を知らしむる」(1)こととし、記述をエジプト文明から開始している。従つて内容的には「完成期文明史型万国史」と言つてよい。また、既に小川銀治郎と辰巳小次郎による『萬國史要』や磯田良『世界歴史』についてもリースの影響が見られたから、初めての例ということではない。だが、これらとともに本書もまた、リース(ドイツ近代歴史学)の影響が世界史教科書の分野でも拡がりつつあったことをよく示す一例となっている。

但し、東書文庫に収蔵されている本書には、「不認可」の印が押されている。なぜこのような検定結果となつたのかは、理由が記されていないので、不明とするしかない。考えられることとしては、本書の構成のもう一つの特徴が関係しているかもしれない。というのは、古代史・中世史に比して近代史の対象となる期間は僅々四百年だからとの理由から、他の諸教科書に比して近世史を簡略化し、紙幅も大幅に少ないものとなっているのである。これは、近世史軽視として問題にされたかもしれない。また、上で紹介した時代区分では中世史の終わりがリースと同じ1492年に置かれているが、目次や他の部分では1453年として記述している。このような齟齬に加え、記述の誤りも結構あるから、それらが「不認可」の原因となつたことはあり得ると思う。

筆者の調査では、明治30年までの期間に初版を出版した教科書のうち、「萬國史」の名称を冠す

る最後の例となっているのが、木村鷹太郎『萬國史』（明治30）である（表3・2）⁽¹⁵⁾。本書は東書文庫には収蔵されていないので検定との関係は不明だが、『検定済教科用圖書表』には掲載されていない。規模は、検定済教科書と変わらない。

「歴史現象は、…科学的必然なる法則に従ひて生ずる」（4）と主張し、構成では、古代、中世（476年～15世紀終わらないし16世紀初め）、近世の三分区を採用している。記述は文明重視だが美術を大変重視していることが特徴である。また、ヨーロッパ人の侵略行為を厳しく糾弾し、「耶蘇教徒等の博愛は虚言なるのみ」（354）と、キリスト教の排他性を批判している。もっとも、ヨーロッパ的価値を全て否定しているわけでもない。例えば近世に発展した人類的感情の一例として社会主義を紹介し、「善良なる社会黨は高尚なる思想を有せるものなり、フランスのサン、シモン、ドイツのカール、マルクス及びラッサレ等は其有名な者なり。皆貧民を幸福にし、安く衣食せしめ、精神的の慰楽を享けしめんとせり」（346）と、マルクスを「善良なる社会黨」の一例として肯定的に紹介している。ただしこれはフィッシャーの啓蒙主義的世界史に依拠した記述である⁽¹⁶⁾。また人種に関しては、古来最も「文明進歩に益したる國民は専ら東洋人と西洋人と為す」（1）とし、ヨーロッパ諸国の侵略に対し、「獨り此中に立ちて完全なる國家の體面を存し、其獨立を保てるものは日本と清との二國あるのみ」（326）と、二國の特別の地位を主張している。

ここまでだけ見ると、それは「完成期文明史型万国史」に属するようにも見える。だが、その記述全体を支える基盤は、もはや西欧の啓蒙主義的世界史ではない。

木村鷹太郎（1870、明治3- 1931）は明治学院を経て、明治26年に帝大選科哲学科を修了し、陸軍士官学校教官や新聞記者などを経て、『萬國史』

出版（明治30年2月）と同年に、井上哲次郎、高山樗牛等と「大日本協會」を結成し雑誌『日本主義』を創刊している。そして『萬國史』は、そこで唱えられた「日本主義」をいわば先取りした教科書なのである。

まず清の位置づけが変化している。独立を保ったのは日本と清のみではあったが、清はヨーロッパ人に対する敗北を重ね、日清戦争でも、日本に敗北した。戦勝により、日本は、世界の強国の一翼を担うまでになった。これに対し「清は古國にして、大國なりと雖、今や老朽腐敗して為す有る能わざる」（326）国となり果てたのである。

この日本帝国勃興の根本的理由については、それを日本人の特質に、即ち「日本民族は太古より最も美麗なる人種」（327）であることに求めている。そして藤田東湖の詩や佐久間象山の「終に五洲を巻きて皇朝に帰し、皇朝永く五洲の宗とならん」という言葉、さらには天照大神を祭る祝詞を引用しつつ、次のように主張する。

實にこれ世界萬國をして天照大神を仰ぎ、伊勢を中心として貢獻せしめんとするに非ずや。
日本民心の深き所、此くの如きの理想存す。此美麗にして雄大なる精神、之を『神道』と謂ふ。日本國民の基本的教理なり（329）。

彼はさらに天孫降臨から始めて皇統連綿として現在に至る歴史を概観し、上の祝詞などにある如く日本を世界万国の中心とするために、「日本是より鴻翼を伸張して世界に雄飛せざる可からざるなり」（333）と、この議論を結んでいる⁽¹⁷⁾。彼は、後年、日本の神話をギリシアやローマはじめ全世界の神話の起源だとし、それは、かつて日本人がユーラシア大陸とアフリカ大陸のほぼ全体を支配したことを示すものなどとする「新史学」を唱えるようになるが、すでに本書に於ける「日

本主義」にも、その萌芽が見られる。だが問題は、これを単に笑って見過ごすことができないということである。満井隆行氏は本書の趣旨を「日本主義」、「排基督教」、「国権主義」、「東西文明の融合」の4点にまとめられるとしたうえで、「この書を読んで、昭和期における東西文明の融合論や超国家主義の教育理念の原型は、すでにこの当時に成立していることの一部がうかがえる」⁽¹⁸⁾と述べておられる。筆者には木村鷹太郎の主張は誇大妄想としか見えないが、これは彼個人の思想に留まったのではなく、昭和期のファナティックなナショナリズムにつながっていくのである。

大原貞馬『萬國小史』と木村鷹太郎『萬國史』が「検定済」とならなかったことは、無視してはならないであろう。それは、このことによって当時はなお「完成期文明史型万国史」の時代だったことが示されていると言えるからである。だが、そうしたことは踏まえつつも、これら二教科書が有する、共通の新たな特徴にも注目すべきであろう。両教科書は、万国史を名乗りつつ出版された最後の二点であった。また、記述内容のみから見れば、ともに「完成期文明史型万国史」の一例としてよいものであった。だが、同時期の他の「完成期文明史型万国史」は、一定の修正を施したうえで、なお西欧の啓蒙主義的世界史を基礎としていた。これに対し両教科書は、それとは別の歴史観を基礎としている。中国観及び日本の位置づけを大きく変化させたからである。そしてこの変化は、日清戦争後のナショナリズムの質的変化を反映したものであり、同時に、昭和期における中国蔑視、アジアの中心としての日本、さらには世界に冠たる日本の文明史的使命といった諸観念を先取りしていた。一面では最後の「完成期文明史型万国史」ではあるが、しかし、記述全体を支える基礎が国粹主義（日本主義）に転換しているのである。そしてこの結果、これらは「アジア

の盟主」型の教科書の先駆者となった。これまでの万国史は西欧の諸観念を基礎とした、西欧中心の世界史であった。これに対し、両教科書は、日本中心の世界史に転化しているとも言えることができる。だがその根拠として木村鷹太郎が持ち出したのは、イザナギ、イザナミの二神や天照大神などであった。大原貞馬の場合はそこまでは行っていないにしても、こうして両教科書は、万国史が、制度的変化という「外圧」によってだけでなく、自らの変質によっても消滅への歩みを進んだことを示す事例だったとすることができよう。

「支那史」教科書

中国史教科書のうち「支那史」を名乗るものについては、明治30年までに「検定済」となったのは、市村瓊次郎『支那史要』1点のみである。本書は前稿で述べた『支那史』の要約書であり、性格は変わらない。前稿で見たようにそれは革新された「支那史」であり、その結果「完成期文明史型万国史」に通底した性格も具有していた。漢人も文明の進歩に寄与した人種とし、儒教主義を脱し、啓蒙主義の文化史重視を受け継いでいるからである。一方これも上述のように、磯田良『世界歴史』は「完成期文明史型万国史」と同じ内容を有していた。従って、文部省が刊行した『検定済教科用圖書表』による限り、当時は、「完成期文明史型万国史」、及びそれに対応する革新された「支那史」の時代だったということになる。

他方で、表3・2の下段には不認可となったものの1点と検定との関係が不明なもの2点の「支那史」が採録されている。このうち「検定不認可」となった西村豊『支那史綱』は、「緒言」で、「大抵治亂興敗の概要」(3)のみで制度風俗などは省略したと述べている。そして「先儒に従ふ」(1)として伝説について無批判なまま天皇・地皇・人皇等から開始して、イリ条約(1801年)までの中国の王朝史を記述している。つまりそれは、啓蒙主

義によって革新を経る以前の段階における、狭い意味での「支那史」でしかない。しかも、簡便化するために文化史を省くとしながら、政治史が詳しくすぎて規模が新書2冊弱と過大である。また、自らの記述について「繁簡その宜しきを失なひ文体亦一貫せず」と認め、出版者にせかされたため、誤字脱字等も多いとも述べている（「緒言」）。内容的にも形式的にも整っていないから、これでは問題が多すぎると思われる。

「検定済」とはなっていないが、検定を受けたかどうか明らかでない2点のうち、岡田辰次郎・熊田子之四郎『中等教育 支那歴史』は、様々な要素を混在させている点が特徴といえれば特徴である。三皇五帝時代から清仏戦争（1884-85）までの中国史を上古（三皇五帝～東周）・中古（秦～五代）及び近世（宋～清）に三区別していること、地理や人種の説明から開始する体裁などは那珂通世に通ずるが、しかし、中世を秦から宋まで、近世を元から清までとする那珂とは、宋の位置づけが異なっている。歴史記述では、「三皇以前の事最も妄誕」（18）と述べ、天皇・人皇などの伝説をしりぞけて三皇五帝から開始し、各時代については文化史を重視していること、「漢以来ハ全く専制政治を實行せり」（11）と政体に対して批判的に記述している点は、啓蒙主義的である。だが、禪譲を歴史的事実とし、また唐太宗の「貞観の治」を賛美するなど漢学的中国史の要素も残し、西欧諸勢力の中国進出のなかで劣勢に陥っている清に対して「今の支那帝國は又必ず古支那帝國の弊を襲踏せざるべし讀者活眼を開て其趨勢を達觀せよ」（16）と期待を表明しているのは、漢学者によく見られた親中国的態度である。これらの諸要素のうちどちらかといえば啓蒙主義的要素が優先しているように思われるが、いずれにしても記述は狭い意味での中国史に留まっている。結局本書については、ぎりぎり万国史の一環としての「支

那史」とできる程度だろうと考える。

最後の例、『新撰 支那小史』を著した關藤成緒（1845、弘化2-1906）は、慶應義塾を明治4年に卒業し文部省で教科書編纂に携わったが、その後は、東京府立第一中学校（現日比谷高校）に移って体操の時間に擊剣を初めて導入したり、秋田中学では内藤湖南を教えるなど、概ね中学校で教諭や校長を勤めている。他方、彼は福山藩士の家の出だが頼山陽の弟關藤成章の養子となって家督を引き継いでおり、漢学の素養と教育者の経験とに基づいて、本書をはじめとする諸教科書を著している。また翻訳家でもあり、度々言及してきた『弗里曼氏萬國史要』等も残している。

『新撰 支那小史』と検定との関係は不明だが、初版の出版が明治27年なので、ここで見ておくことにしたい⁽¹⁹⁾。もっとも、内容については、詳しく触れる必要はなさそうだ。本書もまた中国史のみを対象とし、堯・舜から以後を本来の歴史として現在に至る諸王朝の治乱興亡を記述している。政治史が大部分で文化史が殆ど無いのは、「小史」であるため省かざるを得なかったからと断っている。結局本書も万国史の一環としての「支那史」の性格が強いが、特徴を一つあげるとすれば、その日清戦争の記述であろう。彼はその経過を説明した後、下のように述べているのである。

此役ヤ日本軍規律整齊、器械精銳、其勇武殆ト當ルヘカラス、連戦連勝シテ我大國ヲ以テ終ニ割讓償金ノ辱ヲ取ル、蓋シ、彼レ古來尚武ノ風ニ加フルニ、能ク歐米諸國ノ文化ヲ學ビ、其所長ヲ取り、銳意弊政ヲ改メ、人民を開明ニ導ケルノ結果ニ外ナラス是ヲ以テ、我頑固黨大ニ悟ル所アリ、爾來自尊ノ風ヲ破り漸ク文明ノ利器ヲ採用セントス他日ノ富強、期シテ待ツヘシ、是レ不幸中ノ幸ト謂フベシ（174以下）

文章中、「我が大國」、「我頑固黨」という場所では、清国の立場に立って「我」と述べている。そして日本の戦勝の原因を日本が西欧文明の摂取に勉めてきたことに求める一方で、清に対しては、敗戦を機にこれまでの「自尊ノ風」を改め、日本同様に文明の利器導入に努め、他日、富強を実現してその地位を回復することを期待している。岡田辰次郎らの『中等教育 支那歴史』の場合は日清戦争前において中国帝國の勢威復活を期待している例だが、漢学者関藤成緒の場合は、日清戦争直後にもなおその「富強」の復活を期する心情が残っていたことを示している。

なお、「東洋史」を名乗る諸教科書については後述することにした。だが、それらのうちで「検定済」となったものは皆無だということだけは、ここで注意しておきたい。このことは、「東洋史」が教科書の世界ではまだ公認されるに至らなかったことを示しているからである。別の言い方をすれば、明治初期以来この時期に至ってもなお、中国史の位置が公的には変化していないことを示しているからである。即ち、中国史は、なお、「万国史」の一環に他ならなかったのである。

2. 国史・東洋史・西洋史「三分科制」の提起

1894（明治27）年の日清戦争以後、日本は大きく変わる。産業革命が本格化して社会も変化し、それに対応するために、教育体制に対しても整備が促された。この「整備」においても、戦争を契機として高揚期を迎えたナショナリズムが大きな影響を与えた。そうしたなか、歴史教育に関して最も重要な意味を持ったのは、歴史を国史、東洋史、西洋史に区分する、「三分科制」の提言をめぐる動きである。

「尋常中学校歴史科ノ要旨」（明治27）

文部大臣井上毅は、中学校に関し、制度改革のみでなく教育内容の改革も考えていた。そこで、

当時高等師範学校校長だった嘉納治五郎はじめ専門家たちを組織して、各学科に関する具体的内容の整備作業を依頼した。この結果提出されたのが「尋常中学校ニ於ケル各学科ノ要領」であり、11学科目に関する文書で構成されていた。その一部として、歴史科に関する提言をまとめて作成されたのが「尋常中学校歴史科ノ要旨」である。

茨木智志氏の研究によると、委員には辞令が出された形跡がないことから、その組織は公的機関ではなかった⁽²⁰⁾。まとめられた「尋常中学校ニ於ケル各学科ノ要領」は、明治27年の9月から翌明治28年の7月にかけて、学科毎に『大日本教育會雑誌』⁽²¹⁾上で順次公表されている。しかし、この文書も、訓令といったような公的な文書として発令された形跡がないという。公表も、井上毅が文部省を去った翌月からのことであった。1894

（明治27）年8月、彼は肺結核が重くなったために文部大臣の職を辞してしまっていたのである。この文書は、この結果、文部大臣の私的な依頼に応じて行われた調査研究のとりまとめ、ないし調査の経過報告書という性格が強いものとなった。だが、文部省が受領し、文部省によって公表されたということからは、文部省の考えている方向を示すという性格も帯びていた。しかもそこでは、第二次世界大戦直後まで日本の歴史教育を規定していくことになる制度、所謂「三分科制（三分科法）」の提言が行われていたのである。

教育現場から見ると、文書の公表直前の明治27年7月、高等師範学校校則が改正されて歴史が「要旨」の趣旨と同様に「本邦歴史、西洋史、東洋史」に区分され、教科の三分立に先鞭をつけている。これには、「要旨」をまとめた主要メンバーが高等師範学校の教授たちだったことが関係しているであろう。しかし三分科制は他の中学校には広まらなかったし、また、「東洋史」、「西洋史」という名称の教科書が検定を通過するのは、「尋常

中学校歴史科教授細目」が公表された1898（明治31）年以後のことになる。教員免許状授与についても、『官報』（第4745号）に拠って指摘されているところによれば、「少なくとも明治32年4月の免許状授与は『日本史料』、『万国史料』で行われている」（22）という。このように、提起された方向が部分的に現実のものとなるまでにも、なお時間を要したというのが現実であった。とはいえ、ここで提言が行われた三分科制が第二次大戦終結時まで続くという結果のほうから見れば、「要旨」は、新しい歩みの出発点になっている。こうしてそれが公表された明治27年は、歴史教育史上の大きな画期と考えられるようになった。

この「要旨」を作成した歴史科の会合は、高等師範学校関係者を中心とし、それに当時唯一の大学であった帝国大学から3名が加わるという構成になっている（表3・3）（23）。

表3・3 「尋常中学校歴史科ノ要旨」の作成者

(会合での役割)	(氏名)	(生没年)	(当時の職務)
議長	嘉納治五郎	(1860-1938)	高等師範学校校長兼文部相参事官
国史原案作成	三宅米吉	(1860-1929)	高等師範学校教授
西洋史原案作成	箕作元八	(1862-1919)	第一高等学校教授兼高等師範学校教授
東洋史原案作成	那珂通世	(1851-1908)	第一高等学校教授兼高等師範学校教授
委員	坪井九馬三	(1858-1936)	帝大(文科大学)教授
委員	三上参次	(1865-1939)	帝大(文科大学)助教授
委員	高津鍬三郎	(1864-1921)	第一高等学校教授兼帝大(文科大学)助教授

茨木智志「1894年の『尋常中学校歴史科ノ要旨』に対する再検討」（総合歴史研究会『総合歴史教育』第37号、2001、40）による

この人選には、様々な意味で実に興味深いところがある。まずは、全員の若さが目につく。最高年齢が「東洋史」の提案者であった当時43歳の那珂通世、大部分が30代前半であり、三上参次に至ってはまだ29歳なのである。しかしさらに、全員が日本人であることも、重要なことと思われる。ここには、「お雇い外国人」抜きで、いわばやと自らの足で立って、自国の教育について議論できるようになってきたことが示されているからである。また、個々の委員たちを見ると、嘉納治五郎と国語・国文学者の高津鍬三郎を除けば、他の5名は、今日から言えば、歴史学者ということになる。だが、このなかに、歴史学の教育・研究者となるために日本の専門機関で学んできたという

人が誰一人としていないことも、大きな特徴と言える。三宅米吉から坪井九馬三までは既に前稿で紹介したが、残る最年少の三上参次の場合も、明治20年に帝国大学を卒業しているものの、彼の在学当時はまだ史学科がなかったから、文科大学と文科を卒業しているのである。つまり、全員、他の学門の世界から歴史学に転じ、日本における歴史学諸部門の草創期を担う最初の専門家として活動を展開し始めた人々であった。この委員会には、歴史教育を担う「尋常中学校」の教員がいないという問題はある。だがその問題は別として、最後に、この時点で、ようやく日本の高等教育機関に日本の教育に関して発言が求められるようになったということにも、ここでは注目しておきたい。それは、日本の大学が、様々な曲折を経たものの、ここに来てようやくこうした委員会に委員を供給し、その社会的任務の一つとして、日本の教育の問題に関与できるところまで成長してきたということを示しているからである。

「東洋史」の提唱

下は「要旨」の概要である。国史の部分は省略したが、「東洋歴史」は全文、「西洋歴史」はその大部分を採録した（表3・4）。

ここには、興味深い項目や記述が多々存在する。例えば「歴史教授備考」には、「教科書ニハ簡易ナルモノヲ用ヒ生徒ヲシテ自修暗記セシメ」とあり、当時の教育方法が伺えると同時に、生徒が「暗記」することを前提にして教科書や授業が編成されているということがわかる。また、「要旨」前段の文章からは、「東洋史」は「西洋史」と並ぶ「世界史」の構成要素として挙げられていることもわかる。しかし、やがて実現していくのは、国史・東洋史・西洋史の分立のほうであった。そうしたことから、「世界史」の問題にはここでは立ち入らないことにしたい（24）。それよりここで注目したいのは、「東洋歴史」と「西洋歴史」の規定

表3・4 「尋常中学校歴史科ノ要旨」の概要

<p>尋常中学校ノ歴史科ハ國史ヲ主トシ傍ラ世界史ヲ授ケ歴史上普通ノ事蹟ヲ教ヘ以テ豊富ナル経験ヲ得シメ良好ナル感情ヲ養ハシム</p> <p>國史ニ於テハ特ニ國家ノ起源發達社會ノ變遷及ビ偉人ノ事蹟ヲ授ケ世界史ト彼レ此レ相比較シテ我カ國體ノ特異ナル所以ヲ知ラシム</p> <p>世界史ニ於テハ世界大勢ノ變遷ニ關スル事蹟ヲ主トシテ著名ナル諸國ノ興亡盛衰及ビ社會ノ發達ノ要領ヲ教フルノモトス</p> <p>世界史ヲ分チテ東洋史西洋史トシ東洋史ニ於テハ特ニ支那史ヲ詳ニス</p> <p>國史；省略</p> <p>東洋歴史</p> <p>第三學年（毎週二時）</p> <p>第一學期 太古ヨリ支那南北朝末ニ至ル</p> <p>第二學期 支那隋代ヨリ元末ニ至ル</p> <p>第三學期 支那明初ヨリ現今ニ至ル</p> <p>備考</p> <p>東洋歴史ハ支那ヲ中心トシテ東洋諸國ノ治亂興亡ノ大勢ヲ説クモノニシテ西洋歴史ト相對シテ世界歴史ノ一半ヲナスモノナリ</p> <p>東洋歴史ヲ授クルニハ我國ト東洋諸國ト古ヨリ互ニ相及ボセル影響如何ニ注意シ又東洋諸國ノ西洋諸國ニ對スル關係ヲ説明スベシ</p> <p>是マデ支那歴史ハ歷代ノ興亡ノミヲ主トシテ人種ノ盛衰消長ヲ説カザレドモ東洋歴史ニテハ東洋諸國ノ興亡ノミナラス支那種、突厥種、女真種、蒙古種等ノ盛衰消長ニ説キ及ボスベシ其教授ノ事項順序ハ大略左ニ示スガ如クナルベシ</p> <p>第一學期</p> <p>東亞細亞ノ地勢 唐虞三代ノ政史 其禮制、風俗、文藝、學術 秦漢魏晉南北朝ノ政史 東海諸國〔夫餘、高句麗、百濟、新羅〕ノ古史 支那ト匈奴、鮮卑、西域諸國トノ關係 古代印度ノ開化 佛教ノ發達及其東流</p> <p>第二學期</p> <p>隋唐ノ政史 支那ト亞細亞諸國〔高句麗、百濟、新羅、渤海、突厥、回紇、吐蕃、西域諸國等〕トノ關係 儒學、仏教、文藝、技術、道教ノ發達 西域諸教〔祆教、ネトリウス教、摩尼教、モハメッド教〕ノ東流 五代宗遼金ノ政史 宗遼金ト高麗トノ關係 西遼ト西亞細亞諸國トノ關係 儒學、宗教、文藝、技術 元ノ政史〔太祖ノ西征、拔都汗ノ西征、旭烈兀汗ノ西征、海都汗ノ興亡等ヲ稍々委シク説クベシ〕 欽察、察合台、伊蘭三國ノ興亡 元ト高麗トノ關係及世祖ノ東征</p> <p>第三學期</p> <p>明ノ政史 帖木兒伯克ノ兼併 莫臥兒帝國ノ興亡 元明ト南海諸國トノ關係 明ト朝鮮トノ關係 喇嘛教ノ發達 基督教ノ東流 元明ノ學藝、宗教 清ノ政史〔康熙乾隆ノ遠略ノ事ヲ稍々委シク説クベシ〕 清ト朝鮮トノ關係 清露ノ關係 西洋諸國ノ通商及交戦 學藝、宗教、制度、風俗</p> <p>西洋歴史</p> <p>第四學年（毎週二時）</p> <p>第一學期 太古ヨリ西羅馬ノ衰亡ニ至ル</p> <p>第二學期 フランク王國強盛ヨリアウグスブルグ宗教和議ニ至ル</p> <p>第三學期 羅馬方下リック教反動ヨリ北米合衆國獨立ニ至ル</p> <p>第五學年</p> <p>フランス革命ヨリ現今ニ至ル</p> <p>備考</p> <p>西洋歴史ヲ授クルニハ我國ト外國トノ發達上特異ナル點ヲ指摘シ本邦國體ノアル所ヲ知ラシメ併セテ列國ノ關涉、列國政略ノ異同、植民政略、地理探検及ビ植民地ノ分離、國家經濟ノ整理、學藝、通商殖産ノ發達等ニ關スル事項ニ注意シ又前述諸項ニ最モ關係深キ偉人ノ事蹟ハ其都度之ヲ舉グルヲ要ス</p> <p>歴史教授備考</p> <p>一歴史ヲ教授スルニハ事實ヲ主トシ史論ニ馳セザルヲ要ス</p> <p>一教科書ニハ簡易ナルモノヲ用ヒ生徒ヲシテ自修暗記セシメ教員之ヲ數演説明スベシ</p> <p>但シ東洋歴史ハ世ニ未ダ其教科書アラザル故ニ當分ノ間支那歴史ノ簡易ナルモノヲ用ヒ口授ヲ以テ之ヲ補フベシ</p> <p>(以下、略)</p>
--

原文にある割書を [] で示した。

の部分である。それは、「要旨」ではまだ「東洋歴史」に関してのみではあるが、新提案が行われているからである。

東洋歴史に関する規定では、「備考」で、各学期で教える内容について、「其教授ノ事項順序ハ大略左ニ示スガ如クナルベシ」として「事項順序」を具体的に詳しく列挙している。この「備考」もま

た「要旨」の新しさの一つである。というのは、文部省は、「学制」時代には教科書名を挙げて推薦したり、またその後の教科書調査でも、既に公刊された著作ごとにそれが教科書としてふさわしいものかどうか審査し、その書名を公示することを行ってきた。ところがこの「東洋歴史」の場合、そこで示されているのは、どの公刊された教科書

を使用するかということではなかった。この「備考」では、教えるべき内容について、その「事項順序」が提案されているのである。西洋史でも国史でも規定がないのに東洋史にのみこのような教授事項の規定が行われたのは、東洋史が全く新たな科目であり、「備考」で認めているように「東洋史」については「世ニ未ダ其教科書アラザル」状況という、当時の特殊事情が関係していたとは言えよう。だがこの規定は、そうした事情に対応する一時的な措置を超えて、以後今日に至るまで続く永続的な方策の出発点ともなった。というのも、ここでは教授すべき項目として提示されているとはいえ、教科書の執筆者の側から見れば、「備考」には教科書で記述されるべき事項が指定されているということになるからである。これは、今日の学習指導要領が採用している方法と同一である。学習指導要領では、各科目について「目標」、「内容」、「内容の取り扱い」に分けて記述される。「内容」では、今日では「大項目主義」がとられているため、「要旨」ほど具体的事項を詳細に列挙することは行われない。だが今日でも、そこで教えるべき事項＝教科書に記載すべき内容が提示されている。「東洋歴史」は、教授項目の規定を通じて教科書の内容を指定するという、今日の方法を提案してもいるのである。

東洋歴史の「教授ノ事項順序」の内容は、中国史のみではなく、「我国ト東洋諸国」との相互関係や「東洋諸国ノ西洋諸国ニ対スル関係」、朝鮮や中央アジア、インドなどの東洋諸国の興亡、漢民族以外の「突厥種、女真種、蒙古種等ノ盛衰消長」まで記述し、さらに東西世界の文化交流、例えば「西域諸教〔祇教、ネストリウス教、摩尼教、モハメッド教〕」や、近代に於いてはアジアを舞台にした「西洋諸国ノ通商及交戦」にまで説き及ぶことを要求している。これらの諸項目は、伝統的な「支那史」からは、大きくはみ出した内容を

多々含んでいる。

この委員会で「東洋史」の提案を行い、委員の賛同を受けて「要旨」の原案を作成したのは、那珂通世であった。彼がこのような貢献をなし得たのは、前稿でも見たように、既に「東方万国史」を目指した『支那通史』を出版していたという実績があったからである。これに対して、「西洋歴史」の側からは、教科書が具えるべき必須項目の整理を提案するという発想が芽生えにくかったということは言えると思う。それは、翻訳教科書の時代を過ごしてきた「万国史」の世界では、既に欧米に原典が存在することから、その原典との格闘のほうに著者たちの意識が向かっていたと考えられるからである。しかし、何度か「滑走」という語で表してきたように、西欧の教科書に関する経験やデータも次第に多く蓄積されてきていた。それは、問題の提起があれば、それに応答しようという動きが可能なところにまで接近していたと言えるであろう。というより、実際に、この問題提起に対し「西洋歴史」側から直ちに対応が行われていくことになるのである（後述）。

だが、「東洋史」が受け容れられるに当たっては、当時日本全体で生じた意識の変化も関与していたであろう。即ち日清戦争直前という時期に醸成され、その勝利を契機としさらに強まった日本の地位に関する意識の変化もまた、大きな役割を果たしたと考えられる。このことを示しているものに、「要旨」公表後、東洋歴史と西洋歴史の原案を提出した那珂通世と箕作元八が行った「大日本教育會」での講義がある。ここでは、「要旨」自体からは必ずしも明らかではない、その基礎にある考え方を伺うことができる⁽²⁵⁾。そこで二人の議論を見ていこう。

那珂通世と箕作元八の講義

那珂通世は、「要旨」公表直後の1895（明治28）年1月から翌年1月まで、10回にわたって「東洋

地理歴史講義」を行っている⁽²⁶⁾。実際には計画の一部を割愛したが、アジアの地理、朝鮮史、支那史、東南アジア史、インド史、西アジア史、ロシア領アジア史の講義が予定されていた。この計画から、彼の「東洋歴史」は、彼自身が述べているように、「亜細亜の大部分の歴史」⁽²⁷⁾を包含する構想であったことがわかる。最初に地理的説明を行うことは『パーレー萬國史』はじめどのアメリカの歴史教科書も行っていたことだが、彼はそうした新手法を取り入れ、さらには従来の「支那史」とは全く規模が異なり、「亜細亜の諸國」全体を包含する、これまで見られなかった「東洋歴史」を構想していたわけである。

ただ、その構想については、内容の細部までは紹介しなくてもよいであろう。だがここでは、「要旨」には表だって示されていない、彼の時代認識だけは紹介しておかなければならない。それは、上の計画が示されたと同じ、第1回の講義の中に見られる。即ち、朝鮮や中国が世界の時勢から取り残されて諸国の侵略の対象になっていることを述べ、「さうすると亜細亜の中で立派な獨立國は、我が日本一箇國でありますから、我々日本人たる者は、奮發勉勵して、東洋開化の先導者となり、積弱の諸國を振作し、歐洲強國の侵略を禦いで、東洋の衰運を挽回することを圖らねばなりませんまい」⁽³⁷⁾としているのである。さらに、日本のナショナリズムが高揚期を迎えていた日清講和条約締結の8ヶ月後（明治28年12月）に行われた第9回の講義では、次のように述べるに至っている。そこでは直接的にはイギリスのインド侵略について詳細に述べているのだが、結論部分で、「日本で支那を支配することがあるかないか、夫れは夢かも知れませぬが、若し大きな國を支配する必要が起つて、どう云ふ風にするが宜いかと言ひますならば、英人の印度を支配するのと、魯西亞人の西伯利亞中亜細亜を支配して居るのは、是れは

どうしても先輩の事業で、後輩の者の模範とすべき事柄である。私は其方の點から考へても、魯西亞人英人の東洋を侵略した歴史杯は、研究すべき事柄だらうと思ふて居る」⁽²⁸⁾としているのである。ここには、那珂通世の「東洋史」が、これまで行われてきた「西洋史」とも、またそれまでの「支那史」とも全く異なる意識と結びついていることが示されている。日本の「東洋史」研究は、それが提起された時点から、「東洋開化の先導者」としての自己の位置の自認と、その上で、ロシア、イギリス等西欧諸国の「後輩」として、日本が東洋の「大きな國を支配する」時に備えて行う研究という性格も与えられていたのである。

箕作源八の講義「西洋歴史教授法に関する卑見」で重要なことは、西欧の世界史記述に対する批判に基づいて、日本独自の教科書が必要だと説いていることである。その批判は、従来の西洋人による「世界史」と銘打つ諸教科書は「真の世界史に非ずして西洋歴史」⁽¹³⁾にすぎないと指摘から始まり、さらに彼らの記述にある、西洋人特有の偏向の批判にまで及んでいる。即ち、人種論ではアーリア人種の外は歴史的人種ではないと断言したり、西洋のみを重んじて東西関係や東から西への影響に注意を払わないのは、中国、インド、日本などに関する彼らの無知からくる偏向なのである。また不自然に膨大な古代ギリシア史、ローマ史の記述があるが、それは西洋人の「羅典希臘の學を尊ぶ」⁽¹⁶⁾気風に基づくものである。だが日本人にはそれは必要ないから、古代はずっと簡単なものでよい等と述べて、「教科書の我國に適當したのが必要」⁽²³⁾だと強調している。そして日本に適した教科書とは「東洋西洋の歴史を合せて完全なる歴史を組み立てる」⁽¹³⁾ものだという。その組み立てについては、東洋と西洋は現在に近づくほど関係が密になるから、「現世においては東西洋の歴史を一時に教るのも容易いで

ありますが、然し夫迄の所を…分けて論ずるのが便利上やむを得ぬことであります」(15)とし、こうして、便宜上、世界史は東洋史と西洋史を分けて記述することになると説明している。

彼の言う西洋史の内容に関しては、三点に注目したい。第一点として確認しておきたいことは、西洋史で重視すべきは、例えば「殖産開拓の事業とか、或は其商業工業の發達、それから色々の發明等の事」としていることである。これらは日本の教育にとって必要であるにもかかわらず「本邦史東洋史で以て説明し悪い所」であり、「西洋歴史の力を借って之を教へなければならぬ」(22)と説明しており、ここには、依然として、なお追いつき追い越す対象としての西洋史という意識が示されている。だが、第二点として、これまでに見られなかった議論が登場している。それは、西洋の「革命」については、積極的に授業で取り上げていくべきだと論じていることである。当時、革命について教えることを禁じようとする議論が行われていた。これに対し、彼は、むしろ王を殺したり無益な戦争をしたり等々のフランス史に於ける革命の「崇り」を研究し生徒に詳しく教えるべきで、そうすれば、革命について教えることは、有害であるどころか、「日本の國體の爲めには都合の宜しいことである」(18)と主張している。箕作元八と峰岸米造による教科、『西洋史綱』が記述しているフランス革命像については後に紹介するが、彼がここでやっている主張は、上の那珂通世に見られた、日本が「東洋開化の先導者」となったという意識の別の表現とも言えよう。即ちそこに見られるのは、フランス革命とは歩みは異なっても、明治維新以後の歴史はアジアで日本のみが成功した「開化」の歩みであり、その結果としての日本の「國體」には、西洋とは異なるものではあっても、それ独自の価値があるという意識と自信とである。第三点はその結びの言葉、

今後の新しい歴史の教育については「必ず特別に歴史の教育を受けた人でなければ逆も充分の目的を達する事が出来ません」(23)との断言である。当時、箕作元八自身は第一高等中学校教授兼高等師範学校教授であったが、帝国大学では1887(明治20)年に史学科、明治22年には国史学科も出発し、後述するように、「官学アカデミズム史学」の確立期を迎えようとしていた。また「要旨」には、坪井九馬三、三上参次、高津桑三郎などの帝国大学文化大学の教官たちも関与していた。この結語は、そうした発展しつつある官学アカデミズム史学を背景とした発言でもあったと言えよう。かつて今井恒朗は、その『萬國史』(明治26)第三卷の「凡例」で、「従来の萬國史中、未、眞誠の萬國史(世界史)と稱すべきものあらず」(2)と断じ、眞の萬國史とは「世界の人類(蒙昧未開の人類は例外)を打團し其發達進歩を叙するものに非ずや。…單に同一の人種、同質の開化よりなれるもののみを取りて萬國史の材料となすは蓋公平の眼識、適實の記述と謂ふを得ざるべし。而るに泰西史家の手に成れるものは大抵此轍を踏まざるはなし」と批判していた。そして彼の教科書は万国史の名称を使用しているが「唯通用の便に従ひしのみにして彼偏見者流の所謂萬國史の義を取りたるに非ず。讀者請ふ寧歐米史として本書を看んことを」(2以下)と述べていた。箕作元八の講義は、今井のような「萬國史の稱呼に對する反省煩悶」⁽²⁹⁾に対する回答でもあろう。しかし同時に、「学制」以来の経験の積み重ねによって自前の教科書編纂が「滑走」の段階が終わろうとするところまで到達していたことを踏まえたものでもあったろう。そして、こうした条件があったからこそ、彼自身がすぐ後に「西洋史細目」を執筆していくことが出来たのだらうし、実際に、自前の教科書を目指して、自らその執筆活動も当時開始していたのである。即ち、箕作元八のこの議論

が示していることは、日本の世界史教科書が、ようやく「翻訳教科書」からの「離陸」を果たす段階を迎えつつあったということでもある。

「西洋史」教科書

さて、ここでは、表3・2にある「西洋史」を名乗る4点の教科書を見ておきたい。これらの教科書の共通点の第一は、明治27年の国史・東洋史・西洋史分立制の提起に対応した教科書だということである。これらは、万国史消滅への外部からの圧力のはしりとして現れてきた教科書だったとも言える。とはいえ、これらの第二の共通点は、全て、「検定済」とはならなかったことである。この意味では、「はしり」とはいても、文部省の動きとの関係ではむしろ時期尚早のものだったとも言えよう。だが、その内容は如何なるものだったのだろうか。

原勇六『中等教科 西洋史』⁽³⁰⁾の性格は、結論から言えば、「完成期文明史型万国史の亜種」だと考える。それは、以下のその内容による。

まず本書が「西洋史」を名乗る理由についてだが、それは、冒頭に置いた「総論」で何うことができる。彼は「今日以前に在りては、東西其歴史を異にせし」として「東洋史」と「西洋史」とを区分し、「今後の歴史は、それ全世界を包含せる世界史たらん歟（1巻3丁）」と述べている。このように一方で「世界史」を展望しつつ「東洋史」と「西洋史」を分立させる考え方は、既に見たように「要旨」で提出されたものであった。すなわち三分科制の提案を念頭に置き、これら三教科のうち一角を担うものとして、本書のタイトルが定められているのである。

これに対し、構成や内容では、これまでの教科書と比べて大きく変質したようには見えない。時代区分を太古・上古・中古・近世・現世に区分しているところは新しいと言えるが、これはリースの時代区分をスウィントンによって一部修正した

ものであろう。つまり、リースが「古代」とした時代を「太古」と「上古」とに二分したのだが、これはスウィントンが行ったギリシア史の三区区分の指標の一つ、「ペルシア戦争」を西洋史全体の区分の指標にまで昇格させて、太古（最古時代～ペルシア戦争）と上古（ペルシア戦争～476年、西ローマ滅亡）とを設けたのであろう。リースとの接点については、『東京帝国大学卒業生氏名録』によると原勇六は大原貞馬と同じ明治28年に史学科を卒業しているから、在学中に、リースの講義に接したのであろう。一方内容面では、このギリシア史や、他の時代の文化史の記述その他で、スウィントンに多くを依拠している⁽³¹⁾。もっとも、例えば最終章「十九世紀の進歩」は、フィッシャーに拠っている⁽⁶⁾。「ガイドライン」との関係では、民主主義については後述するが、冒頭「総論」の人種論で、東洋史、西洋史それぞれで主要な役割を果たしたのは「蒙古種」と「アリアン人種」としている。また、この教科書の内容で時代をよく示しているのは、中国と日本の位置に関する議論である。アヘン戦争に関する記述中で、「満清の帝国早く已に尾大掉はさるの状を呈し、國民は頑冥にして、大勢に通ぜず、尊大自ら居るに中華を以てし」（4-29）と、清とその國民を批判している。そして本書最後の文章では、清に勝利した日本が「東洋唯一の文明国」であり、東西関係の支配者たるべきものとされている。

嗚呼、第十九世紀は、去りて將に、二十世紀の新局面は開かれんとす。極東に巍然として、卓立する、東洋唯一の文明國たる、我日本帝國、將來の運命は、必ずや東洋と西洋との國際的關係を支配するに至らんとす。我國民たるもの、加餐努力せざる可けんや（4-61）

本書にはこうした日清戦争以後のナショナリズム

ムの質的变化の反映がみられる。だがこれは、大原貞馬や、ましてや木村鷹太郎のような、歴史観の基礎に関わるほどのものではないように見える。従って本書がもし「万国史」を名乗っていたとしても、違和感は生じないであろう。本書を「完成期文明史型万国史の亜種」と表現するのは、このように、時流の反映とタイトルの問題を除けば、「完成期文明史型万国史」と殆ど同質の内容が記されているからなのである。

本書は、明治29年の初版も31年、32年の各訂正再版も、全て検定で「不認可」とされている。理由は明記されていないが、新バビロニア王ネブカドネザルを「アッシリア王」(1-9)としたり、コンスタンティヌス帝について「其既に位に即くや、耶蘇教を以て國教とし」(1-50)と述べるなど、基本事項での誤りも結構目につく。また、「依理的考索」(2-64、合理的思考)、「華文時代」(2-72、啓蒙主義)などといった、あるいは当時は他に使用例があるかもしれないが、見慣れない表現などもある。初版には非常に多くの付箋で誤りが指摘されており(年号や原綴等の誤りが多い)、31年版、32年版でもそのまま繰り返しているから、一つには、このような誤記の多さということがあるかもしれない。だが、ひょっとして、民主主義に関する記述がスウィントン寄りに過ぎたことも理由の一つだったかもしれない。例えば最終章の「十九世紀の進歩」では、「十九世紀に入ては君権衰え、民権伸暢す」(4-60)と強調し、またルソーを高く評価し、フランス革命でも、平民よりの記述が見られるからである⁽³²⁾。さらにもう一点を挙げるとすれば、キリスト教会の活動を高く評価している点も、特異といえば特異である。同じ「十九世紀の進歩」の中で、「耶蘇教の伝導」という項目を掲げて世界各地への伝道師の派遣事業を紹介し、「此傳導事業か、全世界を化して、一大耶蘇教國となすの願望は、果して達し

得られるへきや、否やを知らずと雖も、其易を捨て、難に就き、蒙昧を啓發して、開化を導入するの功は没すへからず」(4-59)と述べているのである。これは実はフィッシャーの記述の一部をそのまま翻訳して用いたもので⁽⁶⁾、ここまで教科書で書くべきことかと問題にされることがあっても、やむを得ないかもしれない。

次に石田新太郎『西洋歴史』についてみよう。石田新太郎(1870、明治3-1927)は明治22年に福島から上京して国民英学校に入り、そこから慶應義塾大学に進んだ(明治24-26)という、珍しい経歴を持っている。『西洋歴史』を出版した明治30年は、陸軍幼年学校に就職して陸軍関係の教育者として出発した年でもあった。その後は台湾、朝鮮などの教育界で働いた後、慶應義塾大学の理事となっている。

『西洋歴史』は、時代区分では上世・中世・近世の三分区分を採用し、そのうち、例えば先史時代から前146年までの古代ギリシア史を三期に分ける時代区分(27)⁽³³⁾、また「近世」は世紀毎に記述することなど、各部の構成もスウィントン『世界史概説』と同一である。文化史記述が重視されていることも、言うまでもない。「西洋史」という語をタイトルに選んだことについては「別に深意の存するにあらず」(凡例)としているものの、「緒論」では、東西両洋は「各自獨立の發達」を遂げていることを根拠に、「過去の歴史は之を東西の二部に分ちて叙するを便利とす」(2)と述べている。この議論は、三分科制の提案を前提にしている。そして人種に関しては区分を示すだけで、優劣の議論は行っていない。民主主義については、例えばフランス革命の原因五点を挙げたところで「五、自由民權説の流行」(197)とする記述も見られるが、全体としては客観的記述が行われている。つまり、スウィントンに対する「ガイドライン」の適用と考えられるような修正が施さ

れている。最後に、スウィントンがドイツ帝國で筆を止めているのに対して帝國復興以後の歴史を追加し、ドイツが「近年に至りては魯國との親睦に勉め、一八九六年日清戦争將に其局を結ばむとするや魯佛と同盟して之に關係す」(235 以下)と記すなど、新動向を加筆している。

『西洋歴史』は、この結果、原勇六の場合同様、「完成期文明史型万国史の亜種」としてよい内容となっている。しかもそれは、何点かの修正を施しているとしても、全体としては「翻訳教科書の感が深い」⁽³⁴⁾教科書である。というよりも、筆者には、スウィントン『世界史概説』の要約版と言っても、言いすぎではないとすら思われるものである。本書が検定で不認可とされた理由には、記述の誤りが多々存在することもあったろう。だが、ここまで明治初期の翻訳教科書に近いものは、時勢として、さすがに認められなくなってきていたとも言えるのではなかろうか。

松島剛『中学 西洋歴史』の場合はどうだろうか。松島剛(1854、安政1-1930)は、慶應義塾大学中退後、水戸中学や青山大学の前身の東洋英和で教鞭を執った人だが、翻訳家でもあった。スペンサー(Herbert Spencer, 1820-1903)の翻訳、『社会平等論』(明治19)は自由民権運動にも大きな影響を与えたと言われる。

彼はまた、スウィントン『世界史概説』を『萬國史要』の名で刊行した翻訳者である。従って、彼が執筆した『中学 西洋歴史』がスウィントンに大きく依拠したものであっても、なんら不思議ではない。構成だけは全体を古代・中世・近世・現世に時代区分していて、スウィントンとは異なっている。だが、各論に入ると、例えばギリシア史の三期への区分をはじめ、細部でも、クレイステネスの評価の文章など、スウィントンそのままである⁽³⁵⁾。日清戦争の記述がなく、列強の東洋進出についてあまり触れていないのは、西洋史に

徹しているからだろうか。「ガイドライン」との関係を見ると、人種論は、「蒙古人種」とコーカサス人種をそれぞれ東洋史、西洋史の担い手としている。一方、民主主義の扱いという点については微妙である。例えばフランス革命では8月4日の封建制廃止の議決について述べたところで、「かく議會をして決議せしめたるは概ねジャコバン黨の勢力によれり。ジャコバン黨は民主政治を切望し、當時の諸政黨中最も著名なり」(166)とジャコバン派を民主政治の推進者として高く評価したりしているからである。また文化史が重視され、その記述もスウィントンに依拠しているが、最後の章「十九世紀の文明」のみは、原勇六らと同様に、フィッシャーに依拠して記述している⁽⁶⁾。本章第九節でキリスト教の伝道事業などを紹介しているのはこのためである。なかでも、最後の第十節で社会主義思想について詳しく紹介しているのが、彼の場合の特徴と言えようか⁽³⁶⁾。満井隆行氏の指摘のように、この頃の教科書では彼の社会主義の紹介が最も詳しく(159)、これに次ぐのが、上記の木村鷹太郎のものくらいといえるのではなかろうか。

以上から、本書が「完成期文明史型万国史の亜種」であるとするのは、許されるであろう。一方、本書が「西洋史」をタイトルに選んだ理由は、「西洋歴史と東洋歴史とは相俟ちて茲に完全なる世界史をなす」(凡例)としているから、明らかに三分科制の提言に対応しようとしたからである。検定に付されたかどうかは不明だが、もし付されたとすれば、社会主義の紹介や民主主義の扱いなどが、問題とされる可能性はあったといえるであろう。だがいずれにせよ、本書は「検定済」とはならなかった。

最後に、白鳥庫吉『西洋歴史』を見ておこう。本書を含めここで取り上げた原勇六以降の「西洋史」教科書は、全て、参照した西欧の書物につい

で沈黙している。とはいえ、上の松島剛までは、一部はフィッシャーなどに依拠しているが、全体的には、明らかに、スウィントンに最も大きく依拠していた。だが、白鳥庫吉の場合は、様子が異なっている。リースを基礎にしつつスウィントンその他で補っているところがあることは認められるものの、翻訳教科書というよりは、彼の著書と言ってもよいように思われるからである。全体の時代区分は古代・中古・近世・現世に区分している。これは名称だけ見るとリースの時代区分を踏襲していると言えるが、彼は「現世」を「神聖同盟及各国の復古政策」（第55章、1848年）以後としている。これに対しリースの現代はフランス革命（1789年）以後であって、時間の幅と、そこに含まれる内容も、大きく異なっている。古代の編成を見ると、エジプトから始まり、ヘブライ、フェニキア、アッシリア（古バビロニアを含む）、新バビロニア、メディア、ペルシア、インド、ギリシア、ローマと続くが、この配列は、一点のみリースと異なっている。リースが記述していない国が一国あるからである。即ち、インド史について文化史を中心に6頁にもわたって非常に詳しく記述しているのである。これはスウィントンによる補正と考えられるが、スウィントンがインドを取り上げるのは、アーリア人との関係で、インド史を西洋史に組み込むことが西欧における啓蒙主義的世界史の作法となっていたからである。もっと細部に分け入ると、古バビロニアに先立って「太古此地方にアッカド人スメル人と呼はるゝ民族ありし」（15）とスウィントンにない記述を行ったりアッシリアの滅亡を前606年とするのは、リースまたはフィッシャーに拠っている（スウィントンは前625年）。他方ギリシア史全体を「列邦建國の時代」、「希臘最盛の時代」（ペルシア戦争からマケドニア勃興まで）、「ヘレズス風の時代」の三期に区分しているが、これは、スウィントン

とフィッシャーの三区分に一致している。この場合では、「ヘレズス風」（ヘレニズム）という用語はスウィントンにはなく、これはリースなしフィッシャーに拠っている。もっとも、このようにリースやスウィントンに典拠を特定できる記述よりも、原典が特定できない部分のほうが遙かに多い。いわば、白鳥庫吉による主体的な取捨選択、ないし「編集」が、これまで挙げてきたどの教科書より、格段に進んでいるのである。

人種論の問題は「ガイドライン」に抵触していないし、民主主義の扱い方も例えばフランス革命は客観的記述が行われているなど、問題はなさそうだ。但し、序文、凡例、目次など一切なしにいきなりエジプトから記述が開始されたり、近世以前と以後と章立ての仕方が異なるなど、教科書の編成としては、形式上、様々な不備がある。もし本書が検定に付されたとするれば、こうした不備は、当然、問題にされただろう。だがそうした問題を抱えたまま出版されているのは、検定には付されなかったことを示しているのかもしれない。いずれにしろ、文部省の史料では、本書が「検定済」の教科書には入っていないことは事実である。最後に、以上述べたこと、特にインドを西洋の歴史に組み込むことによりスウィントンと同じ啓蒙主義的文明史の体裁を採用した点を重視すると、『西洋歴史』もまた、「完成期文明史型万国史の亜種」とすることができるであろう⁽³⁷⁾。

「東洋史」教科書

次に、「東洋史」を名乗る教科書については、これらも「要旨」を受けて出版されたことは明らかである。そして何度も述べたように、全て、「検定済」とならなかった。いずれも分量的には問題がないから、理由はその内容にあったであろう。そこで、これらの教科書の概要を紹介しながら、不認可となった理由を考えてみたい。

表3・2での最初の例が、宮本正貫『東洋歴史』

である。彼は明治 27 年に帝国大学文科大学の漢学科を卒業しており、本書には坪井九馬三が序文を寄せている。また哲学館で東洋史を担当していたから、これが本書のもととなったのだろう。その後、広島の中学校校長職を歴任している。

本書の最も大きな特徴は、日清戦争後の空気をよく伝えていることである。

此大清帝國ト雖モ一旦、其無道ナル日ニ於テハ征討ノ義兵忽チ興リ海陸ノ勝報日ニ來リ皇威煌々トシテ日月ニ并ヒ錦旗翻々トシテ天地ニ輝キ我東洋ノ一大盛事ヲ成ス是我郷國ニ非サルカ嗚呼赫々タル神州、堂々タル我帝國は皇統一系連綿トシテ二千餘年ノ久シキ上ニハ乃神ノ聖允文允武ノ皇帝アリ下ニハ敬神愛國、忠勇義烈ノ臣民アリ上下一心、兵農一途ニシテ世界ニ冠タル我斯郷國ハ即チ亦斯東洋ニ在ルニ非サルカ…文化ハ東ニ起リテ西ニ漸セリ今ハ則チ之ニ反ス之ヲ復スル者ハ其レ誰ノ任ソ實ニ現世界ノ大勢ハ此 [黄色人種と白色人種] 兩人種ノ活戦ナルニ似タリ (2 丁)

大原貞馬同様、ここには東洋の指導者、覇者としての日本観、さらには亜細亜を代表し西欧に対峙しつつ「世界ニ冠タル」地位を目指そうとする、高揚したナショナリズムが見られる。

『東洋歴史』は東書文庫に明治 28 年と 30 年刊行の 2 点が存在するが、しかし、ともに、墨書で「不認可」と記入されている。その内容を 28 年版で見えていくと、文明を開いたのは「黄白兩色の二大人種」(1 丁)で黒色・褐色・銅色の各人種はなお「野蛮の状態」(同)としている。中国史で事蹟が明らかとなるのは堯舜以後とする立場に立ち、各時代の「文物」は系統的に取り上げている。全体を上古・中世・近世に三分している点も、那珂通世が開いた新しい流れに即している。しかし、

従来の教科書でも扱われてきたインド史や清朝と諸外国との交渉の歴史以外では、近世史で高麗、チムール帝国、ムガル帝国、南海諸国にほんの僅かの頁数(合計して 374 頁中 21 頁)が割かれているのみである。つまり、内容からいえば、「完成期文明史型万国史」を前提にした、そして「狭義の東洋史で支那史が大部分を占める」⁽³⁸⁾教科書であったとしてよいであろう。

内容的には、初版も改訂版も、変化はない。これらが二度の検定でともに不認可となったのは、検定官から見てということにはなろうが、修正すべき点が多すぎるからということのようである。29 年版は同年中に検定が行われ、夥しいと言っているほどの付箋が付けられている。改訂版(30 年版)に対する 31 年の検定では、「今回訂正再願ニモ猶訂正漏アリ因リテ其俛移シ之ニ付箋ス」として、先に付した付箋を今回のものに移し替えたものが沢山ある。さらに新たに付け加えられたものもあって、結果的には、今回もやはり夥しい修正意見を付けた付箋や書き込みが付けられている。その多くは、「董中舒」を「董仲舒」に、「陶虞」を「唐虞」に修正すべきなどといった、漢字や年号など明白な誤りで、なぜ修正に応じなかったのか、不思議にも思う。なかには「鴻門ノ会」の記述、「[項羽]進ミテ沛公ト共ニ鴻門…ニ會シ范増ノ計ニ因リテ之ヲ殺サムト欲ス」に対する新規の付箋、「書キザマヨロシカラズ」のように、対処の仕方が示されていない指摘もある⁽³⁹⁾。とはいえ、付箋にある検定官の説明などを読むと、修正しなかったのは、執筆者と検定官の見解の相違といった問題ではないように見える。修正しなかった理由はすべてはわからないにしても、どうやら、やはり大方は、「訂正漏」にあたるとしてよさそうだと思う⁽⁴⁰⁾。

検定不認可となった第二の例が大槻如電『東洋分国史』である。大槻如電(大槻修二、1845、弘

化2年-1931)は大槻玄沢の孫で、官版『萬國史畧』を編み、また『言海』を著した大槻文彦の兄である。文部省に一時奉職した(明治5-7)後は、在野の学者・著述家として過ごしている。本書は「分国史」、つまり各国史形式の東洋史であることが特徴で、上巻が「支那史」、下巻は朝鮮史、安南史、暹羅史、緬甸史、インド史、波斯史から成っている。「例言」で那珂通世『支那通史』、市村瓊次郎『支那史』などから裨益を得たとしているが、それは、各国史の形式で「東方万国史」を編んだこと、三皇五帝以後の中国史を上古(～戦国)・中古(秦～隋)・下古(唐～元)、近世(明、清)に時代区分している点には現れていると言えようか。だが、中国史記述は、伝統的な帝王史・王朝史である。文明段階から記述してはいるが、文化には注意が払われていない。「例言」では「婦人纏足ノ俗習及人口古今ノ差違等ノ如キハ本史ノ特色ト云ハンモ不可ナランカ」としているが、確かに人口については中国の各時代や中国以外の諸国も含めて記述している。だが中国の文化に関しては、起源(上29丁)、楊貴妃(35丁)、禁止(64丁)についての、纏足に関する各二行の割注をもって本書の特色として掲げるほどであるから、那珂通世や市村瓊次郎が行っている習俗や文化の体系的記述からは、ほど遠いといわなければならない。日清戦争については遼東半島返還までの客観的記述のみであり、東洋の覇者となったなどとする、日本の地位の変化などに関する記述はない。逆に、例えば明治7年の台湾出兵の記述では「日本大使大久保來タリ」(70丁)とあって、著者は中国側に身を置いて記述している。こうした記述は朝鮮史でも見られる。己酉條約(慶長12)の記述に「聘使ノ我往キテ彼來タラザルコトス」(下、19丁)とあって、ここでは著者は朝鮮側に身を置いているのである⁽⁴¹⁾。一方下巻の各国史では、国によって通史の内容の粗密に大きな違いがある。朝鮮

史は、神功皇后以後の、秀吉の朝鮮出兵なども含む日朝関係も記述していて、一応の体裁を成していると言える。だが安南史、シヤム史、ビルマ史は中国史書の記述の寄せ集めの観が強く、通史にもなっていない。インド史、ペルシア史は簡略に過ぎる。他にも、目次がなかったり、体裁も整っていない。誤りを指摘する付箋もかなり付されている。

本書は、目指したところでは、「要旨」における「東洋史」の提案に対応しようとしている面がある。しかし、具体的記述では、「要旨」が求めている内容を提示できていないといわなければならないであろう。一方、「文明史型万国史」との関係から見ても、その中国史記述は、文化史が顧みられていないという点で、もう一つ古い段階である「普遍史型万国史」の時代の、漢学者流の中国史でしかないように思われる。

藤田豊八『中等教科 東洋史』の場合はどうだろうか。藤田豊八(1869, 明治2-1929)は明治28年に帝国大学文科大学漢学科を卒業し、『中等教科 東洋史』を出版した後、明治30年に中国に渡り、上海、広州、蘇州、北京などで教育に従事して、清末の新学普及に貢献している。またこの間、敦煌文書の研究はじめ東西交渉史の研究を推進した。明治45年に帰国し、早稲田大学を経て東京帝国大学講師(大正13)、教授(同14)、さらに台北帝国大学教授(昭和3)となっている。

『中等教科 東洋史』について、満井隆行氏は、「中国を中心とする通史型の狭義の東洋史」⁽⁴²⁾の一例として挙げておられる。藤田自身も、本書は題は東洋史とするが、内容は「その實、東方亜細亞に興敗せし民族の一般史のみ」(凡例)だと自ら断っている。そして、この東洋史全体の時代区分を、「漢種と他種との勢力消長、社會進運の大勢」によって与えている。即ち「漢族發達の時期」である「上世(太古～秦)」、「大抵漢族の

勢力膨張して他族を壓したる時期」である「中世（秦漢～唐宋）、そして「近代」、即ち、蒙古族が西欧にまで進出した元の時代から、アリアン人種と蒙古人種の衝突により「東西兩洋渾一したる世界史」の頁が開かれた清に至る時代へと三区別している（凡例）。さらに実際に記述の多くは中国史が占めているから、このように「狭義の東洋史」判断されてもおかしくはないようにも見える。だが他方で、筆者には、可能な限り「要旨」の趣旨に沿った記述を行おうとする本書の姿勢は認めてよいように思われる。というのは、上記の中国史の扱いにしても、もともと「要旨」自身が「東洋歴史ハ支那ヲ中心トシテ東洋諸國ノ治乱興亡ノ大勢ヲ説ク」（表3・4）としていたことに対応しているとも言える。また「要旨」にある各時期の文化史も本書は網羅している。「要旨」が求める印度や朝鮮、中央アジアの諸民族に関する記述はもちろん、さらには、例えば隋唐の時代に関する「儒学—文藝—技術—宗教」の章（第十章）には、仏教、道教と並んで、「外教の東流」という小項目がある。そしてそこでは、まさに「要旨」にある「西域諸教〔祜教、ネストリウス教、摩尼教、モハメッド教〕ノ東流」という項目と全く同様に、祜教（「ソロアスター教」）、景教（「子ストリアン派」）、摩尼教、回教が記述されているのである（巻二、24丁以下）。

このように、記述自体は不認可となった他の東洋史関係教科書とは違って「要旨」に最も近いものでありながら、表3・2にあるように、彼の『中等教科 東洋史』（明治29、同30）も『中等教科 東洋小史』（明治30）も、全てが不認可となっている。「要旨」に見られない内容には、イギリス人のインド支配に対する肯定的評価、日清戦争に関わって中国人とロシアに対する批判的記述等がある⁽⁴³⁾。だがこれらは日清戦争後の日本国内の空気の変化を反映しているものであって、検定で

問題となる性格のものとは考えられない。東書文庫で検定の様子を見てみると、明治29年出版の本書に対し明治31年3月28日付の「検定」印と墨書で「不認可」の記入があり、付箋や書き込みでの字句や年号の誤りなどの指摘が極めて多い⁽⁴⁴⁾。さらに、近世史では第一篇（蒙古）には第三章が二つあって、そのため、以後の章の数値が全て目次とずれてしまっている。また第四篇（清）でも同様なことが起こっているなど、体裁の上でも初歩的なミスがある。「東洋史」というタイトルの問題は別として、内容的には、多分こうした諸点が問題となったのではないかと考えられる。本書の32年版もまた同年6月10日付の「検定」印があり、墨書で「検定不認可」の記入が行われている。上述の原勇六の時もそうだったが⁽³⁰⁾、これと初版とを比較したときも驚いた。本書は「改訂新版」を名乗ってはいるが、実は、検定での修正意見に対しては殆ど無修正のままで提出されていたのである。上で述べた第三章が二度繰り返されるミスまでそのままであったし、さらには「總論」が二度置かれていたり、初版の乱丁は修正してあるが別の場所で欠落部分が生じたりと、編集面のミスも増えている。なぜ殆ど無修正のまま再提出したのか、よほど慌ただしい提出作業だったのだろうかとも思うが、不可解としか言い様がない。藤田豊人は当時中国で活動中だったから、ひょっとして、そうしたことが関係したのかもしれない。いずれにしろ、宮本正貫の場合同様、修正すべき点が多すぎると言われても仕方がない状況だったとは言えそうである⁽⁴⁵⁾。

最後に、児島献吉郎『東洋史綱』を見ておこう。児島献吉郎（1866、慶応2-1931）は東京大学古典講習科の漢書科を明治21年に卒業しているから、市川瓊次郎の一級下ということになる。卒業後は第五高等学校、東京高等師範学校を経て、1926（大正15）年に京城帝国大学漢文科主任教授、後に二

松学舎学長も勤めた中国文学研究者である。

『東洋史綱』は現在では上巻しか残っていないようだし、検定との関係も不明である⁽⁴⁶⁾。「凡例」には「我邦ノ史家、未タ曾テ東洋史ノ編著セルモノアルヲ聞カス」(1)とあって、その記述に際しての苦勞が吐露されている。最初は国の別を立てないで記述を試みて失敗し、次に支那を中心に朝鮮、安南などに説き及ぼうとしたが、印度、ペルシア等をうまく統合できずこれも失敗。三度目に支那を東部亜細亜の中心、印度を西部アジアの先蹤などとす構成に行着いた。つまり第一、第二の方算を折衷してようやく本書が成ったとある。そして、本書で重視した順番は支那、朝鮮、印度を第一とし、アッシリアバビロニア、ペルシアをその次とし、他はほとんど度外視したと、その構成を説明している。上巻の実際の記述を見ると、先ず第一章總論で人種論を述べている。「東洋列國國民の始祖は皆中央亜細亜[トルキスタン]より起りたるもの」(4丁)とし、漢人種、てゆらにあん種族(蒙古人種、満州人種、朝鮮人種、「印度土民」)及び亞里亞人種をアジアの三大種族としている。中国史は黄帝以後を文明化した時代として隋の統一まで、さらに日本との関係も含めた朝鮮史、またごく簡略に安南、暹羅、緬甸の歴史を記述している。インドについては「印度土民」を征服した亞里亞人がインドを文明化したとしている。彼のインド史の特徴で、また大きな問題点でもあると思われるのは、「ばらた」の大王国、ラーマ王の統一による「あいをていあ」朝など、マハーバーラタ、ラーマヤナの物語を歴史的な事実として組み込んでいることである。最後にアッシリアからバビロニア、メディア、ペルシアまでの西アジアを記述しているから、中央アジアの諸国の部分が弱いことくらいで、「東洋」の古代の諸国は、ほぼ網羅していると言えよう。このように本書は、「要旨」の提案した「東洋史」を受け、

独自にこれを編成しようと取り組んだ野心作とも言えよう。だが問題点もないではなく、結局、「検定済」とならなかった。

以上、「東洋史」をタイトルに含む諸教科書を見てきた。それらが「検定済」とならなかった理由については、各教科書それぞれで異なっているにしろ、内容的に「不認可」につながっていくような問題を抱えていることも事実であると思われる。だが他方で、これまで素通りしてきた「東洋史」(及び「西洋史」)というタイトル自体には、何の問題もなかったのだろうか。この点に関しては、三宅米吉の証言が重要であろう。三宅によれば、文部省が「公然西洋史東洋史の区分を認むるに至」ったのは、1897(明治30)年の夏に文部省自身が開催した夏期講会に於いてであった⁽⁴⁷⁾。文部省が「要旨」における三分科制の提案を公表したのは、明治27年であった。しかし、公表はしたもののそこで留まっていた、明治30年の夏まで、文部省自身が西洋史、東洋史の区分を公然と認めたことがなかったというのである。従って、少なくとも明治30年夏までに公刊された西洋史、東洋史をタイトルに含む諸教科書は、そのタイトル自体によって「不認可」とされた可能性があるということになる。また、このように文部省が態度を公然化した後に検定に付され、そこで「不認可」となった例については、タイトルではなく、内容や編成などが問題にされたということになるのではなかろうか。

最後に、この期間(明治27-30)に刊行された教科書全体の基本的特徴についてまとめておこう。そこでは日清戦争以後の日本の意識の変化が教科書界にも浸透し始め、それによって教科書の基礎が変質し始めていることを示す例も出始めていた。しかし、「検定済」となった万国史に加え、「検定済」とならなかった他の「万国史」もまた、「完成期文明史型万国史」と言えるものであった。

「西洋史」を名乗る教科書のほうは、その構成や記述内容、さらには主として依拠した西欧教科書などの面から言えば、リースの影響が散見されはしても、なお、「完成期文明史型万国史の亜種」という性格を共有していた。一方、当時の「支那史」教科書もまた、従来通り万国史の一環としての中国史であった。また、「東洋史」を名乗る教科書のうちには「要旨」の提案する「東洋史」に対応しようとするものも見られたが、しかし狭い意味での「中国史」、つまり万国史に対応する中国史に留まっているものもあった。さらに、文部省も、まだ、西洋史と東洋史の分立への動きを公然化していなかった。こうしたことを踏まえると、この時期は、はみ出した部分は多々認められるにしても、全体としては「完成期文明史型万国史」の時代であったとしてよいと考える。

翻訳教科書の最終局面

「翻訳教科書時代」の「終焉」の時期は、何によって見定めることができるのであろうか。「翻訳教科書」の出発点になったのは、『史畧』（明治5）や官版『萬國史畧』（明治7）等であった。だが両教科書は、まぎれもなくアメリカの教科書『パーレー萬國史』に基づくものであるにしても、今日的な意味では、「翻訳書」とは言えないものでもあった。分量的にかなり大幅に縮小する必要もあって、記述に取り込む諸事実については取捨選択を行い、多くを省略し、さらに、一部では他の教科書から補充も行っている。既に最初から、著者による「編集」の手が加えられているのである。一方、とりわけ「万国史」（西洋史）の記述に於いては、西欧における歴史研究や歴史記述を参照することは、不可欠の作業でもある。こうしたなかで行われた自前の教科書の形成への動きは、単純化して言えば、参照する西欧教科書の数と教科書編集の経験の積み重ねの増加につれて、「編集」の度合いが「翻訳」の度合いを乗り越えていく過程

だったと表現することができよう。

既に前稿で紹介したように、天野為之『萬國歴史』（明治20）は六種、今井恒郎『萬國史』（明治26）は八種の西欧歴史書を参照しながら、それぞれの判断の上に立つ「編集」によって教科書を編んでいた。天野為之の場合はまだそこで見たように自前の教科書に至る「過渡的」なものだったとしても、現在対象にしている「完成期文明史型万国史」の時代（明治27-30）に入ると、もはや参考文献を掲げたりせず、また西欧の教科書の一部修正にまで進んだ小川銀治郎と辰巳小次郎による『萬國史要』があり、主体的「編集」の性格が顕著な白鳥庫吉『西洋歴史』等々が現れている。ここでは、天野為之の時代に比べてさらに「乗り越え」の度合いが進んでいると言える。従って、早ければその転機となった木村一步『萬國歴史』を文部省が刊行した明治24年か、あるいはそこで示された「ガイドライン」に基づく教科書が「検定済」となる境界、明治27年あたりで線を引いてもよいようにも思われる。とはいえ、全体としてみれば、「乗り越えた」としてよいような教科書も含めて、西欧の諸教科書、とりわけスウィントンとフィッシャーに大きく依拠した教科書が大部分である。「乗り越え」た教科書があったとしてもまだ個別の事例であって、「時代」全体の特性というにはなお少数にすぎるように見える。

それでは、ここで言う「乗り越えた」教科書の「時代」、即ち自前の教科書の「時代」の開始を如何なる契機に求めたらよいのであろうか。これについては、筆者は、教科書の内容に関する個別的事項に関する「ガイドライン」ではなく、それを超えて、教科書の全体像に関する「ナショナルスタンダード」といえるものが成立したと考えられる時点に、その始点を置くのがよいと考えている。その具体的事例として考えているのは、「要旨」における「東洋歴史」に関する「教授の事項

順序」の表である。だがこれ自体はまだ提案に過ぎず決定ではないし、何よりも、西洋歴史についても日本史についても、まだ、具体的な提案はない。この観点から見れば、依然として自前の教科書の時代が始まったとは言えない状況が続いているのである。ただし、それは「翻訳教科書時代」の最終段階であった。既に「翻訳教科書」の域を脱したと言える教科書が現れ始めただけでなく、部分的ではあれ、ナショナルスタンダードのひな形が提案される時代に至っているからである。

ここまで自前の世界史教科書の成立については「滑走」の段階と表現してきたが、当時は、いわば「離陸」の直前、その最終局面にあたる時期に至っていたと言えよう。一方、当時は、世界史教育が「万国史」の名で行われた、最後の時代でもあった。おりしも、日本全体もまた、日清戦争以後の変化のさなかにあつた。さらに、次に見るように、「官学アカデミズム」が確立し、歴史学も、ドイツ近代歴史学を基礎とする方向に変化しつつあつた時代でもあつた。「万国史」の終焉は、こうして、翻訳教科書の時代からの教科書の決定的な離脱＝自前の教科書の時代の開始と結びついていく。さらにそれは社会や学問状況の変化とも軌を一にしており、いわばその全体的な変化の一部を成していたとも言えよう。だがこの「離陸」が現実のものとなつたと言えるのは、「尋常中学校歴史科教授細目」が決定された1898（明治31）年以後のことになる。

3. 「官学アカデミズム史学」の形成とドイツ近代歴史学

ドイツ近代歴史学の導入と拡大

ドイツ近代歴史学の導入には、坪井九馬三や箕作元八も大きな役割を果たした。坪井九馬三が留学を終えて帰国し帝国大学教授になつたのは明治24年、箕作元八が帰国して高等師範学校教授とな

つたのがその翌年、帝国大学教授になつたのは35年であつた。二人はともに、ドイツ近代歴史学を留学で身につけて帰国している。こうしてその出発点から、「東大はリース・坪井・箕作とドイツ史風の洗礼をうけることとなつた」⁽⁴⁸⁾。そして二人は、リースと共に、講義その他の教育の場や諸論文、学会での活動を通じてランケ史学の紹介と定着とに努めていったから、この結果、ドイツ近代歴史学の影響が帝国大学の文科大学史学科に定着した。

この動きは、帝国大学一大学の範囲で止まっていたわけではない。箕作元八の最初の活動の場は高等師範学校であつた。また京都帝国大学はじめ、後に設置されていく諸帝国大学にもそれは拡大していった。京都帝国大学の場合、創建は1897（明治30）年だが（この年、帝国大学が2校となつたため、旧「帝国大学」は「東京帝国大学」と改称された）、その文科大学の開設は明治39年、史学科が開設されるのは40年、そして史学科教授陣の陣容が整うのに、1909（明治42）年までかかっている。この42年までに就任した諸教官を見ると、秋田師範学校を卒業した内藤湖南を除けば、坂口昂、内田銀蔵、石橋五郎、桑原隲蔵、三浦周行、原勝郎の全ては、帝国大学の出身者である（内田銀蔵は国史学科、三浦周行は文科大学専科、桑原隲蔵は漢学科、他が史学科）。しかも、卒業年次を見ると、三浦周行と坂口昂がそれぞれ明治26、27年、内田銀三、桑原隲蔵、原勝郎が卒業したのは明治29年で、同年には黒板勝美や喜田貞吉も国史科を卒業しているのである。

「官学アカデミズム史学」の成立

「官学アカデミズム史学」は、より詳しくいえば、公的教育・研究機関（大学）において、それを構成する学問体系の一要素として公認された、そして制度的にもその担い手の再生産が保証されている学門としての歴史学ということになるろう。

だが、この「官学アカデミズム史学」の成立を具体的にどの時点とするかについては、それを「史学科」が設置された明治20年とするわけにはいくまい。制度的には出発したとは言えるが、この時は、坪井九馬三はまだドイツにいて、専任教授はリースただ一人であった。「国史科」もなかった。まして研究者の「再生産」などは、まだまだ先のことである。つまり「実質」のほうを問題にすると、この時は、まだ「成立」といえるまでには至っていないと言ってもよいだろう。

日本史研究については、松沢裕作氏は「三上〔参次〕や、それに続く黒板勝美、辻善之助らによって、史料編纂掛と東京帝国大学国史科を中心に形成された歴史学の学派を『官学アカデミズム』と称する」⁽⁴⁹⁾と定義しておられる。帝国大学文科大学に史料編纂掛が設置され、今日の東京大学史料編纂所の実質の出発点となったのは、明治28年であった。永原慶二氏は、以下のように述べておられる。

史料編纂掛の事業が確定したことは、帝国大学を中心とするアカデミズム実証主義日本史学が、重野安繹、久米邦武らの考証主義を継承し、国政の推移を中心とする編年型政治史・外交史を基本とするという性格を明確にしたことを意味した。『大日本史料』が、編年型になじみにくい経済・社会・民衆生活などにかかわる史料を、各年毎に「年末雑載」として一括収載する方式をとったことも、政治史・外交史中心というランケ流歴史観に連なるものといえるであろう⁽⁵⁰⁾。

永原氏も、松沢氏と同じ時点に「アカデミズム実証主義日本史学」の成立を見ておられると理解される。日本史研究は、重野安繹や久米邦武らの「考証史学」を継承しているということから言え

ば、西洋史学と同一の出発点を持っていたというわけではない。だが、出発点が異なっていたとしても、この時点で日本史研究もまた、「ランケ流歴史観に連なる」状況になってきたのである。

一方、史学科の場合を見ると、村川堅固(1875、明治8-1946)が史学科を卒業したのは、明治31年である。彼は大学院ではヨーロッパの東南アジア侵略をテーマに研究していたのだが、リースが帰国した直後、それまで史学科に古代史の専門家がいなかった不備を補う目的から、西洋古代史研究者となるための留学を命じられた。主にミュンヘンで行った3年間の研鑽を経て帰国し、1906(明治39)年に助教授、45年には教授となり、以後、西洋古代史の専門家として西洋史学を牽引していくようになる。彼には『西洋上古史』(1916)、『希臘史』(1931)という古代史の優れた概説書があるが、また、ランケの講義の翻訳書『世界史論講義』(1918、講義のタイトルは「近世史の諸時期について」)もあり、リースの薫陶によってだけでなくドイツ留学を通じて、彼がランケ学派の歴史学と深く結びつくようになっていたことがわかる。また、彼の『中等西洋歴史』は、1907(明治40)年の刊行以後、改訂やタイトルの変更を行いながら長く使用されていき、時代を代表する中学校用の西洋史教科書となった。

以上の動き、即ち京都帝国大学の教官メンバーの帝国大学卒業年次に「アカデミズム実証主義日本史学」の確立なども重ねると、国史、西洋史、東洋史全体について研究者の「再生産」が回転し始めるのは明治30年前後の頃ということになる。従って、この明治30年を、「官学アカデミズム史学」の「成立期」を示す年号とイメージしてよいのではなかろうか。そしてこの時期は、日本にドイツ近代歴史学が定着した時でもあったのである。

4. 万国史教科書の消滅と東洋史教科書、西洋史教科書の分立へ

本章の最後に、1898（明治31）から35年までにおける外国史教育の動きを見ていくことにしたい。この時期の教科書を巡る動きを決定づけた要素には、上述の「官学アカデミズム史学」成立も含まれている。だが、直接的には、「尋常中学校歴史科教授細目」が大きな役割を果たした。

「尋常中学校歴史科教授細目」（明治31）と三分科制の確定

「要旨」の「世界史」の提案は実現しなかった。「尋常中学校教科細目調査報告」に含まれている「尋常中学校歴史科教授細目」が、そのことを示している。しかもこの文書は、「要旨」とは違い、文部大臣西園寺公望の正式な委嘱による委員が調査を行い、1898（明治31）年4月に答申した正式文書であり、同5月、授業の「参考」にするようにとして、文部省が自ら印刷し、配布したものである。従って、まだ法令ではないとはいえ、以後は、「細則」に即した一定の新たな動きが生まれてくることになった。

報告書は教科毎に作成されたが、歴史科に関する「細目」を作成したのは坪井九馬三、三宅米吉、那珂通世、箕作元八の4名である。また国史は三宅米吉、東洋史は那珂通世、西洋史は箕作元八の草案に基づいており、実質的には「要旨」と同じ人々によって作成されたと言ってよい。だが、内容は、それと同じではなかった。その前段は、以下の通りである。

尋常中學校ノ歴史科ハ國史及外國歴史ヲ授ケ歴史上普通ノ事蹟ヲ教ヘ以テ豊富ナル経験ヲ得シメ良好ナル感情ヲ養ハシムルヲ目的トス國史ニ於テハ國家ノ發達社會諸般ノ事物ノ變遷及其間ニ顯レタル偉人ノ事蹟ヲ授ケ外國歴史ト相待テ我國體ノ特異ナル所以ヲ知ラシムルヘシ

外國歴史ニ於テハ世界大勢ノ變遷ニ關スル事蹟ヲ主トシテ著名ナル諸國ノ興亡盛衰及社會ノ發達ノ要領ヲ知ラシムルヘシ外國歴史ヲ分チテ東洋史西洋史トス

「要旨」（表3・4）と比較すると、最大の違いは、そこで使用された「世界史」の語が全て「外国歴史」に置き換えられていることである。つまり「細目」は「世界史」を放棄し、明治19年の「尋常中学校ノ学科及其程度」で使用されたと同じ「外国史」に立ち戻ったのである。前にも見たように、「要旨」の立場からは、「世界史」という科目が国史と並んで設置されるという方向もあり得た。だが、「細目」ではこの方向が消滅し、ただ、外国の歴史を東洋史と西洋史に区分するということがのみが残されたのである。そしてこの結果、三分科制への動きが確定的になったと言える。実際、前段に続いて記されている授業時間の配分表では、国史、東洋史、西洋史が独立した三科目として明示されているのである⁽⁵¹⁾。

だが、那珂通世だけでなく箕作元八、三宅米吉、坪井九馬三までも「要旨」と同じメンバーだったにもかかわらず、なぜ、「細目」では「世界史」の主張が消滅してしまったのだろうか。それは、明治初期以来の趨勢の結果と言えそうだ。最初の歴史教科書『史畧』（明治5）は一書にこれら全ての要素を収録してはいたが、しかし、皇国と支那、西洋の各歴史の間の緊密な内的連関が追求されていたわけではなかった。そこで、まず、中国史と西洋史から成る『萬國史畧』（明治7）と、『日本畧史』（明治8）とに分離した。こうして日本に於ける世界史教育は日本史と切り離された「外国史」となったが、その教科書も、実質的には西洋史である「万国史」と、なお「万国」の構成員ではあるにしても、特別の位置を与えられて「支那史」の教科書が編まれるようになった。そ

して「要旨」における「東洋史」と「西洋史」からなる「世界史」の提案が行われた頃には、国史、支那史、万国史の性格がかなり異質なものになってしまっていたのである。「要旨」では国史について、「世界史ト彼レ此レ相比較シテ」という条件下ではあるが、その目的は「我が國體ノ特異ナル所以ヲ知ラシム」こととされている。他方、上述のように、那珂通世は日本を「東洋開化の先導者」と位置づけ、さらに将来日本が東洋の「大きな國を支配する」ことも視野に入れていた。そして「東洋歴史」は、そうした事態に備えて行う研究であり教育であるという性格を示していた。これに対し、これも箕作元八の講義のところで見たように、西洋史は全く別の性格を有していた。日本が目指さなければならぬ目標であり、追いつき、追い越すべき手本の研究という性格を有していた。こうして歴史科を構成する三科目は、三分科制が提起された「要旨」の時点で、既に目指す方向が三者三様だったのである。そしてこのような動きを後押ししたのは、日清戦争以後の日本の全体的変化だったと言えよう。そこでは「世界史」への統合よりは万国史解体への動きのほうが強力

だったのであり、「細目」は、この流れの上で、三分科制を確定したと言えるのではないだろうか。

「東洋史細目」と「西洋史細目」

「東洋史」の内容については、「細目」では以下のように指定されている（表3・5）。

「要旨」での東洋史の内容と「東洋史細目」とを比較すると、中国史の政治史については、一定の手直しが見られる。例えば「要旨」では「唐虞三代の政史」の次が「秦漢魏晋南北朝の政史」と大きくまとめられていた（表3・4）。これに対し今回は、太古から唐虞三代、春秋・戦国時代、秦、以後は漢、三国、晋、南北朝時代（宋齊梁魏と陳北齊周隋）までと、王朝史に即して細分されている。また近代に於ける西歐諸国のアジア進出の過程が、インドだけでなく中央アジア、東南アジアも含めて一段と詳細になり、最後に日清戦争を記述することとされている。「世界史」ではなく「外国史」の一環であるという変更は行われたとはいえ、「東洋史」自体の基本コンセプトは変わっていないといえる。また東洋史が57項目、西洋史が86項目（後述）に整理されているが、その数値はほぼ2対3となっており、授業時間数の比

表3・5 「尋常中学校歴史科教授細目」における「東洋史細目」

一、太古ノ支那	唐虞三代	二、春秋ノ世	三、周ノ制度文物	孔子	四、戦國
五、周末ノ學術	六、太古ノ印度	七、佛教ノ興起	八、秦ノ一統	漢楚ノ争	九、漢ノ初世
高祖ノ創業	呂氏ノ亂	文景ノ治	十、漢武帝宣帝ノ業	四夷ノ服屬	王氏ノ篡
十一、後漢ノ政	西域ノ叛服	十二、匈奴鮮卑ノ盛衰	十三、三国	十四、晋	五胡十六國
十五、東方諸國	朝鮮	扶餘	高句麗	百濟	新羅
十六、大月氏及印度	佛教ノ東流	十七、宋齊梁魏	十八、陳北齊周隋	柔然突厥	十九、唐初ノ治
武韋ノ亂	二十、開元ノ治	安史ノ亂	二十一、藩鎮宦官ノ禍	二十二、東方諸國	高句麗
百濟	新羅	渤海	二十三、北西諸國	突厥	回紇
吐蕃等ノ盛衰	波斯大食ノ廢興	二十四、漢唐ノ儒學	二十五、文藝	二十六、佛敎道敎	二十七、祆敎景敎ノ東流
南海ノ貿易	二十八、五代	宋ノ初世	太祖ノ創業	宋遼ノ關係	仁宗ノ治
二十九、神宗ノ新法	哲宗ノ改復	徽宗ノ紹述	三十、遼金ノ廢興	三十一、宗金ノ交渉	三十二、宋代ノ儒學文藝
三十三、宋代ノ高麗	三十四、大食國ノ分裂	印度ニ於ケル回敎國	西遼ノ建國	三十五、蒙古ノ勃興	元太祖ノ西征
三十六、元太宗ノ南畧	拔都ノ西征	三十七、元憲宗ノ南征	旭烈兀ノ西征	三十八、元成祖ノ一統及東侵	三十九、海都ノ興亡
元代ノ治亂	欽察察合台伊兒汗三國ノ盛衰	四十、明ノ初世	太祖ノ創業	靖難ノ役	成祖ノ遠略
四十一、帖木兒大王ノ兼併	四十二、明ノ中世	土木ノ変	大禮ノ議	俺答ノ寇	四十三、交趾ノ叛服沿海ノ寇盜
四十四、明ノ末世	萬曆朝鮮ノ役	東林ノ獄	流盜	四十五、莫臥兒帝國ノ興亡	四十六、葡萄牙西班牙ノ東畧
天主教ノ東流	四十七、清國ノ開國	世祖ノ一統	四十八、清聖祖高宗ノ業	四十九、清人ノ學術	五十、東洋ニ於ケル和蘭英佛諸國ノ競争
五十一、英領印度	五十二、清英ノ交渉	五十三、長髮賊ノ亂	英佛ノ北清侵伐	五十四、露人ノ東畧	清露ノ關係
五十五、安南暹羅	五十六、清佛ノ交渉	五十七、清韓ノ關係	明治征清ノ役		

原文にある割書を[]で示した。

に対応している。つまり「細目に」於ける変化は本質的なものではなく、内容的には中国政治史の伝統的な区分法と日清戦争までの近代の動きをより重視し、また授業時間数、単位時間内で扱う分量など、教育実践に関わる要素も考慮して行われた修正だったとしてよいであろう。

以上「東洋史」について述べたが、「細目」では、「国史」も「西洋史」も、教授細目が示されている。そこで、「西洋歴史」の教授細目について紹介しておきたい（表3・6）。

先に、箕作元八が西欧教科書は古代が膨大すぎると批判していることを紹介した。実際、これを見ると、古代は19項目にまとめられている。「げるまにノ遷徒（ゲルマン民族の移動）」（二十

や「古学の復興（ルネサンス）」（三十一）、「七年ノ役（七年戦争）」（五十七）、「南北分離ノ戦役（南北戦争）」（八十）等々、今日と異なる用語も結構ある。「王公同盟」（五十八）という見慣れない項目もある（Fürstenbund、今日は「諸侯同盟」と訳される）。これは、フリードリヒ2世（大王）がオーストリアのヨーゼフ2世の領土拡張政策に対抗するためにドイツ諸侯と結んだ、反オーストリア同盟を指している。その領土拡大政策阻止に成功した後も、條約はフランス革命対策やプロイセンが北ドイツでヘゲモニーを握るために利用されていくから、不必要な項目だとまでは考えない。だが、例えば「北米合衆國ノ独立」（六十二）や「ふらんす革命」（六十三）などと同

表3・6 「尋常中学校歴史科教授細目」における「西洋史細目」

一	えじぶと	へぶらい	ふおえにきあ	二	ばびろにあ	あつしりあ	めちあ	
三	べるしあ	りちあ	四	ぎりしあ	五	だりうす	くせるくせすの業	
六	ぎりしあ	の文物	七	あてん	すばるた	べるしあ	の交渉	
八	ていべ	すばるた	九	あれくさん	どるの業	十	ふおえにきあ	
十一	らちうむ	十一	らちうむ	十二	ばえに	戦役	十三	あれくさん
十四	ろ	一	ま共和制ノ末路	十五	ろ	一	まノ東征	
十六	かえざるノ業	十七	帝政ノ初	十八	ろ	一	ま	
十九	ろ	一	まノ制度及國情	二十	げるまに	ノ遷徒	二十一	東
二十二	さらせん	二十三	中世ニ於ケル東	二十四	の	るまん	二十五	神聖
二十六	西	歐ノ制度及國情	二十七	十字	軍ト	東方諸國	二十八	い
二十九	東	ろ	一	ま	ト	近隣諸國	三十	東
三十一	古	学ノ復興	兵制ノ變遷	地理上	の	発見	三十二	西
三十三	議會	ノ起	地方	ノ	連合	三十四	宗教	
三十五	お	と	ま	ん	と	る	こ	ノ
三十六	ど	い	つ	宗	教	改	革	
三十七	い	す	ば	に	あ	ト	ふ	らん
三十八	し	ゅ	ま	る	か	る	で	ん
四十	宗	教	改	革	ノ	反	動	
四十一	お	ら	ん	だ	ノ	獨	立	
四十二	い	ぎ	り	す	ノ	ち	ゅ	
四十三	ふ	らん	す	ノ	國	家	主	
四十四	三	十	年	ノ	戰	役	四十五	ふ
四十六	ふ	らん	す	ノ	侵	襲	四十七	は
四十八	い	ぎ	り	す	ノ	亂	四十九	い
五十	い	ぎ	り	す	ノ	獨	立	
五十一	近	古	ニ	於	ケル	北	歐	
五十二	北	歐	大	戰	役	及	と	
五十三	ぼ	ー	ら	ん	ど	ト	近	
五十四	ぶ	ろ	し	あ	五十五	あ	う	
五十六	い	ぎ	り	す	ノ	植	民	
五十七	七	年	ノ	役	五十八	王	公	
五十九	ろ	し	あ	ノ	外	交	及	
六十	第	十	八	世	紀	ニ	於	
六十一	第	十	八	世	紀	ニ	於	
六十二	北	米	合	衆	國	ノ	獨	
六十三	ふ	らん	す	ノ	革	命	六十四	ぼ
六十五	歐	羅	巴	局	面	ノ	變	
六十六	な	ほ	れ	お	ん	一	世	
六十七	い	ぎ	り	す	ノ	植	民	
六十八	歐	羅	巴	獨	立	ノ	戰	
六十九	あ	ー	ん	列	國	會	議	
七十	歐	羅	巴	亂	後	ノ	國	
七十一	亞	米	利	加	諸	國	及	
七十二	七	月	革	命	及	其	影	
七十三	い	ぎ	り	す	ノ	政	黨	
七十四	東	方	問	題	七十五	二	月	
七十六	西	歐	ト	東	歐	七十七	あ	
七十八	い	ぎ	り	す	ノ	獨	立	
七十九	ど	い	つ	統	一	ノ	企	
八十	北	米	合	衆	國	ノ	經	
八十一	北	米	合	衆	國	め	き	
八十二	し	ゅ	れ	い	つ	ふ	らん	
八十三	ど	い	つ	統	一	ノ	企	
八十四	ろ	し	あ	ト	ぼ	る	か	
八十五	最	近	事	件	ト	世	界	
八十六	現	世	紀	ノ	進	歩		

等の授業時間を割くべき項目とは、とうてい思えない。一方、「東方問題」（七十四）という用語が、すでに使用されている。全体としても今日使用されている訳語がかなり多く登場しており、「王公同盟」くらいを例外として、多少表現は異なるにしても各項目がどのような内容を指しているかは十分に推測できるし、その重要性も納得できる。こうして、政治史に関してではあるが、取り上げる事項が今日とかなり近くなっていることも確かめることが出来よう。

翻訳教科書から自前の教科書へ

「細目」に関しては、もう一点、「要旨」とは違って、「西洋歴史」と「国史」でも「教授細目」が提示されていることを重視したい。それは、これによって、自前の教科書の時代が「離陸」を果たす段階に到達したことが示されているからである。国史の場合、小学校では国史のみを教えることになった「小学校教則綱領」（明治14）の時点で細目の基礎になる内容は提示されていたから、事新しいとは言えない。だが西洋歴史では、教授細目の指定は初めての出来事である。しかもこれが書かれるべき教科書の項目ということになれば、以後はどの外国教科書を翻訳するかではなく、「教授細目」ないし「教授要目」で指定すべき項目が問題となる時代に移ったのである。

また、この「細目」の執筆者たちがいずれもアカデミックな研究者・教育者だったことも重要であろう。即ち、「翻訳教科書」の時代に積んだ経験の集積に加え、「官学アカデミズム史学」の一定の発展によってもまた、いわば自前の教科書を提出できる段階に達してきたのである。

さらに、この「官学アカデミズム」の基礎が、これまでの教科書が基礎としていた西欧の啓蒙主義歴史学とは異なっていたことも、重要である。というのも、その基礎となったランケの歴史学（ドイツ近代歴史学）は、本来、啓蒙主義歴史学に対

する厳しい批判の上に成立してきたものであったからである。ランケの歴史学は、前稿でも述べたように、一面で、「科学化」の出発点たる啓蒙主義歴史学を受け継ぎ、また、啓蒙主義者が開拓した、古代・中世・近代の三区分法やB.C.を含むキリスト紀元の使用方なども継承している。しかし他面では、啓蒙主義歴史学における「進歩史観」の観念性を批判して、民族や時代の個人的特質を重視する「歴史主義」を唱えた。また、その歴史的事実の認識における方法的欠陥を徹底的に批判して「史料批判」の方法を厳密化し、自らの歴史学を「科学的歴史学」だと主張した⁽⁵²⁾。

これまで見てきたように、日本の世界史教科書は「普遍史型万国史」から西欧の啓蒙主義的世界史に基づく「文明史型万国史」へと歩んできたが、リースがもたらしたのは、その啓蒙主義歴史学と厳しい対立関係にある歴史学であった。また「西洋史細目」の執筆者である箕作元八も、その導入者の一人だったのである。こうしてリースたちによるランケ史学の導入は、世界史教科書の歴史にとっても、その学問的な基礎を転換するという大きな意味を持つことになった。「離陸」を遂げた日本の世界史の教科書は、その誕生と同時に啓蒙主義的世界史と決別し、その基礎をドイツ近代歴史学に移行させたのである。

万国史・翻訳教科書の消滅と東洋史教科書・西洋史教科書の分立

こうして1898（明治31）年以降になると、事実として、「文明史型万国史」一般が消滅し、「翻訳教科書」時代もまた、終焉を迎えることになった。以後は「官学アカデミズム史学」と文部省が示す枠組み及び教授要目を基礎に、大学で歴史学を専門として学んだ人々が歴史教科書を執筆する体制に移行していくのである。下は、明治31年から明治34年にかけて検定・出版された外国史教科書であるが、これによって、その動きを詳し

く見ていくことにしたい(表3・7)。

これを表3・2と比較すると、明治30年と31年の間で、種々の点から外国史教科書の世界に本質的な変化が生じたことがわかる。

まず第一の変化は、「検定済」となった教科書の、爆発的とも言える増加である。表3・2では、合計で4点しかなかった。それに対し37点と、9倍を超えている。これまで、各時代に於ける教科書やその執筆者たちについては、事例をできるだけ多く挙げることのほうに労力を割いてきたというのが実情である。だがこのような時代が続くの

は、端的に言えば、明治30年までである。これに対し、ここでは、事例が多すぎてもはや個別に見ていくことが不可能とも言える時代を迎えているのである。

第二に、内容面から見ると、万国史が消滅したと言ってよい状況だということである。かろうじて、敬業社の『萬國小歴史』が明治32年にパスしているが、「検定願無効」とされた高瀬二郎『中等教育 萬國小歴史』を入れても2点しかない。敬業社『萬國小歴史』については、前稿でも本書に関する検定の動きがよくわからないと記した

表3・7 明治31～34年に検定・出版された外国史教科書

「検定済」となった中学校用教科書(文部省『検定済教科用圖書表』による)				
著者名	生没年	教科書名	種類	共著者、改題、合格年など
秋月 胤繼		東洋史	4 (33-39)	
雨谷 羔太郎		世界史要	1 (32)	坂田厚胤
市村 謙次郎		東洋史要	1 (33)	表3・2参照
大町 芳衛	1869-1925	中等教科 東洋史	1 (33)	猪狩又蔵
小川 銀次郎		東洋史要	12 (31-大 4)	中等東洋史(明35)
		西洋史要	15 (万-) (28大 5)	表3・2参照
荻野 仲三郎	1870-1947	中学東洋史	6 (33-大 6)	
木寺 柳次郎		中等教科 西洋歴史	2 (31, 36)	
		中等教科 東洋歴史	2 (32, 36)	
桑原 隲蔵	1870-1931	初等東洋史	43 (32-大 6)	中等東洋史(明31)、中等教育東洋史教科書(明36)
河野 通章		東洋史綱	1 (33)	
下村 三四吉	1868-1938	中学東洋小史	16 (32-大 14)	
		中学西洋小史	11 (33-大 15)	
白鳥 庫吉	1865-1942	新編 西洋史	2 (33, 35)	
関藤 成緒	1845-	新編 支那小史	1 (31)	初版 29年
高桑 駒吉	1868-1927	新編 中等西洋史	2 (31, 37)	
辰巳 小次郎	1859-	東洋史略	1 (33)	
棚橋 一郎	1862-1942	中等教科 東洋史	1 (32)	
中野 礼四郎	1872-	東洋歴史	4 (33-39)	
		西洋歴史	2 (34, 38)	
沼田 頼輔	1867-1934	中等東洋史要	1 (34)	
原 勇六		簡易西洋史	2 (31, 32)	
広田 直三郎	1872-	中学西洋歴史	1 (33)	
藤田 豊八	1869-1929	中等教科 東洋小史	1 (32)	
本多 浅治郎	1867-1933	新編 西洋歴史教科書	2 (32, 35)	高島米峰 36; 東洋史
本多 辰次郎	1868-	新編 東洋史要	1 (33)	野村浩一
丸井 圭治郎		東洋史綱	2 (33, 36)	
箕作 元八	1862-1919	西洋史綱	27 (32-昭 8)	峰岸米造
吉国 藤吉	1875-1900	西洋史	2 (32, 35)	
敬業社		中等東洋歴史	1 (31)	高山栄一校閲
		萬國小歴史	2 (29, 32)	訂正17版(明32); 表2・2参照
		新編 東洋史	2 (32, 33)	
修文館編輯部		中等教科 東洋歴史	1 (31)	幸田成友校訂
中等学科教授法研究会		新編 東洋史教科書	2 (33, 昭 9)	桑原隲蔵校
開成館編輯所		東洋史要	1 (33)	幸田成友校訂
普通教育研究会		西洋史要	1 (34)	
文学社編輯所編定		中等教科 西洋小史	1 (31)	原勇六編纂
同時期に出版された外国史教科書				
×大原貞馬 中等教科 世界小史、明治31、 ×木村鷹太郎 西洋小史、明治31				
×坂本健一・江崎誠 新編歴史(東洋之部)、明治32、 △坂本健一・高桑駒吉				
新編 東洋史、明34、 ×高瀬二郎 中等教科 萬國小歴史、明治32				
×山崎庚午太郎 新編東洋史、明治33、 ×西村豊 中等東洋史、明治33				
△高橋 健自 新編 東洋小史、明治33、 ×津田左右吉 新編 東洋史、明治34				

表2・11と同様の要領で作成。△は検定印が捺印されているが『検定済教科用圖書表』に検定済として採録されていないもの、×は検定不可のものである。

が、本書は明治22年が初版、そして明治29年に初めて合格していたものである（表3・2）。また、万国史の一環としての「支那史」もなお残存しているが、関藤成緒の『新撰支那小史』の初版は、明治29年であった。市村瓚次郎の『東洋史要』は明治27年に出版した『支那史要』をタイトルを変えて出版したのだから、こちらは内容的には「支那史」、ただし明治31年より前から出版されてきたものと言える。つまり、明治31年以後になると、万国史も支那史も、少なくとも新規の教科書は、もはや「検定済」となっていないのである。先に表3・2が対象としている4年間を「完成期文明史型万国史」の時代であり、同時に「万国史の時代」の最後の段階としたのは、このように明治31年に入るとかすかな残映のみとなり、もはや新たに編まれることがなくなったという状況があったからである。

一方表3・7には、このことと表裏一体の現象として、もう一つの劇的な変化が見られる。この期に新たに検定に合格したり出版された全46点の教科書はほとんどが東洋史（市村瓚次郎のものも含め26点）か西洋史（13点）のいずれかになり、「東洋史」と「西洋史」とで85%をも占めているからである。この劇的急変の内容や諸原因については後に考えることにして第三の特徴としてとりあえず指摘しておきたいのは、教科書のタイトルの面から見ると、三分科制への移行がこの4年間で完了しているということである。

第四には、検定が、出版された全教科書を覆うに至っていることである。検定との関係が不明なものは、表3・2では全24点のうち9点であったが、今回は全体数が46点と激増しているのに、全て検定を受けている。このことは、このように多数の教科書の検定が可能な体制が成立したことも示している。このことから、少なくとも数的に見れば、一応、検定がこの時期に確立したと言う

ことはできそうだ。もっともその実態はよくわからないところがあり、その具体的な内容については、すぐ後に見ることにしたい。

第四には、これも詳しくは後に考察することにしたのだが、表を一見してわかることがある。即ち、教科書数が爆発的に増えたとはいっても、そのうち、定着して長命を保っていく教科書（とその著者）は少数で、極めて短命に終わる教科書が数多く見られるということである。

最後に、第五に、もはや翻訳教科書の時代も、完全に過去のものとなったということである。明治初期から始まった外国の教科書への依存から自立し、自前の教科書の時代へと「離陸」を遂げたということである。そしてこれについても「細目」の意義は大きかったといわねばならない。「細目」は、いわばナショナルスタンダードとして、教科書の内容の基準となったと考えられるからである。もっともこの点については表には出てこない。実際の教科書に即して、確かめることが必要であろう（後述）。

検定と「東洋史細目」

つい先ほど述べたように、この時期に検定が行き渡るようになったことは事実である。だがその実態となると、なお不明なことが多い。ここでは「細目」が果たした役割の検討も兼ねて、わかる限りでの検定の実態について述べておきたい。

表3・8は、表3・7に収録した教科書のうち「東洋史」関係教科書を対象にした調査である（関藤成緒も含めた）。このようにしたのは、新科目であり、「東洋史」に編成替えるに当たり従来の「支那史」にはなかった諸項目が加わっていて、「細目」が果たした役割を考える材料として適切と考えたからである。表は、「東洋史細目」にある諸項目のうち「東洋史」となって加わった新項目について、各教科書がどれだけ対応しているかを見たものである⁽⁵³⁾。

(約9.9万字)は、「分量多キニ過ギ」とされた後者の1割強増しの字数に達している。山崎庚午太郎『新撰東洋史』については、付箋で、「本書ハ誤謬多ク記事亦整ハザルノミナラズ対照上必要ナル地図ナキを以テ目的ノ教科書トシテ不適當ナリト認ム」と説明されている。高橋健二『新編東洋小史』の場合は、「修正ヲ加ヘハ適當ナルヘシ」との付箋が冒頭にある。だが誤りを指摘する付箋がかなりの多さにのぼるので、結局、不正確さが理由だったと考えてよさそうである。

以上の四点は、編成は「細目」に忠実ではあったが「検定不認可」となった例である。これに対し、「細目」に対応していないことが明白で「検定不認可」となったのが、西村豊『中等東洋史』である。本書の場合は珍しく検定官が付箋によって不認可の理由をかなり詳細に述べていて、検定の一端を伺うことができるものとなっている。それによると、理由として(1)難解な字句や、誤解されやすい古書中の字句の転用があり、しかも文章が平易流暢でないこと、(2)記述が全部中国史で「秀吉征韓以前ノ朝鮮、近年ニ於ケル東亜ノ情勢ナド必須ノ事項スラ省略」していること、加えて、「区々ノ事実ヲ列記スルノミ」で「大体ノ聯絡、概念等ヲ摘取スルニ必要ナル配材」に注意を払っておらず、そのため、「記誦ニ不便」であること、(3)最初に記載すべき「東洋史の範圍、地勢、種属の一概」、とりわけ必要な地図すらないこと、(4)「誤字、誤音等」が多いことの諸点を挙げている。日清戦争の記述場所では、(2)の指摘と重なるが「日清戦争ノコトヲ簡單ニ記セルノミニテ近年東亜ニオケル西力東漸ノ情勢ヲ述ベザルハ不可、現今東洋ニ独立国数国アルコトサヘ知ルノ便ナキガ如シ」⁽⁵⁴⁾と指摘されている。これら4点は、当時の「東洋史」検定に関する諸原則の一端を記したものと解することができる。そのうち特に注意したいのは(2)である。これを「東

洋史細目」(表3・5)と比較してみると、具体例としてあげられている「秀吉征韓以前ノ朝鮮」は「細目」の第十五、二十二、及び四十四の各項に関わり、「近年ニ於ケル東亜ノ情勢」は、第五十項から五十七項に至る諸項目に当たっている。そしてこれらの「必須」の項目が『中等東洋史』では取り扱われていないことが、「不認可」の理由の一端とされている。表3・8で見ると、(2)の「近年ニ於ケル東亜ノ情勢」については他の教科書にも見られる程度には触れていると考えてよいと思うが、西村は「東方諸国」については触れていない。またイスラム諸国やインドなども記述されておらず、この点では、中国史しか記していないとする指摘も、その通りである。さらにその指摘の後半では、「大体ノ聯絡、概念等ヲ摘取」することが容易になるよう適切に素材を配置し、生徒が「記誦」し易いよう工夫すべきだとしている。生徒の「自習暗記」は「要旨」が前提にしていたが、ここでも「記誦」への配慮を求めている。「細目」における諸項目とその配置も、「大体ノ聯絡、概念」を生徒が形成するに必須であるとして提示されたものだったということにもなる。ついでに言えば、(3)は「細目」の「備考」にある「地圖ヲ掲ケ事蹟ニ關スル地理ヲ明ニスヘシ」等に違反していることになる。つまりここで指摘されていることは、いずれも、「細目」における諸記述にその根拠をもとめることができるということである。なお、最後の例、津田左右吉『新撰東洋史』は、表3・8からは「検定済」となった諸教科書とほぼ同じ内容を有するともいえそうで、実際付箋には「規定ニ適ス」とあるのだが、「検定不認可」の印が押されている。但し誤記などの指摘の数がかなり多いから、このことがネックになったのかもしれない。

「検定済」教科書と「検定不認可」の両者から言えることは、こうして、なお不明な諸点や「ぶ

れ」があることも事実だが、ともかくも、「細目」が、検定に当たってもその根拠となって一定の役割を果たしているということである。そしてこのことは、国史、西洋史の教科書についても言えるであろう⁽⁶⁵⁾。上では、「検定がこの時期に確立した」と述べた。筆者がこのように判断したのは、数的な、また体制的な側面だけでなく、まだ多少のぶれも見られるにしても、「細目」が実際に一定の基準となっている点で、検定が内容面でも整えられてきたと思われるからである。

教科書と教科書執筆者の二極分化

次に、この時代に表面化してきた新たな問題として、ここでは、教科書ないし教科書執筆者の二極分化という現象に触れておきたい。

まず、表3・7から見てみよう。そのなかで目立っているのは、極めて短命だった教科書が、大変に多いことである。検定済となったもの全37点のうち、たった一種類のみで消滅していった教

科書が16点もある。二種類までで消えた事例も12点あって、両者を合わせると76%にも達するのである。これに対し、この表には、桑原隲蔵、下村三四吉、箕作元八（と峰岸米造）といった、以後多くの種類の教科書を刊行し続ける著者たちが登場している。表3・2の段階から出てくる磯田良と小川銀次郎も、これに加えなければならないだろう。また小川銀次郎は西洋史、東洋史の両分野にまたがり、下村三四吉の場合は国史も含む三分野全てにわたる教科書を一人で執筆している。出版される教科書数全体は激増したが、一方では国史、東洋史と日本史の諸分野にわたって、一〇種類以上もの教科書を出版していくようになる少数の執筆者と、他方では、一、二種類の出版で消えていく多数の執筆者への二極化が現出しているのである。先に「爆発的」と表現したが、その多くの教科書は、この二極化のもとで早々に姿を消していく部分であったともいえる。

表3・9 明治31年～明治34年新規検定を受けた教科書執筆者の経歴

執筆者名	卒業校・学科	検定回数	卒業年(明治)	卒業年齢	執筆年齢	卒業後の年数	執筆時の所属	その後の職業()は県名
秋月 胤繼	帝大、漢学科	● 4	31	25	27	2	院生(-34)、35-6高教授	
雨宮 羔太郎	帝大、史学科	1	30			2	荻中学(山口)、同校長	
猪狩 又蔵	東京分学院、哲学科		26	20	27	7	日本中学、同校長	
大町 芳衛	帝大、国文学科	● 1	29	27	31	4	蕨川中学(鳥取)、博文館入社、文筆家	
木寺 柳次郎	帝大、国史科	● 2	29			2	32には四中(埼玉)、37-榎中校長	
桑原 隲蔵	帝大、漢学科	● 43	29	25	27	2	三高教授	京都帝国大学教授
河野 通章	(一高文科)帝大中退	● 1						
小島 政吉	東京高師、文科	● 2	27	24	33	7	33-和歌山師範、	38-埼玉師範校長
坂田 厚胤	帝大、史学科		31			1	院生、	
下村 三四吉	東京高師、文科	● 16	22	21	31	10		東京女子高師教授
		百 11						
白鳥 庫吉	帝大、史学科	2	23	25	35	10	学習院教授、	東京帝大教授
關藤 成緒	慶應義塾	● 1	4	26	53	27	京府立一中教諭、秋田中学校長など	
高桑 駒吉	帝大、史学科	2	32	31	30	-1		東洋大など
高橋 健自	東京高師、文科	● 1	27	23	30	7	蔵傍中(奈良)、	東京帝室博物館
棚橋 一郎	帝大、和漢文學	● 1	17	22	37	15	22、私立中野文館創設、	衆議院議員など
中野 礼四郎	帝大、国史科	● 4	29	24	28	4	早稲田中学、同校長など	
沼田 頼輔	神奈川師範大教員講習科	● 1			34		各小学校、師範学校、高等女学校校長	
原 勇六	帝大、史学科	1	27			3	33には海南中(高知)	
広田 直三郎	帝大、史学科	1	31	26	28	2	各中学、出征、43-朝鮮の中学教諭・校長	
藤田 豊八	帝大、漢学科	● 1	28	26	30	4	院生、30-清国、大12早大、東大、台北	
本多 浅次郎	帝大、史学科	2	26			6	37-早大	
本多 辰次郎	帝大、国史科	● 2	31	30	33	3	院生、36-山形県中学、法政大講師	
丸井 圭治郎	帝大、漢学科	● 2	38	24	35	12	院生	
箕作 元八	帝大、動物学科		27	18	25	37	12	東京等師教授、帝大教授
峰岸 米造	東京高師、文科		24		29	5	東京高師付属中、	高等師範教授
吉国 藤吉	帝大、史学科	2	30	22?	24?	2	院生	

表2・13に於ける諸教科書執筆者について、茨木智志「戦前の中外国史教科書の執筆者に関する一考察」(『総合歴史教育』(第35号、1999)によって作成。但し、●印は東洋史教科書、年号は和暦に改めたり人名を追加するなど、一部に手を加えた。また共著者の場合は、検定回数の欄が空欄になっている。

このような二極分化の背後には、何が潜んでいるのだろうか（表3・9）。

この表でわかることは、執筆者に関しては、出身学科は史学科のみではないものの、そのほとんどが帝国大学（文科大学）の出身者であり、それに東京高等師範の出身者が少し加わるという程度であること、また年齢のほとんどが20代と、一様に変若いということである。執筆時も大学卒業後10年以内という人々が大部分であり、まだ大学院生だった人々も多い。

一方、検定回数一、二回で消えていった執筆者では、執筆時に既に中学校教諭だったり、執筆時は大学院生ではあっても、その後は中学教育に携わっていったという経歴の人が多く、議員になったり、文筆家になった人もある。これに対し、多種類の教科書を出版していく人々、茨木氏が「主要な執筆者」⁽⁵⁶⁾と呼ぶ人々の特徴は、その大半が、その後は東京帝大、京都帝大、高等師範学校等の教授となった人々だということである。

院生や中等教育に携わっている執筆者が多数見られることは、1898（明治31）年以後の10年間、茨木智志氏の所謂「初期の執筆者」⁽⁵⁶⁾全体に見られる特徴的現象である。氏は、この現象について、次のように述べておられる。

各人の執筆の動機は分からないが、次のようなことは言えるのではないだろうか。一八九四年に東洋史・西洋史が提唱され、一八九八年にその具体的な内容が示されながらも、教科書はシナ史・万国史しか存在しない状況であった。このようななかで、数少ない高等教育機関であった東京帝大・東京高等師範を卒業して実際に中等教育に携わっていた若い教師や大学院で研究していた院生たちが、新しい歴史教育に応じた教科書の執筆に積極的に参加することになった。なお、これ以前の教科書はこのような人々

の手によっては書かれていなかった。そして、これ以後においても、このような経歴の執筆者は見られなくなる。…（一部省略）

なお、結果的にこれらの人々の教科書は存続しなかった。全てが全く採択されていなかったわけではないことは確認できるが、一九〇七・一九一〇年の時点で、『主要な執筆者』を中心とした有力な教科書による独占状態が進んでいた⁽⁵⁷⁾。

表3・9は明治34年までのものであるが、それが示している趨勢は、明治43（1910）年ないし明治末まで見られた、特殊な現象として考えるべきだということになる。

一変した教科書の世界

世界史関係教科書は、この期に、明治初期からの流れが一変する。この大きな変化は、教科書を巡る様々な流れが、全て、ここに来て一つに絡み合った結果であったと考えられる。

まず教科書の内容では、「完成期文明史型万国史」の消滅を以て、明治初期からの「万国史の時代」そのものが終焉を迎えた。同時に、翻訳教科書の時代も、完全に過去のものとなった。これは、「学制」以来の蓄積や、その上に立って那珂通世が「要旨」で、また箕作元八が「細目」において行ったような、教科書に記載すべき諸事項の整理と提案なしにはあり得なかったであろう。そして「細目」は同時に、一つの大きな転機となった。教科書執筆者の側から言えば、教科書の内容を選択するに当たって依拠すべきものとしては、従来は、特に西洋史の場合は、外国の教科書しかなかった。ところが今回は、出版に先立って、「細目」が提示されたのである。それは、ナショナルスタンダードとして、教科書をリードしていくものとなったのである。さらに検定のありかたも、これを機に変化したと考えられる。というのは、従来は、

出版された教科書について検定が行われていた。しかしそこでは、検定の基準は示されていなかった。だが、著者たちの大部分が「細目」を意識して著述していることは、表3・8から見て、明らかであろう。これも上で見たように、西村豊の例では、「細目」が「検定不認可」に当たって明確な役割を演じていた。それは、以後「細目」あるいはその改訂版に当たる「教授要目」が、検定の基準として時とともに益々大きな力を獲得していくことを推測させる。さらに、こうした動きの背景にあるものとして、大学に於ける研究体制が整備されてきたことも重要である。明治30年は、「官学アカデミズム史学」が確立する画期としてよいと考えた年号でもあった。しかもここでは、ドイツ近代歴史学が主流となってきた。そしてこの新潮流を伝えられた学生たちが、新たな教科書の執筆者となっていくことになる。即ち、新たな教科書執筆の要請に応ずることのできる人材が、帝国大学、東京高等師範学校等によって生み出されてきたということである。一方、万国史の解体については、直接的には三分科制へと文部省が舵を切ったことが大きいにしても、その背後には、東洋史と西洋史の研究方向の相違があらわになってきたことが関与していた。さらにそのもう一つ背後で、日清戦争以後のナショナリズムの質的变化も、教科書の世界に影響を与えた。

以上は本稿でこれまで見てきたことであるが、また、「近代教育体制整備期」（明治27-35）における中学校の位置の変化も、教科書の世界に大きな影響を与えたこととしてつけ加えたい。日清戦争以後の社会的変化のなかで中学校教育の拡大が必要となり、以後、中学校数も、中学生数も、ともに急速に増大したのである（表3・10）。

日清戦争前の明治26年では中学校数は全国で100校に満たず、生徒数も2000名弱でしかなかった。それが明治32年には一挙に学校数は2倍、生

徒数は4倍になっている。しかもその数はともに急速に増大していく。そしてこの動きは、当然、教科書界にも跳ね返ってくることになる。新しい教科書作りが開始されたことは、生徒数の増大とも結びついて、多くの教科書出版会社に新たな活動展開の機会として受け止められた。その結果生じてきた出版競争が熾烈だったことは、先に見たように（44頁以下）、西村豊が自ら誤字、仮名などの間違いに加えてこじつけ（『郢書燕説』）までであると認め、その原因を、出版者の火の如き請求による、「勢の免れざる所」だと言いつけていることでも知られる。こうした「緒言」をそのまま記載して出版していることにも驚くが、それは、出版社の方も、欠陥があってもなんとか出版に駆け込み、競争に参加しようとしていたことの表れと考えられる。原勇六や藤田豊八の場合のように、検定での指摘にもかかわらず、同じ明白な誤りを含む教科書について再度検定請求するということも、今日では考えられない動きである。だが、これもまた、出版社の競争の激しさを反映しているのである。そしてこの競争の中で、「二極分化」が生じてきたということになるわけである。

表3・10 明治後期中学校数・生徒数

明治	中学校数				生徒数			
	官立	公立	私立	計	官立	公立	私立	計
19		54	2	56	9,991		309	10,300
22	1	43	9	53	74	9,831	1,625	11,530
24	1	44	10	55	130	10,941	2,284	13,355
26	1	58	15	74	176	14,881	4,506	19,563
28	1	79	16	96	199	25,669	5,003	30,871
30	1	130	27	157	229	43,223	9,219	52,671
32	1	156	34	191	294	56,501	12,384	69,179
34	1	207	34	242	340	72,823	15,228	88,391
36	1	228	40	269	339	81,941	15,720	98,000
38	2	226	43	271	412	87,133	17,423	104,968
40	2	229	56	285	560	90,420	20,450	110,876
42	2	241	62	303	699	95,904	21,530	117,434
44	2	244	68	312	720	100,813	23,771	124,584

名倉英三郎編『日本教育史』（八千代出版、2000、122頁）による。

一方明治末には、「二極分化」の動きが完了する。このことは、一定の方向性が確定したことを意味する。即ち、世界史の教育が「東洋史」と「西

洋史」に分けて行われるようになり、各教科の内容については「官学アカデミズム史学」に依拠して「教授要目」が提示され、それに基づいて教科書が編まれるという方向性と体制が確立したということである。これには、「検定」による誘導ということも、大きな役割を持っていたであろう。そして「二極分化」が終わっていくのは、欠陥の多い教科書がふるいにかけられたということもあるだろうが、むしろ、そうした流れのなかでは「官学アカデミズム史学」で指導的な位置を占める人々が、最も強い立場を確立することになったからであろう。教科書執筆者の世界から茨木氏のいわゆる「初期の執筆者」の名前が消えていき、「主要な執筆者」の教科書が独占的地位を占める状況へと移行したのは、その結果と言えよう。「細目」自体は、最初のナショナルスタンダードとなって翻訳教科書の時代を最終的に終わらせ、自前の教科書時代の決定的出発点となった。こうした大きな意義を有する一方で、それは、以後の教科書の世界に一定の方向性、あるいは限界性を付与することになってしまったとも言えよう。「限界性」と言うのは、このときの歴史教科書編成の仕方が、それ以外の方法が試みられることなく、今日まで続いてきたことを思い浮かべてのことである。

桑原隲蔵『初等東洋史』

この期に登場し、以後、戦前の主要な教科書の地位を保持していった例として、桑原隲蔵『初等東洋史』と箕作元八・峰岸米三『西洋史綱』について見ておくことにしたい。

桑原隲蔵(1871、明治3-1931)は、中学校や師範学校向けの、さらには女子用の東洋史諸教科書により、戦前期に於いては、東洋史教科書の世界で圧倒的なシェアを誇っていた。死後にもなお、有高巖の補訂した『中學東洋史』が1938年に「検定済」となっているほどである。彼が東洋史教科書の出発時から一貫してこのような決定的地位を

維持する事が出来たのは、なぜであろうか。

その理由を考えるためには、まず、東洋史教科書の執筆をめぐる状況が、西洋史の場合に比べて極めて困難なものだったことを見ておく必要がある。表3・9をあらためて見てみよう。まず西洋史教科書の著者を見ると、ほとんどが帝大史学科の卒業生である。このことは、明治初期以来の経過のなかで、帝大の史学科が、西洋史教科書の著者を送り出すという役割を果たすようになってきたことを示していると言えよう。

東洋史の場合、東洋史教科書で新規に検定を受けた15名のうちには帝大卒は存在するが、史学科出身者は見られない。また当時はまだ帝大には「東洋史学科」は存在していない。こうした結果、帝大の漢学科の出身者が4名となっている。しかも桑原隲蔵が彼の最初の教科書『中等東洋史』(明治31)を執筆したのが大学院生の時だったことをあわせると、これらの4名が教科書に携わったのは、全て、大学院生の時である。あとの10名は帝大國史科、東京高等師範などが主なところだが、西洋史の著者たちに比べ経歴がかなりばらけている。ばらけているのは、執筆可能な人々が多様な分野に豊富に存在したことを意味しているのだろうか。どうも、そうではないようだ。

先にも紹介したように、白鳥庫吉によれば彼が東洋史研究を開始した明治19年のころは、まだ世界中のどこにも「東洋史」の研究家はいない時代だった。「東洋史」教科書が現れてくるのは明治31年だったが、これは中学校の歴史教育に関する動きであって、当時帝国大学文科大学に存在していたのは、国史科と史学科のみである。大学における東洋史学科の出発点とされるのは、なお数年後の1904(明治37)年、史学科に「支那史学」が開設され、白鳥庫吉が、学習院との兼任教授として任命された時点なのである。

こうして、東洋史教科書の執筆者は、西洋史の

執筆者に比べ、極めて困難な状況のなかに置かれていたということになる。「東洋史」の研究が確立しておらず、日本はもちろん、世界的に見てもほとんど前例もないところで、東洋全般にわたる記述が求められていたからである。前例と言えるのは、せいぜい那珂通世による「東方万国史」、『支那通史』くらいであろう。本書は文化史を重視し、伝統的王朝史ではなく「上世史」、「中世史」、「近世史」という西欧の三区分法を導入し、中央アジアなど中国以外の諸国や東西の文化交流史も記述しており、こうした点で画期的な内容を有していたからである。だがそれは教科書としては膨大すぎたし、何よりも、『十八史略』同様に宋代までしか記述されておらず、完成した通史ではなかった。しかも、本書出版後、那珂は本格的な中央アジア史研究のためには根本史料を原語で研究する必要があると考え、満州語とモンゴル語の修得に取り組み始め、清と、とりわけ元の研究に邁進し始めた。これが本書が中断のままに終わる原因となったわけだが、彼自身が東洋史教科書の執筆に戻るのはもっと後、『那珂東洋小史』を出版した明治36年になってからである。もう一人執筆の適任者があるとすれば、それは、白鳥庫吉であったろう。だが明治32年には、彼の顔は、まだ東洋史教科書のほうには向けられていない。この年白鳥は『新撰 西洋史』という西洋史教科書のほうを出版しているからである。

一方、当時は今日のように研究も専門分化していなかったから、多数の執筆者を組織して一冊の教科書を編むことも、あり得なかった。たった一人で「東洋史細目」の広範な要求全てに応える教科書を書くということになれば、ますます困難性が高まることになる。従って、東洋史執筆者の分布が「ばらけている」のは、多様な分野に適格者が存在したからとすることはできないであろう。事態は全く逆で、「学制」時代の「万国史」の場

合がそうだったように、執筆可能な人材を見いだすのが極めて困難なため、様々な経歴を持つ人々のなかに執筆者を求めた結果だったのである。

ただ、表3・9戻ると、強いて言えば15名のなかに8名からなるグループを認めることはできそうである。上の大学院生4名と明治29年より後に帝大を卒業した国史科卒業生(1名)、高等師範学校の卒業生たち(3名)である。8名の共通項はいずれも那珂通世との接点を持ち得たということであるが、それは、那珂が、高等師範学校教授とともに、明治29年5月以後37年まで、帝国大学文科大学の講師も兼務しているからである。ここからは、当時あって「東洋史」教科書を執筆した人々の中核となったのは、那珂通世の周辺の人々だったとも言えそうである。そしてそのなかで抜きん出て適格者の資質を有していたのが桑原隲蔵だったということになる。

桑原隲蔵は京都府立中学校から三高に進み、明治26年7月に帝国大学文科大学の「漢学科」に入学した。卒業は那珂が講師となった29年の7月で、その後直ちに大学院に進んでいる。専攻は東洋史、研究題目は「外国との交通関係」であり、師事したのは、坪井九馬三であった。だが、「桑原は坪井に師事し心服はしたが、とりわけ非常勤講師として教壇に立った高等師範学校教授の那珂通世…の学風に共鳴した」⁽⁵⁸⁾とされている。二人の関係について、桑原門下の宮崎市定氏は「師友を兼ねる間柄」⁽⁵⁹⁾と表現している。桑原自身は那珂に対する追悼文で「我が輩は博士と直接師弟の間柄ではないが、絶えずその指導を受け、また竝々ならぬ知遇を受けた」⁽⁶⁰⁾と述べ、彼の東洋史記述に対して那珂が大きな役割を果たしたと述懐している。「我が輩は二十年前に『中等東洋史』を著した時、朝鮮古代の事蹟は主としてこの[那珂通世の]『朝鮮考古史』を根據とした」(372)とも述べ、また他の場所でも、那珂通世の『支那

通史』について、「朝鮮半島、満州地方及び塞外地方の歴史をも遺憾なく記載してある」ことや、「先生は早く西洋方面の材料を利用されたこと」により唐代のゾロアスター教、マニ教、景教のこと、「さては唐代に於ける回教徒の貿易通商のことまで十分に記載されている」⁽⁶¹⁾と指摘し、さらに、他の日本人の手になる支那史や東洋史は殆ど一部も読んだことがないが、「先生の『支那通史』のみは絶えず左右に置き、今日まで参考に資して居る」⁽⁶¹⁾とまで述べているのである。

桑原隲蔵の最初の教科書『中等東洋史』は、内容は画期的だったが、明治31年の検定で「検定不認可」となってしまった。だが本書は教師用の参考書としてなお出版されていたし、出版を停止してのちになってすら、「文検」（教員資格試験）の参考書として名声を保ち続けた。そうしたことから「現在我々が普通に用いている東洋史なる言葉を日本語の中に定着させるに与って力あった本である」⁽⁶²⁾と評価されている。

彼は、『初等東洋史』（明治32）の「弁言」で、前年出版した『中等東洋史』が「やや浩瀚に失せし」故に、今回は、それを簡便化したと書いている。『中等東洋史』が検定で不合格となったのは、上・下で合計529頁、新書では1冊半を超える分量となり、1年間週2時間だけの授業用の教科書としてはあまりに詳細、かつ、大部にすぎると判断されたからであろう。そこで桑原は、直ちにその縮小に取り組んだのであった。その結果が『初等東洋史』であるが、本書では、時代区分や全体の構成など、枠組みについては全く変更は見られない。もっぱら短縮に努め、『中等東洋史』を約半分の分量に削減したものとなっている。そして今回は、無事、中学校用教科書として検定に合格した。本書は4年間継続されたのち、『中等教育東洋史教科書』（明治36）と改題出版され、これが出発点となって、以後およそ30年間にわたり、

東洋史教科書の世界に君臨していくことになる。彼が成功したことには、歴史地図や教員用の教授用参考書など、教科書を補助する周辺図書を周到に配備していったことも、大きな役割を果たしたのであろう。だがその成功の最大の原因は、やはりその内容自体にあったと思われる。以下、この点について確かめておきたい。

まずその構成について見ていこう（表3・11）。興味深いのは、桑原の上古・中古・近古・近世という時代区分の内容である。比較の意味で、那珂通世、リース、後に取り上げる箕作元八の時代区分とあわせて表にしてみた（表3・12）。

表3・11 桑原隲蔵、『初等東洋史』の構成

第一編 上古期 漢人種膨張時代（皇紀四百四十年以前）		
第一章 太古	第二章 周の盛衰	第三章 覇者の興亡
第四章 春秋の末世及戦國	第五章 秦の興隆	
第二編 中古期 漢人種優勢時代（皇紀四四一年及至一五六七年）		
第一章 秦の盛衰	第二章 西漢の初世	第三章 西漢の極盛
第四章 匈奴の盛衰	第五章 西漢の末路	第六章 東漢の復興
第七章 佛教の傳播	第八章 東漢の極盛	第九章 東漢の末路
第十章 三國の鼎立及西晋の興亡	第十一章 塞外人種の侵入	
第十二章 五胡の興亡及東晋の盛衰	第十三章 後魏の盛衰	
第十四章 隋の盛衰及唐の初世	第十五章 唐の外國經略	
第十六章 唐の極盛	第十七章 唐の中世	第十八章 唐の衰微
第三編 近古期（皇紀一五六七年乃至二二七六年）		
第一章 契丹の興隆及五代の紛亂	第二章 宋の一統	第三章 遼の極盛及西夏の興隆
第四章 宋の制度改革	第五章 女眞の興隆	
第六章 金宋の攻戦	第七章 蒙古の興起	第八章 蒙古の西征
第九章 金の滅亡	第十章 宋の滅亡	第十一章 元初の外征
第十二章 元の極盛	第十三章 元の衰微	第十四章 明の興隆
第十五章 蒙古諸汗国の盛衰	第十六章 明の内憂外患	
第十七章 倭寇及明の末路		
第四編 近世期 歐人東漸時代（皇紀二二七六年以後）		
第一章 満州の興起	第二章 明の滅亡	第三章 歐人の東漸
第四章 俄羅斯〔ロシア〕の東侵	第五章 清の塞外經略	
第六章 清の西南方經略	第七章 清の官制及兵制	第八章 英人の印度侵畧
第九章 阿片戦争	第十章 中央亞細亞の形勢	
第十一章 英露の衝突	第十二章 佛國の後印度侵畧	
第十三章 日清の衝突		

表3・12 那珂通世、桑原隲蔵、リース、箕作元八の時代区分

	太古～殷周	秦漢六朝唐	五代宋	元 明	清
那珂通世	上古	中古	近古	近世(未完)	近世
桑原隲蔵	上古	中古	近古	近世	近世
リース	古代(～476)	中世(～1492)	近代(～1789)	現代	現代
箕作元八	上古(～375)	中古(～1517)	近古(～1814)	最近世	最近世

宮崎市定、『桑原隲蔵全集 第四巻』（岩波書店）の「解説」をもとに作成。ただし、『西洋史綱』では区分が年号で明記されていないので、具体的記述から筆者が記入。

時代区分の根拠については、リースと箕作は、当然ながら西欧の伝統のなかでそれを選択している。一方、西欧の三区分を導入するにしても、全く異なった東洋の世界では、それは大変困難な作業だったに相違ない。那珂通世の場合には、その三区分は、中国で古来「唐虞三代（堯舜に夏・商・殷三代）」、「後三代（漢・唐・宋）」という言葉があり、彼が加えた「近世三代（元・明・清）」をあわせ、三代にわたる大統一時代が三度あったということに基づいていた。これに対し桑原隲蔵は、『中等東洋史』で、「支那本部の大勢を中心とし、之と関係せる周圍諸邦國の興亡、諸民族の盛衰に参考して」（18）区分するという原則のもと、漢族膨張時代、漢族優勢時代、蒙古族最盛時代、歐人東漸時代に区分し、それぞれに上古、中古、近古、近世という時代名を与えている。

この中国（漢民族）とその周囲の諸民族との関係の展開を基礎に行う時代区分に先鞭をつけたのは、上述したように（57頁）、藤田豊八『中等教科 東洋史』（明治29）であった。藤田は明治28年、桑原は29年にともに帝国大学文科大学の漢学科を卒業しており、教科書の出版も、藤田の方が、桑原の最初の教科書『中等東洋史』（明治31）より2年早い。二人はともに大学院に進学し、その後、藤田は中国哲学・文学を修めて明治30年に中国に向かい、桑原は中国歴史を修了して同31年第三高等学校教授、その1年後には東京高等師範学校教授に転じた。このように両者はごく身近な関係ではあったはずだが、時代区分についての影響関係は、具体的には不明である。江上波夫氏は「この時代〔桑原が『中等東洋史』を出版した明治31年〕までは藤田と桑原はそれぞれ別個の道を歩んでいて、学友として以外は、特別別親しい関係はなかったとみてよい」（63）とし、この後に勃発した「教科書争覇戦」では、結局、「全国の中等歴史教育界に絶大な支配力を持っていた東京

師範学校のバックアップで桑原に軍配が上がった」（同）としている。この結果、藤田の教科書は中国で普及はしたものの、日本では、桑原の教科書が他を圧する地位を築いたのであった。

一方、桑原と那珂通世との相違については、宮崎市定氏の「解説」がある（64）。

那珂博士の時代区分はその中世が甚だ長期に亙るのが特徴である。そしてこの説がその後も長く東京を中心とする学界に支配的であった。一方桑原博士の時代区分は、唐と宋の間に一の時代的断層を認める点が特色をなし、これは後に内藤湖南博士によって唱えられた宋以後を近世とする学説と符合する。そしてこの唐宋間変革説が京都を中心とする学界に保存され、世界に対しても大きな影響を及ぼすようになったのは周知の事実である。

二人の与えた時代区分がこのように後世にまで大きな影響を与えていくわけだが、筆者の立場から見て興味深いのは、桑原隲蔵と『那珂東洋小史』の時代区分とが、呼称だけでなくそれが包含する年代にかなりの相違がありながらも、しかし、ともにリースや箕作のものと同様の、上古・中古・近古・近世に落ち着いたということである。西欧では、フランス革命後の「市民社会」の展開につれて革命前における「旧制度」下の時代との相違が強く意識されるようになり、そこで、「近代」をフランス革命の前後で分け、前期（＝「前期近代、early modern」）と後期（modern、recent history等）に二分する考え方が一般化してきた。リースの場合もその一例であり、箕作源八・峰岸米造『西洋史綱』もまた、それを受け容れていることになる。古典的三区分の一種であるこの構成は、今日では様々な批判もあるが、なお一般的と言いつてもよいだろう。そしてこの日本における伝統的な

世界史の構成は、こうして、リース、箕作元八、桑原隲藏、那珂通世らによって出発点を与えられたものだったのである。

それでは、「細目」との関係はどうか。これについては、多言は要しない。その記述は、構成や時代区分などが「細目」とは異なっているから、目次だけを比較すると、一見、両者間には共通点がありませんように見える。だが、記述内容を見ると、表3・8で明らかのように、見事に全てクリアしているからである。

以上から、桑原隲藏の教科書が最初から抜きんでた地位を築き、しかもその地位を維持し続けていくことができたのは、当時の状況から見て、もともと「東洋史細目」の要求に応ずることができるのは、那珂通世の接点をもった可能性があるグループを中心とする極めて限られた人々が中心であったこと、そしてそのなかで最適任だったのが桑原隲藏だったからということになるのではなからうか。もちろん彼がそのような地位に立つことができたことは、彼と那珂通世との「師友を兼ねる間柄」が果たした役割が大きいであろう。そうした桑原にしてはじめて、「要旨」や「細目」で指定された諸項目について、その意を最も忠実に体現した教科書が可能となったのである。そこでは、政治史や文化交流史などが、今日の教科書よりずっと詳細に記述されている。また、今日の教科書のうちの東洋史の原型がすでに提出されている言うこともできると思う。もちろん今日から見て、「無い物ねだり」をする余地も、ないではない。例えば、各時代の社会の実情、とりわけそこでの一般庶民の生活などは、記述されていない。しかしそうではあっても、彼の教科書は、「東洋史」教科書の歩みの出発点に現れたものであるにもかかわらず既に「巨象」であり、またそうであり続けるだけの内実を備えていたのである。

箕作元八、峰岸米造『西洋史綱』

最後に、箕作元八と峰岸米造による教科書、『西洋史綱』⁽⁶⁵⁾を見ておこう。

峰岸米造(1870、明治3-1947)は、群馬師範学校から高等師範学校の文学科に進んでいる。歴史学者になることを決意したのは、三宅米吉と箕作元八とにこの高等師範学校で出会ったことからであった⁽⁶⁶⁾。箕作も彼の力量を認めており、峰岸が卒業(明治27)後に東京府尋常師範学校に在職していた間、二人は、「毎週日を定めて相會し、一生懸命に研究を重ね、教科書編纂の準備を進め」

(28) たという。先に、箕作が「西洋歴史教授法に関する卑見」⁽²⁵⁾で「教科書の我國に適當したのが必要」だと述べていたことを紹介したが、その背後には、『西洋史綱』の出版に向けた、このような取り組みがあったわけである。ただ、峰岸米造が高崎中学校創建に参与を求められて一時群馬に戻ったため、作業は頓挫した。しかし高等師範学校校長嘉納治五郎に呼び戻されて、1898(明治31)年、彼は高等師範学校附属中学校教諭となった。箕作は中学校での授業の実際を知悉している峰岸を頼りにし、二人は、「それからは殆ど毎日のように…相會して案を練」(29)り、さらに分量圧縮などに取り組んで、やっと明治31年の大晦日に校了となったという。文部省『検定済教科用圖書表』には、明治32年1月2日発行の本書が、3月6日に検定済になったと記されている。峰岸米造は34年には高等師範教授を兼務するようになり、36年からは高等師範のほうが本務となった。また、本来は国史の研究を目指していたこともあって日本史の教科書を編み、さらに東洋史の教科書も出版して、戦前期教科書の「主要な執筆者」の一人となっていく。一方、二人の親密な師弟関係も終生続いている。『西洋史綱』の諸改訂版の作業はじめ、後に箕作原八が『西洋史講話』(明治43)を上梓する際には講演の文章化を担当

して、大きな役割を果たしている。

まず『西洋史綱』の構成から見ていこう。全体は字数およそ 12 万字弱だから、世界史 B 教科書の約半分、官版『萬國史略』の 2.5 倍、あるいは新書一冊程度の分量である。もともと箕作元八は、「西洋史細目」原案の提案者であった。従って本書は、それを教科書という形態に変換する場合の、提案者自身によるモデルの提案という意味も有していたであろう。

「細目」では項目が並列されているのみであった(表 3・6)。本書では、それを構造化して示している(表 3・13)。全体を「上古史」、「中古史」、「近古史」、「最近世史」の四部に時代

区分し、各部(各時代)をいくつかの時期に二次区分して、これを「篇」としている。各篇にはその時期における重要事項をテーマとする諸章を配置するが、先に「細目」で掲げた項目の多くが、この章に配置されている。つまり「細目」における項目は、「章」に当たる事項を列挙したものであったわけである。新たな章の数は全体で 79 章となり、「細目」で立てていた 86 項目よりは少なくなっている。「細目」の表と今回の目次の構成とを比較すると、例えば、「細目」では「ぼーらんどノ滅亡」として独立させていた第六十四項については、その内容を二分して一部は近古史の第四編第五章「ポーランド第一分割、王公同盟」へ、他は、第

表 3・13 箕作元八、峰岸米造『西洋史綱』

第一部 上古史
第一篇 太古西洋諸国興亡時代
第一章 エジプト及び南アジア諸国 第二章 アッシリアの滅亡、四国対立 第三章 ギリシアの勃興 第四章 ペルシアの統一
第二篇 ペルシア・ギリシア衝突時代
第一章 ペルシアのギリシア侵襲 第二章 ギリシアの文物 第三章 ペロポネソス戦役 第四章 スパルタ・テーベ・マケドニアの覇業
第三篇 東西文化融合時代
第一章 アレクサンドル大王の業 第二章 地中海沿岸諸人種の関係 第三章 ローマのイタリア統一、エピルス寇 第四章 ポエニ戦役 第五章 ローマの地中海沿岸地盤
第四篇 ローマの大統一時代
第一章 ローマ共和政治の腐敗 第二章 東方諸国及びローマの内乱 第三章 ケーザルの業 第四章 ローマ帝政の前期 第五章 ローマと其東隣、基督教の弘通 第六章 ローマ帝政の末期、ローマの国情
第二部 中古史
第一篇 中古初期
第一章 種族の遷移 第二章 東ローマとペルシア 第三章 サラセン国の勃興 第四章 ギリシア皇帝とローマ法王
第二篇 中古本朝
第一章 カール大帝の業 第二章 ノルマンの跋扈 第三章 神聖ローマ皇帝と法王との交渉 第四章 英王憲法の制定、仏國權の伸張、英仏二国の交渉 第五章 十字軍、東方諸国の盛衰 第六章 中古西欧の情形 第七章 ギリシア帝国と近隣諸邦 第八章 蒙古の侵襲
第三篇 中古末期
第一章 文運の復活 第二章 地理及び天文上の発見 第三章 西欧諸国の中央集権、政略兵制の一変 第四章 オットマン・トルコの跋扈、モスクヴァー勃興 第五章 イタリア戦争、宗教改革の企図
第三部 近古史
第一篇 エスパニア・フランス對抗時代
第一章 宗教改革 西に國の確執 第二章 宗教改革の進行、トルコの西侵 第三章 シュマルカルドン戦役 第四章 葡西の植民政策
第二篇 エスパニア強大時代
第一章 宗教改革の反動 第二章 オランダの獨立 第三章 英国の宗教改革 第四章 仏國に於ける宗派の争 第五章 三十年戦役
第三篇 フランス強大時代
第一章 オランダの壓滅及び其植民策 第二章 仏國國家主義の確立及び外国侵略 第三章 英国二度の革命 第四章 土・奥の關係、エスパニア繼承戦役 第五章 北歐及び東欧諸國の盛衰
第四篇 ロシア・プロイセン勃興時代
第一章 北歐大戦役、ポーランド繼承戦役 第二章 プロイセン勃興、奥國繼承戦役 第三章 七年戦役 第四章 英仏の植民策、其衝突 第五章 ポーランド第一分割、王公同盟 第六章 露國のシベリア拓殖 第七章 第十八世紀に於ける歐洲の風潮
第五篇 革命時代
第一章 北美合衆國の獨立 第二章 仏國大革命の初期 第三章 仏國大革命の進行、ポーランドの滅亡 第四章 仏國恐嚇政治時期 第五章 仏國大革命末期 第六章 ナポレオンの覇業、歐洲局面の一変 第七章 歐洲獨立戦役、ヴァイーン列國會議 第八章 仏國大革命時代に於ける各國、植民地、太平洋探検
第四部 最近世史
第一篇 神聖同盟
第一章 アメリカ諸國及びギリシアの獨立 第二章 七月革命及び其影響 第三章 露の露政同盟、英の改革、葡・西の内乱 第四章 東方問題 第五章 二月革命及び其影響 第六章 英仏の同盟、東亞の情勢 第七章 英仏の同盟、東亞の情勢 第八章 イタリア統一 第九章 北美合衆國南北の争、メキシコの亂 第十章 英・普の争鬪 第十一章 獨・仏衝突、獨・以統一完成 第十二章 露・土戦役 第十三章 最近事件 第十四章 最近の進歩

五編第三章「仏国大革命の進行、ポーランドの滅亡」へと分属させている。もともと「王公同盟」だけで一時間を費やすという必要性はなかったのだから、これに「ポーランド第一分割」を加えても、時間的には十分間に合うことになる。このような章がいくつかあるから、章（項目）が減少したのは、授業時間一時間にこめるべき内容について、均等化を工夫した結果であると言えそうだ。そしてこのような場所では、峰岸米造の経験が活かされているということになるだろう。

内容に関しては、本書でも、「細目」のところでは指摘したと同じ今日との用語の相違が見られる。エジプト史での金字塔、方尖塔、獅子身女面像等はなかなか工夫した表現とは思いますが、ピラミッドは「塔」ではないだろうと、違和感も感じる。アッシリア史では、「文字は、所謂楔形文字」（8）と、今日と同じ用語が使用されている。ギリシア史の用語を見ると「民会」、ローマ史でも「元老院」、「民会」、「護民官」が使用されている。しかしアテネの「ボウレ（＝評議会）」は「豫審會」、ローマの執政官は「頭領」と訳されている。これらは用語についてだが、「近古」の第三篇第三章「英国両度の革命」では、「清教徒」の語はあるものの「清教徒革命」はない。「名誉革命」も「絶対主義」の語もない。この場合は、用語の問題を超えて、事件の意義付けに今日との相違も見られる。このように、扱われる事項を見ると、「細目」について評したと同様に「今日とかなり近い内容になっている」と一方で考えるが、取りあげる事実は同じでもとらえ方が相違しているところもあり、今日との懸隔を感じるところもある。

本書で特に注目しておきたいのは、フランス革命の記述である。箕作元八は、これも上述したように（51頁）、中学でフランス革命について教えることに反対する当時の議論を取り上げ、これを批判していた。その批判と本書における記述は、

どのように結びついているのであろうか。

彼のフランス革命の記述を追ってみると、まず最初に目に付くのは、ルソーや「革新文学」の空想性への批判である。「革新文学の第二期」（247）について「自由・平等の説大いに起こりぬ」（同としてモンテスキューとルソーなどを挙げるが、「ルソーは、極端の民主々義を懐ける詩人的空想家」であり、「人に賢愚・強弱・健孱・長幼・男女の區別あるを思はず。其理想社会は禽獣に近き蠻民の情態なるを察せず。然れどもルソーの文は明潔にして、直に人の肺腑に入り議論の方法亦頗る巧妙なりければ、當時の人は、其立論の基本が、全く空想に據れるを覺らず、之に付和雷同し、『社會の約束』、『不平等原因論』の如きは、讀書社會の經典となりぬ」（248以下）と述べている。また、ニュートン、ラボアジエ、ビュフォン等により、17世紀終わり頃から18世紀にわたり「理学の黄金時代」（249）」を迎えるが、これについても、「其影響として、法律・経済・政治の如き、複雑なる人事問題に、理学の研究法を誤用し、漫に天則を考定して、國情・歴史の如何を顧ることなかりき。これ革新論者が、徒に空想に流れし所以なり」（250）と述べている。

革命の原因については、1. 「革新文学の影響」、2. 土地財産の分配の不平等、3. 「商工社会」の活動に対する妨害、4. 行政の紊乱、5. 財政の困難、最後に、6. 「佛人が米國の獨立を見て、座ろに其壯舉を喜び、其制度に心酔し、國情・歴史を顧みずして、直に之を自國に施行せんと欲せし事」（255）を挙げる。アメリカの獨立革命の影響は誰もが指摘することだが、アメリカの制度を「國情・歴史を顧みずして」フランスに適用しようとしたものだとするのは箕作の議論であり、ここでも革命思想の空想性を強調している。

革命の経過については、まずルイ16世は「寛柔の君」（254）で大改革の志もあったが、「優柔不

断」だったため不幸な終焉を見るに至ったという。他方「ラファエット以下議員の大多数は、実地の経験なき空論家」(257)であり、「人權の説明と稱する、抽象的宣告文の編纂に、貴重なる時日を空費」(257)し、やっと定めた憲法では行政権を無力化するなど「有害無益の箇条頗る多かりしか」(258)と言う。ミラボーはこれを正そうとしたと評価しているが、ジロンダン「空論家多く」(258)、ジャコベン黨は「目的を貫くためには、如何なる激烈の手段をも辞さざりき」(258)と弾劾している。この結果国王の処刑と「凶暴なる外交」(260)、「恐嚇政治」(262)へと進むことになるが、「ロブスピエールの理想社會は、人民平等にして、財産を有せず、皆労働して奴婢を役せず、所得の半を政府に献じて、質素・精鍊なるにあり」(265)として、これを「ロブスピエールの空想」(266)と断じている。続くナポレオンの登場とその覇業、欧州独立戦争とヴィーン列国会議等の記述は、紹介を省略してよいだろう。

先に紹介した講演では、これまでの多くの無辜の民の殺害、政体の絶えざる動揺、戦争等々、フランスが「いろいろな不幸に沈んだ其原因と云ふものはどこにあるかと云ふと此大革命が大いに崇りをなして居ります」(18)と述べて、フランス近代史全体に対する「革命の害」を論じていた。この教科書で述べている「空論家」たちによる革命遂行とその結果として大量の人々の殺害や相次ぐ戦争、様々な弊害などの記述は、その講演での主張の具体的記述となっている。またこの記述は、上でも述べたが、裏を返せば明治維新以来の日本の歩みの肯定的評価と、日本の「國體」への自信とも結びついていたと言えよう。

『西洋史綱』について1932(昭和7)年に書かれた論文には、本書に対する高い評価が記されている⁽⁶⁷⁾。そこでは、まず、「明治三十年迄一般に『西洋史學』なる名稱は弘通しない」(647)と

いう事実が指摘されている。そして、もともと「西洋史」の呼称も「西洋史学」という学門も日本にはなかったし、東京大学では「欧米史学」の講義はあったが、「西洋史学」という名称を持つ講義はなかった。実質が西洋史である天野為之の教科書も、『萬國歴史』という名称だったと述べ、次いで、「しかしもう一方の事実として、明治20年代に入ると西洋史関係の翻訳著作が下火になり、殊に二十四年より三十一年に至る八箇年は、殆ど目星いものがない」(647)と指摘し、この時期を「西洋史(萬國史)研究の一轉期となる反省時代」(647)と呼んでいる(ちなみにこの期間は、筆者のいう「完成期文明史型万国史」の時代＝「万国史最後の時代」に当たる)。そしてこの「反省時代」に生まれてきたのが「西洋史学」であり、31年には中学校で「西洋歴史」を教えることとされ、そして「箕作、峰岸兩氏の『西洋史綱』が出版さるゝや、茲に大略今日見るが如き西洋史研究の様式の基本が置かれることゝなつたのである」(647)と述べている。

この評価は、第二次大戦後の1969(昭和44)年にも引き継がれている。酒井三郎氏が、「箕作元八・峯岸米造の共著の『西洋史綱』は、西洋史叙述の型を定めたものとしての意味を持つものであった」⁽⁶⁸⁾と評価しているからである。

だが、ここでいう「西洋史叙述の型」とは、いかなる「型」なのであろうか。筆者の結論を先に言えば、それは、「普遍史型万国史」でもなく、また啓蒙主義に基づく「文明史型万国史」のタイプでもない、「歴史主義に基づく西洋史叙述」という「型」を意味する。

『西洋史綱』の扉には、「歴史家之泰斗ランケ先生之肖像」とあって、ランケの肖像画が掲げられている。冒頭で、ドイツ近代歴史学(ランケ学派)の考え方＝歴史主義に基づく教科書であることを明示しているのである。また表3・13を見る

と、その構成（時代区分）には、ランケ学派の考え方が明瞭に示されている。前稿ではランケの「時代」概念と、それを伝えたリース自身の定義、及びその結果としての「古代・中世・近代・現代」への時代区分を紹介しておいたし、表3・12ではリースと箕作元八の時代区分とを比較しておいた。そこではリースが「現代」をフランス革命以後としているのに対し、『西洋史綱』の場合は、フィッシャーと同様に、「神聖同盟」＝ウィーン体制成立に置いている。このように、リースとは、区分を与える具体的事件や年号については異なっている。だが、例えば、「第一部 上古史」を見てみよう。それは四篇に区分されており、第一篇は西アジアに於ける文明の発生とその発展、第二篇はギリシアに於ける文明の形成とその発展、第三篇はヘレニズム時代を一つの特質を持つ時期と認め、その特質を「東西文化の融合時代」とし、第四篇はそれをローマが継承し、キリスト教を加えて総合する時代、そしてこのローマ文化を基盤としてヨーロッパ中世という新たな時代が形成されるというふうに展開されていく。ここでは、一つ一つの時期（各篇）が、それに固有な特質の生成・展開・没落する過程ととらえられ、その没落とともに別の特質を持つ時期へと「移行」し、また、全体としても「上古」から「中古」へと移行していくことが語られている。もっとも、このような「上古史」の編成は、「普遍史」と「啓蒙主義的世界史」でも見られたのではないかと反論できそうにも見える。エジプトやバビロニア、アッシリア以後の歴史についてはすでに「普遍史」の段階で整理が進められたし、啓蒙主義的世界史でも、その順序などは継承された。そして、『西洋史綱』もまた、それと殆ど異なっていないようにも見えるからである。しかも啓蒙主義的世界史は天地創造やアダム、エヴァ、ノアなどを世界史記述から追放したことで、「普遍史」に対し劇的とも言え

るほどに目に見える大きな変革を行った。これに対し、『西洋史綱』は啓蒙主義的世界史と同様に上古史をエジプトから開始しており、この点、何の変更も無いように見える。こうしたことから、啓蒙主義的世界史から歴史主義的世界史への転換は、目につきにくいという点はある。だが、「第三部 近古史」を見てみよう。『西洋史綱』は、第一篇から第五篇に至るまで、全ての時期に、それに固有の特質を示すタイトルを与えている。これを、前稿で論じたスウィントンの啓蒙主義的世界史の時代区分と比較してみよう。スウィントンは、「近代」を、16世紀から19世紀まで「世紀」によって区切っていた。当然、彼に依拠した天野為之も、木村一步も、同様であった。そこでは「文明」の進歩が語られてはいるものの、しかし、その「進歩」における各世紀の「個性」は何も説明されていない。これに対しリースも箕作元八も同じような「三分法」的名称を使用はする。だが、その「時代」のとらえ方は異なっている。その「部」－「篇」－「章」の編成内容を見ると、各「章」でその時期を形成する様々な本質的要素を記述し、それらを総合するものとして「篇」が設定されそしてその諸篇が、全体としての中古、近古等々の「時代」＝「部」を形成するものとして配列されている。各時代を、それが人類史全体で如何なる個性的特質と意味を有するかにより段階付け、またその各時代についても、その時代を構成する各時期に区分して、時期特有の個性はいかなるものか及びその特質がそれを含む「時代」全体との関係で如何なる位置を有するののかによって、段階付けているのである。少なくともそのように段階付けようとする努力が認められる。『西洋史綱』は、このドイツ近代歴史学に特徴的な考え方（＝発展段階論）を古代から現代まで一貫して適用して編成した西洋史叙述なのである。

上記の池田論文のいわゆる「反省時代」の動き

は、筆者のここまでの記述の脈絡からいえば、西洋史学がドイツ歴史学を基礎とする「官学アカデミズム史学」の一環として確立するに至る動きと言い換えることができる。『西洋史綱』は、まさに箕作元八という官学アカデミズム史学の最初の担い手の一人の主導で提出された西洋史叙述だった。そしてそれを、酒井三郎氏は、戦後の西洋史叙述も含めて勘案しつつ、日本における「西洋史叙述の型を定めた」と評価したわけである。

酒井氏が『日本西洋史学発達史』を上梓したのは、1969（昭和44）年であった。1970年代に入ると、全世界的にも歴史学は大きな転換期を迎える。各国の議論の内容や移行の時期は多少異なるにしても、アメリカやフランス、イギリスなどでもこの時期に歴史学が大きく転換して、「全体史」、「社会史」その他名称は様々だが、現代歴史学へと移行した。ドイツでも、戦後もなお支配的だった「歴史主義」が「歴史的社会科学」を主張する歴史家たちによって批判され、「社会史」へと移行する。そして、1970年代の日本でもまた、いわゆる「戦後歴史学」から今日の「社会史」への転換が始まっている。酒井三郎氏は、こうした移行期に入る間際の時点にあって、そこになお「歴史主義」の伝統の存続を認め、その伝統の出発点に当たる西洋史記述として『西洋史綱』を位置づけたと言えるであろう。また、『西洋史綱』が初版後も長期にわたって西洋史叙述の一典型としての役割を果たし続けたのは、ドイツ自体に於いてもそうであったように、日本に於いても、明治から大正、第二次大戦を経て戦後に至るまで、様々な曲折を経て、なお、ドイツ近代歴史学に基づく「官学アカデミズム史学」が一定の影響力を保持し続けていたからであると言えよう。

以上述べてきたことを日本の世界史教科書の歴史という視点から見直すと、それは以下のようになる。日本の世界史教科書の世界で「完成期文

明史型万国史」に終焉をもたらしたのは、一つは、国史、東洋史、西洋史の三分科制への移行という、制度上の変化である。だがこの変化は、歴史学の担い手の確立とも結びついていた。この時期に形成された「官学アカデミズム史学」が、以後の日本における歴史研究の最大の担い手となるからである。この「官学アカデミズム史学」は、ドイツ近代歴史学を受容することによって形成された。そもそもドイツ近代歴史学は、啓蒙主義とその歴史学を批判して歴史主義を唱え、史料批判に基づく「科学的歴史学」を標榜しつつ登場してきた、ヨーロッパ最新の歴史学であった。そしてそれは、日本の教科書の世界に於いては「翻訳教科書」を最終的に消滅させ、また、西欧の啓蒙主義的世界史を換骨奪胎して形成された「完成期文明史型万国史」に、さらには「万国史の時代」そのものに、終焉をもたらしたのである。

だがこの終焉は、新たな出発点でもあった。そこから始まった世界史教科書づくりのあり方が、今日もなお、引き継がれているからである。

おわりに

本稿によって、教科書を中心素材として見る日本における世界史教育の歴史のうち、その第一期、「万国史の時代」について、まとめを終えることが出来た。

「万国史」の存在を知ってからもう三十年以上もたつが、そのときから折に触れて史料を入手しては読むことを少しずつ続けてきたことに、やっと一つの終止符を打つことが出来たわけである。始めた頃は、重要な史料（教科書）は図書館で借りだしては手写していた時代だった。だが現在では、すっかり変わった。デジタル化が進んだ結果、日本だけでなく各国の図書館が所蔵している書籍なども、インターネットを通じて居ながらにして読むことが出来る時代となってきた。

基礎資料は入手しやすくなったものの、しかし教科書を巡る周囲の状況の調査は、なかなか思うに任せないところがあった。もちろんこれは筆者の能力の限界がもたらしたことではあるが、本稿のようなテーマでの研究がこれまで少なかったことも、その一因である。とりわけ教科書の著者については経歴が不明な人々が多数あったし、論証が行き届かず、推測に止めざるを得なかったことが多々ある。後に課題として残した問題が多くあることも残念である。

今回まだ十分に解明できずに残してしまった問題の調査は、今後も継続していかなければならないだろう。しかし、一方でこの作業は継続しながらも、今後は、日本における世界史教育の第二の時代、国史・東洋史・西洋史「三分科制の時代」の研究のほうに移っていきたいと考えている。

註

1. 『日本近代教育百年史第1巻』は「二十世紀初頭」(2)以降を「整備期」とし、第4巻は、中学校の「整備期」の記述を1899(明治32)の中学校令改正から開始している。この意味では、本稿の用語はややはみ出している。しかし、中学校令改正は井上毅による「高等学校令」(明治27)が契機だったことに鑑み、少なくとも中学校における世界史教育を対象としている本稿では、明治27年からこの用語を使用するのも許されるのではないかと考えた。
2. 前稿以来満井隆行氏(『外国史の教育—その史的研究—』葵書房、昭和41)に多くを負って来たが、氏は明治期における外国史教育を「明治前期」と「明治後期」に区分し、画期を明治27年としておられる。その理由を、一方で「明治二七年(一八九四)、中学校における歴史教育に日本史、東洋史、西洋史という三区分法が採用される」(13)からと説明されている。しかし他方では、「明治後期とは、歴史教育における三区分法が提唱された明治二七年(一八九四)から、同三五年(一九〇二)の三区分法による歴史教

授要目の制定を経て、同四四年(一九一〇)歴史教授要目の改正にいたるまでをさす」(119)とも説明されている。そこでは、明治27年が一つの画期であったとしても、それが三区分法の「採用」によるのか、「提唱」によるのか、曖昧なままに置かれていた。

この点を明確にされたのが茨城智志「1894年の『尋常中学校歴史科ノ要旨』に対する再検討」(総合歴史教育研究会『総合歴史教育』第37号、2001、以下、茨木、2001と略記)である。氏は1894(明治27)年の「尋常中学校歴史科ノ要旨」の作成過程を詳細に調査し、「『尋常中学校歴史科ノ要旨』自体は…作成後は行政的に曖昧な地位に置かれていた…。その中で東洋史・西洋史は1898年の『尋常中学校教科教授細目』そして1902年の『中学校教授要目』を経て中学校での学科目として定着」(43)したとされている。本稿が明治27年から35年までを一つの時期とし、これを「尋常中学校教科教授細目」の作成された明治31年で区切るのは、このような氏の分析に基づいている。

3. 關藤成緒『新撰 支那小史』と検定との関係は、註19で述べるように、明治31年からは具体的に分かる。だが30年以前の状況については不明である。

4. Riess, L., *Short Survey of Universal History*, 2 vols. 富山房、明治32、20頁。

5. 南塚信吾氏は、「近代日本の『万国史』」(秋田茂、永原陽子、羽田正、南塚信吾、三宅正明、桃木四郎編著『「世界史」の世界史』ミネルヴァ書房、2016、所収)で、辰巳小次郎・小川銀次郎『萬國史要』について「フィッシャーの影響を受けたもの」(318頁)とされている。

なお、南塚氏の論文は筆者の前稿が印刷に付される直前に出版されたので、前稿では参照することができなかった。だが、氏と同じく筆者も万国史を対象にしているものの、問題意識が異なる以上、差異が何点か生じることは当然のことでもあり、その差異も、氏の論考によって既発表の拙稿を訂正することまでは必要ない程度と考えている。

6. Fisher, George Park, *Outlines of Universal History*, 2 vols. New York and Chicago, 1885-1886. フィッシャーは近代最後の「近代第5期」の一章(第8章、発明と発見)で19

世紀の文化を記述している (pp.631-652)。内容はスウィントンよりもはるかに詳細なので、後に度々指摘するように、本教科書以外にもフィッシャーを利用する例が多い。

7. クレイステネスの改革の記述は、その教科書とスウィントンとの関係を示す典型的な一例となるので前稿でも利用した。ここでもその訳文を記すと、以下のようになる。

新たな体制の下で国家は純粋な民主政となり、自由と平等の確立は愛国精神に大きな影響を与えた。その結果は、アテネが間もなく勃興して中央ギリシアの指導的国家になったということである (Swinton, William; *Outlines of World's History, Ancient, Mediæval and Modern, with Special Relation to the History of Civilization and the Progress of Mankind*, New York and Chicago, 1874, p.90)。

8. 啓蒙主義に関する記述は、以下の通りである。

國事愈々急なるに従ひて破壊の論頻りに起り、國政と國教とを攻撃して佞借せず。モンテスキューは英國憲法の美を稱讚し、ボルテールは人權の重すへきを唱道し、ルーソーは人民の多數は主權を有して人民の少數を壓すへきを主張す。其他當時の政府社會を攻撃し、治安を妨害せざるものなし。佛國民の不平なる、是等の甘言美辭に惑亂せらるゝもの多く、遂に一大擾亂を惹起するにいたり (266頁以下)。

9. スウィントンのギリシア史の時代区分は下の通り。

- ①ドーリア人の移住〜ペルシア戦争まで (1100-500BC)、
- ②ペルシア戦争〜マケドニア王フィリップのギリシア征服まで (500-338BC)、
- ③マケドニア王フィリップのギリシア征服〜ローマ人の征服まで (338-146BC)。

フィッシャーもギリシア史を三期に区分していた；

- ①ペルシア戦争以前のギリシア (先史時代〜500BC)、
- ②ギリシア繁栄期 (500-359BC)、
- ③マケドニア時代

しかしフィッシャーは「マケドニア時代」の期間を年号で示しておらず、また具体的記述では前36年のヘロデの戴冠までが記述されていて、スウィントン (=磯田良) とは時間的な幅が異なっている。

10. 「此革命の起源を繙めるに (一) 貴族僧侶が特權を有し (二) 財政ハ困難に陥り (三) 國王ルイー六世ハ柔弱にして定見なきことを以て主因とす而して「ふらんす」哲學、文學の革命的精神及び「あめりか」獨立も亦頗る之を煽揚せり」 (391) と述べるのみである。啓蒙主義についても「此時佛國には「ヴォルテアア」「ルーソー」等出て懷疑的及改革的の哲學を唱へて以て人心を激励し…」 (393) といった、ごく簡単な記述で通している。
11. 萩原隆「政教社の國粹主義 (上、下)」 (『名古屋学院大学論集・人文・自然篇』48-2、2012及び49-1、2013) による。「國粹主義」という言葉は雑誌『日本人』の第二号に初めて登場するが、それは「志賀重昂個人の使用 (おそらくは『造語』) によってである」 (上、11頁) とされ、以後、グループ全体が共有する中心的コンセプトとなっていたという。
12. 帰国後はベルリンのギムナジウムの教授となっているが、ドイツでは、「さるかに合戦」、「花咲か爺さん」をはじめとする日本の童話をドイツ語に翻訳したことで名高い。
13. 松本通孝「日清・日露戦争と国民の対外観の変化—明治期中学校外国史教科書の分析を通して—」、青山学院大学教育学会紀要『教育研究』第44号、2000、52頁。なお、筆者は、松本通孝氏と違って「完成期文明史型万国史」の段階を設定している。そのため筆者は、この「転換」の内容を、「完成期文明史型万国史」 (=日本と中国の両国をアジアに於ける文明国として位置づける考え方) から、中国を脱落させて日本をアジアの盟主とする主張への「転換」の意味で捉えている。
14. 東京帝国大学編『東京帝国大学卒業生氏名録』、昭和8。
15. 以後もなお万国史のタイトルを保持しながら出版されたものに、敬業社『萬國小歴史』がある。しかし、本書の初版が刊行されたのは、明治22年であった。

16. 上記註6を参照されたい(社会主義の説明はp.588-589)。
17. 近世史の第八章「東洋と西洋との関係および日本帝国の勃興」のうち「日本帝国の勃興」(326-333頁)より。
 ここでは日本人について「純然たる『モンゴル』種族に非ざるが如し」(327)とし、その理由を「只吾人に明知せられ居るは日本の主要なる民族は太古に於て、概して美麗なる人種なりしことこれなり」と言うのだが、こうした断言の論拠については、「神代に於てイザナギ、イザナミ二神の如きは最も美麗なる神にして、二神互に『美なるかな』と稱し玉へり。其の御子天照大神は光彩華麗にして日の如きなり」(327)と述べている。
18. 満井隆行、上掲書、89頁。
19. 『新撰 支那小史』と検定との関係を示すものとして、東書文庫に、明治31年8月24日付の「検定」の印のみが押されている訂正第3版が収められている(同一のものが2冊あり、ともに「検定」の印のみ)。これに対し『検定 済教科用圖書表』で明治31年に検定済として記載されているのは「訂正第四版」であるから、第3版検定後、検定で指摘された誤りなどを訂正して提出し、その「訂正第四版」がパスして「検定済」となったと推定される。
20. 茨木、2001、35頁。
21. 「大日本教育會」は、1883(明治18)年に日本の「教育の普及改良上進」と教育施設を「翼賛」することとを目的として創設された団体。私立の教育団体ではあるが、自由民権運動に対する危機感から教育界との媒介項となる団体を求めている文部省の肝いりで設立され、文部官僚も多く会員となっていた。その機関誌『大日本教育會雜誌』は、こうした経緯から、教員教育のための授業法研究や学術講演などのほか、文部省の法令等も掲載していた。後述する那珂通世と箕作元八の講義も、本会の「講談会」の場で行われた(註25も参照されたい)。
22. 茨木、2001、46頁。
23. 同、36頁による。
24. 「世界史」の提起が行われたのは「東洋史」と「西洋史」の分立を提案した文書中のことであった。しかも「東洋史」と「西洋史」は明治初期から次第に分立の度を強めてきて

- いたし、後述するように(63頁以下)、当時は「万国史」の解体による両者の分立の方向に事態が動きつつあった。筆者は、こうした現実なかでは、両者の統合(「世界史」)に向かう意識は、たとえ生まれはしても強力な推進力までには伴い得なかったのであろうと推測している。
25. 那珂通世「東洋地理歴史講義」1-10、『大日本教育會雜誌』第162号～182号、明治28-29。
 箕作元八「西洋歴史教授法に關する卑見」、『大日本教育會雜誌』第176号、明治29。
26. 奈須恵子「那珂通世『東洋地理歴史講義』における『東洋歴史』構想」(立教大学教職課程『教職研究』16、2006)
27. 「歐羅巴、亞米利加、阿非利加等を汎く西洋と云ふに對して、大抵まあ亞細亞の諸國を東洋と云ふことに用ひやうと思ひます。「東洋歴史の範圍」は時々變遷しますが、先づ大略亞細亞の大部分の歴史であります」(『大日本教育會雜誌』第162号、明治28年、28頁)と述べている。
28. 『大日本教育會雜誌』第175卷、明治29年、69頁以下。
29. 池田哲郎「明治三十年以前の西洋史」、歴史教育研究会『研究評論 歴史教育』第7卷 第9号、四海書房、1932、648頁。
30. 本書は和綴じ本で、新書に換算すると、一冊半強である。**表3・2**にあるように明治29年の初版と31年、32年の「訂正再版」がある。31年版は初版から西欧諸国のアジア侵略関係の諸章を削除して縮小したもの、32年版は、驚くことに29年の初版を殆どそのまま提出している。従って、本稿の本文や註の中で記す引用頁数は、初版と32年の訂正再版で全て同一である。31年版も、削除しないで残した諸章では、初版の文章を変えていない。
- なお、**表3・7**にある文学社編輯所刪定『中等教科西洋小史』も29年初版の文章を簡略化して原勇六が編纂したものゆえ彼の著作とも言えるものだが、こちらは、修正を施したものが検定で合格している。また同表中の『簡易西洋史』は「本書ハ、主トシテばるんす、ふりーまん、すういんとん諸氏ノ編著ニ係ル學校用歴史ヲ参考シテ、著作セシモノナリ」(凡例)としていて、やはりスウィントンに主として依拠してはいるが、『中等教科西洋史』とは時代

区分も異なり、それとは別系統の著作である。

31. 原勇六がギリシア史の記述をスウィントンに依拠したと判断するのは、一つには、ギリシア史の時代区分でスウィントンに従っているからである。というのも、原はギリシア史の終局をローマがギリシア「全国を圧伏」(1-33)した時点に置いているが、これはローマが前146年にギリシアを属州化した事件で古代ギリシア史を終えているスウィントンと一致しているのである(註9参照)。

第二には、内容的にも、例えば下のクレステネスの改革に関する文章がそのことを示している(註7参照)。

かくてアゼンスは、純然たる民主政となり、其自由平等の制は、よくアゼンス人民の愛國の精神を鼓舞して、アゼンスをして中土に雄視するに至らしめたり(1-18)

32. フランス革命の記述では、原因論でボルテール、モンテスキュー、ルソーの思想を紹介し、「かく自由平等の説、漸く民心に浸染し來りては、従來の政體に對して不満を生ずるは當然の事にて、鬱勃たる不平は、終に發して佛國革命となり、一時全歐洲を震蕩する」(3-3)に至ったとしている。また、立法議會以後はどちらかと言えば客觀的経過説明を行ってはいないが、三部会招集から封建制廃止までを「平民の勝を制」する四つの段階に分けて説明しており、「平民」の側から見た記述になっている。
33. ギリシア史の三期の時代区分については註9参照。またクレステネスの改革については、以下のように述べる。

人民悦服して各自に愛國の心情を振作せり。斯くの如くにしてアゼンスは中部希臘に霸權を振ふに至り…(34)

34. 満井隆行、上掲書、152頁。
35. クレステネスの改革について、「かくてアテナイは純然たる民主政體となり、人民之によりて愛國の精神を鼓舞し、希臘中土に雄視するに至れり」(24)と述べている。
36. 下の文章は社会主義に関する第十節全文であるが、また本書の最後の一文でもある。文章の内容自体は、上記註6

にあるフィッシャーの記述に拠っている

社会主義は財産共有説と共に今世紀間に流行せり。佛人ブルードンは財産は賦物に等しきを唱へ、獨人ラッサルは國家は労働者會に相當の利子にて資本を貸与すべしとし、マルクスは現存の社會組織を転覆す可きを論じ、倫敦府に起れる萬國労働者組合は平均の法に依りて社會を改造するを目的とせり。此間社會主義にも幾多の説を生じ來り、其極端なるは過激手段を採りてさへ其目的を達せんとする者あるに至れり(241)。

37. なお白鳥庫吉『新撰 西洋史』(明治32)になると「西洋史」からインドが削除されており、三分科制に構成面でも対応したものとなっている。またこの『新撰 西洋史』のほうは「検定済」となったことについては、表3・7を参照されたい。
38. 満井隆行、上掲書、142頁。
39. この場所は結局修正していないが、修正を行うとすれば、「笈増/計ニ反シテ殺サズ」とでもすべきだったのだろう。
40. 一例として、春秋時代の覇者の一人、晋の文公に関する記述をあげておこう。29年版には、19年間の放浪の後帰国して即位し、その後、「趙衰、狐偃、介子推等カヲ輔佐ニ尽シテ遂ニ諸侯ニ覇タリ」(11丁)という文章がある。これに対し検定官が修正を求めたが、「貪天の功」の故事からいって介子推は即位後の文公に仕えていないことは明らかである。だが、30年版では、修正に応じていない。そこで、30年版には、新検定官が「介子推ハ文公流浪ノ際コソ共ニ艱苦ヲ同ジウシタレカヲ輔助ニ尽シタリト云フヘカラズ」という、29年版への付箋をもう一度貼り付けている。さらに新たな付箋を添付して、「介子推ノ三字削」と指示している。両教科書の検定では、この類いの著者の誤りと二人の検定官とのやりとりが多々見られる。
41. 満井隆行、上掲書、150頁。
42. 満井隆行、上掲書、143頁。
43. イギリスのインド支配について「自治制を布き、普通教育を奨め、出版の自由を與え、道路、鐵道、電信、郵便等

の便大に開け、土人皆業に安んず。古来印度人は、未だ嘗て此の如き泰平に浴せしことあらざるなり」（巻二、83丁）とするのは、当時の親英的空氣の反映であろうか。また中国人民の性質については、場所によって異なるとしつつ「支那沿岸の民は、商に敏にして勤儉の徳あり。容不潔を嫌はず。口粗食を厭はず。利の為に義を顧みず、国家の公をすて私を営む」（巻二、110丁）と述べている。また反露の言説は日清戦争に関する「三国干渉」以後の日本によく見られるものであった。

44. 本文全193丁のうち、最初の58丁（總論、上世史、中世史の上期上、秦・漢まで）の部分で調べただけでも、付箋24枚、赤の書き込みが65カ所、合計89カ所も指摘されている。また、7丁と8丁が入れ替わっているし、25丁、26丁、28丁が欠落している。このほか本文でも触れている章の数値の間違いなど、編集上のミスも多い。
45. 藤田豊八『東洋小史』（明治30）は『東洋史』（明治29）を分量で約半分につづめた要約書である。『東洋史』から丸ごと移した文章も多いので、検定官から間違いとして指摘されている文章や誤字、年号なども共有しているものである。なお、明治32年刊行の『東洋小史』は「検定済」となっている（内容については、表3・8参照）。
46. 国会図書館コレクションには「上巻」が収蔵されているだけで、教育図書館、東書文庫にも収蔵されていない。他方、『検定済教科用圖書表』には本書は挙がっていない。
47. 三宅米吉は、「三十年文部省の開催せし夏期講習會に君〔那珂通世〕は東洋歴史講師を、箕作元八氏は西洋歴史講師を、予は本邦歴史講師を命ぜられたり、是に於いて文部省も公然西洋史東洋史の區分を認むるに至りしなり」（三宅米吉「文學博士那珂通世君傳」、故那珂通世博士功勞記念會編『那珂通世遺書』大日本圖書株式会社、大正4、33頁）と述べている。
48. 酒井三郎『日本西洋史学發達史』吉川弘文館、昭和44、82頁。
49. 松沢裕作『重野安禪と久米邦武』山川出版社、2012、75頁。
50. 永原慶二『20世紀日本の歴史学』吉川弘文堂、2003、

41頁。

51. 各週における授業配分は次のように表示されている。

科目	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
	毎週	毎週	毎週	毎週	毎週
国史	一時	二時			一時
東洋史			二時		
西洋史				二時	一時

このように、授業時間配分表には「国史」、「東洋史」、「西洋史」の語が使用されている。

52. この事情については、拙著『世界史とヨーロッパ』（講談社現代新書、2003）で述べておいた。
53. ●と○については、◎のような客観的基準による区別ではないため、判断に当たって筆者の主観が混入することは避けられない。だが、そうではあっても全体の傾向はこれによって伺うことができると考え、掲載することにした。
54. 満井隆行、上掲書、150頁も参照。
55. 西洋史では、典拠となる文献は不明だが、修正意見の根拠としてリースの記述を挙げているものがある。原勇六『中等教科 西洋史』（明治29、本書については註30参照）の検定（明治30年4月6日）に際し、古代ギリシアにおける「僭主時代」を原が「紀元前六百七十六年より同五十年に至る間」（1-16）としたのに対し、付箋では、「五十年ハ五百年（リース）」と指摘している（他に1-18でも）。
- なおリースには実際に「僭主たちの時代（676-500BC）」という記述がある（Ludwig Riess, *Short Survey of Universal History*, 2 vols, 富山房、明治32, p.74）。
56. 茨木、1999、9頁。
57. 同、21頁。
58. 礪波護「桑原隲藏」、今谷明／大濱徹也／尾形勇／樺山紘一編『20世紀の歴史家たち〈5日本編 続〉』（刀水 歴史全書）刀水書店、2006、29頁。
59. 宮崎市定、上掲「解説」、759頁。
60. 桑原隲藏「『那珂通世遺書』を読む」、『桑原隲藏全集 第2巻』岩波書店、377頁。
61. 桑原隲藏「那珂先生を憶ふ」、『桑原隲藏全集 第2巻』

- 岩波書店、564 頁。
62. 宮崎市定、上掲「解説」、755 頁。
 63. 江上波夫「藤田豊八」（江上波夫編『東洋学の系譜、第 2 集』大修館書店、1994）、27 頁。
 64. 宮崎市定、上掲「解説」、764 頁。
 65. 箕作元八、峰岸米造『西洋史綱』六盟館、明治 32。
 66. 峯岸名誉教授教育功労記念會「峯岸先生傳」、峯岸名誉教授教育功労記念會編『峯岸名誉教授教育功労記念誌』、昭和 13。以下の引用も本伝記から。
 67. 池田哲郎、上掲論文。以下の引用も本論文から。
 68. 酒井三郎、上掲書、79 頁。

※本章の目次については、今回、前稿で示した第三節のタイトルの一部を変更した。